

## 第四十五 本居宣長

〔要旨〕 學問興隆の世情につれて、その範圍は、從來獎められた孔孟の訓のみに止らず、國家勃興の機運を促して行つた。本章においては、その過程を授けながら、これを大成した本居宣長の熾烈なる研究事蹟に觸れさせ、その人となりに私淑させて、復古運動の礎石をなした勲業を讃仰させるのが要旨である。

本教材は、はるかに、王政維新への國民運動に關し、序説的位置を占めてゐる。この點に注視し、復古運動の全野から眺めて、そこに、宣長の生涯の事業を熟視することは、歴史の繼續を有意義ならしめ、國史を國民精神研究の學たらしめる上に、特に大切なことである。

〔位置と聯繫〕 前章に緒を見出した對外關係は、以後、國內事情と交互に、或は並行的に叙されて、遂に聯關錯綜し、一體化して眺められべき世運となる。そして、對外・對幕兩運動の動きは、共に、復古機運を漸次に濃厚ならしめつゝ、到達點を大政維新に求めてゐるのである。

その對内事情中、王政復古への第一歩を印したものが、即ち、本章の記事である。さうして、宣長を中核とした國學研究の後世への影響は、章最後の結語として大書されてゐる。

### 〔教材の解義〕

ロシア船の來航後、百五十年桃源の夢は破れて、北邊は漸く多事を傳へ、海防論の擡頭と共に、外寇を叫ぶ聲は、日にまし民心を刺戟して行つた。この頃また、國內においては、學問の普及と共に、尊王の思想が次第に浸潤して、漸次、幕府の根柢を搖がさうとしてゐた。

〔國學が起つた〕 慶長・元和以來、幕府の獎勵と、世の靜穩とにつれ、官學朱子の學を中心として、東西兩都をはじめ、各地の學に赴くもの漸く多く、漢學は花咲く盛時を現出した。かく、漢學の隆盛なる一方において、國學も漸く勃興して、國史・古典の研究は、次第に歩を進めて行つた。この、國學研究の先驅をなし、鼻祖と仰がれる者を、元祿の頃大阪に出た僧契沖とする。

契沖は、攝津國尼崎の産で、青山侯の藩士下川元全モトダケの息として、寛永十七年（家光の時）に生れた。性來強記、五歳にして、母から百人一首を聞いて、一々暗記したと傳へられてゐる。十三歳の時、剃髮して高野山に學び、後、尼崎附近の某寺に住して、老母への孝養怠りなかつたが、その歿後大阪に遷つて、著述に専念した。契沖は、博學多識、夙に和漢の書を讀破して、歌學に殊に精しく、萬葉の奧義に通じてゐた。

水戸侯徳川光圀は、夙に契沖の高風を慕ひ、これを聘用しようとしたが、老の故をもつて應ぜず、ついで、その依囑により、「萬葉代匠記」（萬葉集の註釋書）を書いた。その他契沖は、和歌・物語類の註釋を數多公けにして、オリヂナルな見解を世に問ひ、もつて、古語研究に曙光を與へた。

契沖とほとんど時を同じうして、京都伏見稻荷山の祠官に、荷田春滿カネツマといふ者があつた。古史・律令・古典

に通じて、多くの門弟を養ひ、本邦特異の古道を發見しようとして、世の儒道に耽ることを痛罵し、國學の踏査を叫んだ。それらの弟子中、よく師道を繼續した者は賀茂真淵であつた。

●荷田春滿の名は、教科書中には全く見えてゐない。而も、契沖後の國學の系統を語るためには、僅ながらも、その傳が出なければなるまい。

真淵は、元祿十年遠江國に、おなじく祠官の子として生れた。長じて、程近い濱松の旅館本陣の養子となつたが、日夜讀書に耽る故をもつて、次第に、養父の忌むところとなつた。然るに、その妻は夫の偉才に感じて、いよく修學を勵ましたので、真淵は三十七歳にして上京し、春滿の門に入つた。これより、真淵は研鑽怠りなく、春滿の歿後江戸に出で、こゝに門弟を導いたが、來つて教を請ふ者は數百人に達した。その後、真淵は田安家に仕へること十五年にして辭し、居を日本橋濱町に營んで、これを縣居アガキと號し、國學の教授と著述とに従事して、明和六年、七十三歳にして歿した。その門弟中、もつとも名ある者は、本章の標題人物本居宣長であり、この人に至つて、國學は眞に大成せられたといはれてゐる。因に、宣長の同門中には、彼の盲學者塙保己一も交つてゐた。

世に、前記荷田春滿・賀茂真淵・本居宣長に加へて、平田篤胤を總稱し、これを「國學の四大人」と呼んでゐる。その中、もつとも名ある者が宣長であることは、いふ迄もない。而も、「真淵の前に真淵なく、真淵の後に真淵なし。」と絶讃された縣居大人の業績にも、また、刮目して視るべき高價は存するであらう。

○萬葉代匠記には、初稿本と精撰本との二種がある。最近、著作者自筆の精撰本四十九冊が、東京市向島小梅の徳川家（舊水戸家）寶庫の中から發見されて、契沖全集刊行に大なる便益を與へた。

○賀茂真淵は明治三十八年に、荷田春滿は大正八年に、それと從三位を贈られた。明治初年以降、功業ある學者に追賜された位階は、大部分が正四位（契沖も同位追贈）である。それらに比し、右兩人の勳績のほども、對考せられべきであらう。

○大正七年十一月十七日、皇典講究所・神宮奉齋會、その他の諸團體、ならびに朝野有志の發起により、皇典講究所國學院大學内において、真淵翁百五十年祭が執行され、同時に、遺品・遺墨等の展覽も行はれた。

○賀茂真淵の墳墓は、既述澤庵和尚のそれと同じく、品川東海寺境内にある。なほ、現靖國神社宮司賀茂百樹氏は、真淵の後裔であるといふ。

宣長からど  
う思ふか

史實ぢやない。史實に聞いて、その「人」を知り、そこから教へられるのだ。宣長に關する史實から、宣長のどんな「人」を感得し、それをどう教師たる自己へ持つて來るか。

その教師が、どう兒童に對するかである。

宣長を、私はかう見、かう習つて、かう兒童に對する。

○他律をこれ、事とする人らの多いことよ。自律！ 自律！ 自律にのみ生命はこもる。

○依頼は、何も受取ることなくして終る。自恃のみが汝を活かす。

○繼承もよい。だが、その繼承は、創造を生んでこそ意義が生ずる。

○安逸者流よ。お前は、決して宣長を口にするな。苦行のみが果を結ぶ。

○永遠を目ざして進め。刹那は、近眼者の前にのみ認められる。

○自覺なく、他から覺めさせられたものは、またすぐに眠つてしまふ。盲人に自覺はあり得ない。

○受動は遂に動かすなる。發動外に動きはない。バツシツを捨て、アクティヴへ。

○普遍は、一色にぬり潰されて、遂に色なきものとなる。特殊こそ、そこに色ありだ。

【宣長のおひたち】 本居宣長は、享保十五年(吉宗時代)伊勢國松阪に生れ、幼名を彌四郎といつた。幼より強記にして、八歳の頃から學に就いたが、修めて忘れるなく、早く非凡の天才ぶりを顯現した。幼にして父に訣れたので、母(法號惠勝大師)は家事一切を掌つてゐたが、わが子の家業商賣の道に疎く、ひたすら學に志すのを見て、これを醫師たらしめようと志念した。仍て、宣長は、二十三歳(家重の時)にして上京し、まづ漢學を學んだ。ついで、小兒科の醫術を修め、二十八歳歸郷して、同醫を開業したが、その投藥、治療の手法等頗る巧で、世に「活藥師」の名をさへ得た。

宣長が、はじめて國學に志したのは、歸郷の前年、契沖の著「古今餘材抄」等を読み、更に翌年(歸郷の年)眞淵の「冠辭考」に接してからであつた。これより宣長は、診療往復の途、駕籠の中にも書を棄てず、もつぱら古史・古文を究めて、わが國體の尊嚴なる所以を知り、こゝに國學普及の志を立てた。この頃から、宣長は、賀茂眞淵の學風を傳へ聞いて、これに私淑するところが深かつた。

宣長の三十二歳に達した時、眞淵は關西の旅に上つて、山城・大和を經、伊勢を巡り、同國松阪に一泊した。これ聞いた宣長は、物の手にあるを捨て、急速旅宿に訪ふて、重なる疑義を質すと共に、固く師弟の約を結んで訣れた。これより宣長は、書見を重ねて、疑あれば直ちに書を認め、飛脚に託して、江戸なる眞淵からの教を受け續けた。この頃から、宣長の學殖はいよゝゝ深く、眞淵歿後は比儔なき國學者として、名を一世に謳はれるやうになつた。

【古事記傳をあらはした】 これより先、漢學の全盛につれて、儒者は孔孟の發祥地支那を尊び、わが國を輕んじようとする風が濃かつた。元祿の碩儒荻生徂徠の如きも、儒學に心醉するの餘、彼土を中華と敬して、自國を東夷に充て、その孔子の畫像に賛するや、「夷人物茂卿」と記したほどだつた。尊き自己を棄て、みだりに外土を崇敬したこの弊風は、その後傳統して、毫も改められることなく、宣長の頃にまで及んでゐた。宣長は深くこれを慨し、儒佛を斥けて、國體の尊嚴なる所以を周知させ、惟神の大道を闡明しようとして起つた。その事業中、もつとも知名なものは、「古事記傳」四十八卷の大著である。

古事記傳は、わが國現存書籍中もつとも古い古事記の註釋書で、本邦古代の歴史・言語・風俗等を知るに缺くべからざる寶典として、現在においても亦、國語・歴史學上、この書に負ふところが頗る多い。因に、古事記は元明天皇(奈良時代)の朝、太安麻呂が語部稗田阿禮の記憶に基き、勅を奉じて撰修したもので、神代より推古天皇の御代に及び、わが國變遷の跡を記した史籍(卷三)である。

●高等科兒童に、既修事實として質して見る時、原本古事記と、その註釋書なる古事記傳とを混同して、

區別し得ない者が、過半数といつて好い。それ故、この時において、一には時代を判別させ、一には書籍の本末を辨知させるやう、豫め取扱を周到ならしめたいと思ふ。

宣長のこの著に着手したのは、明和元年(家治の時)、三十五歳の時であつた。これより宣長は、或は紀伊家に招かれて講書し、或は門弟に教へる傍、晝夜を分たず、寸暇を惜んで筆を執り、孜々として、大業完成の前途へと進んだ。この間、時に倦怠を覚えることあれば、その四疊半の書齋に赤緒で貫き吊つた三十六の鈴を振り、しばし玲瓏たる音に浸つて、再び筆を執るなど、蟻・蜜蜂のごとき勞作を積み重ねた。仍て、みづからその部屋に命じて、これを鈴の屋と呼んだ。かくすること、實に三十五年の久しきに及んで、寛政十年(年表)六十九歳の時、無比の大著古事記傳は完成されたのである。この大著が、わが國粹を發揚し、古道を闡明して、皇國の萬邦に冠絶した所以を知らせ、後世指導に益したことは、絶大と稱すべきであらう。

松阪市には、大人の遺業を顯揚するための鈴適合遺迹保存會が立つてゐる。大人の書齋鈴の屋も、その手に移されて、現に、松阪公園内に保存されてゐる。同建物傍の倉庫には、大人自筆の著書・遺物等が、澤山に襲藏されてゐる。また、その邸址は市内魚町に存する。

「大和心の歌をよんだ」 宣長畢生の事業は、皇國の古道を明らかに、國民精神を顯揚し、國家本然の相を見究めることにあつた。故に、その抱負は、好尚の上にまで及んで、常に、民族箇を偲ぶに恰適した山櫻の花を賞美した。その咲くや、清淡にして些の濁濁なく、その散るや執着を見せず、君國に殉ずる士の最期

を偲ばせるが如き山ざくらの花——それが、日づる國に、始祖を日神として仰いだ千足の國に、ゆかり深い朝日影を受けて映えた様こそ、眞に、大和心の實相として、大人の心眼に、感激深く眺められた。

この心は、この感觸は、凝集し、リファインされ、彼の名高い「敷島の大和心を……」なる國民傳統の詩形となつて、詠出されたのである。宣長には、幾多の詠草があり、他にも櫻を歌つたものは多かつたが、大人はこの歌をもつとも愛好して、これを自畫像に讃した。仍て、門弟等は、私にその師に諒して、「秋津彦美豆櫻根大人と敬慕した。因に、歌中、「敷島の」は「大和」につく枕詞である。また、「にほふ」は「匂ふ」で、視覚からする色感であり、嗅覺に來る「香」ではない。

かくて宣長は、古事記傳完成の後二年、山室山の妙藥寺(松阪の西に約五軒)に塋域を求めて、葬儀の法式、墓のいとなみ方等につき、ねんごろに認めておいた。さうして、その翌享和元年九月、七十二歳をもつて歿した。

右掲宣長の自畫像は、今も、妙藥寺に存してゐる。また、大人の墓地には、塚上一本の山櫻が植ゑられてゐるが、これも、その遺言に基いたものだといふ。

「國體の尊いわけを知るものが多くなつた」 宣長の著述は、古事記傳をはじめとして、「直日靈」・「玉櫛笥」・「玉鉾百首」等に、神ながらの道を發揮して餘すなく、その數も六十餘種に上つて、すべて學殖の該博、識見の卓越、筆力の雄運をもつて知られた。かくて、その名聲のいよ／＼高まると共に、或は來つて、或は書を寄せて教を請ふ者がますます／＼多く、門弟は四十餘國に亘つて、四百九十の多きを數へた。



## 第四十六 高山彦九郎と蒲生君平

〔要旨〕 尊王論の強調者高山彦九郎、及び蒲生君平兩傑士の生立・至孝・發憤・立志等から説起して、おのれの超努力的絶大な皇室尊崇の事蹟を知らせ、雲霧時代に處した國民の師表として景仰させることを目的とする。

國學の勃興、尊王論の抬頭につれて、朝威衰頹を慷慨する兩士により、人心は漸次、反始的實行運動となつて現はれて行かうとする。この世運の動きを見つめさせ、これを復古運動の出發として考へさせることが、歴史の繼續上、本教材の持つ一大任務である。

〔位置と聯繫〕 兩人の行蹟は、當代における内外多方面の事歴中、純然たる國內事項に屬する。その中、彦九郎の最期は、松平定信辭任の年（即ち海岸巡視の年）に當つてゐる。また、君平の山陵志完成は、それから十五年を遅れてゐる。これらを概括して、近接各章と對比する時、大約兩人は、松平定信・本居宣長と同期に活躍した人物といつてよい。

定信の海防に聯關して、攘夷・開港兩論の喧しくなつた事實については、その初期は、君平とほぼ時を同じうし、次第に後代に向つて延びるものと見て差支ない。

### 〔教材の解義〕

〔朝廷の御威光の衰へたのをなげくものがあらはれた〕 さきに、徳川光圀は大日本史を著述して、開闢以來忠孝の大道の儼存せる次第を明らかにし、國民に覺醒を促して、尊王論を播種した。また、契沖に發した國學研究の曙光は、次第に、本邦獨特の古道に踏入り、本居宣長の手に大成されて、大いに國粹を宣揚し、尊王憂國の精神を鼓舞した效が頗る多かつた。

この間、國體觀念の次第に喚起されるにつれて、その思想を直接言論に訴へ、尊王斥霸を鼓吹する者があらはれた。その魁をなした者に、京都に竹内式部（生國は越後）があり、江戸に山縣大貳（甲斐の人）があつた。式部は、徳大寺家に仕へて日本書紀を講じ、皇室の神聖正大を説いて、尊王の大義・君臣の名分を明らかにしたが、その説は公卿を経て、第一一六代、桃園天皇に進講せられた。大貳は江戸に道場を開いて兵學を説き、武門の久しく政柄を執ることを攻撃して、言論しばし過激に亘り、痛烈に復古を説いた。けれども、これら時代の先驅者は、何れも幕府の迫害に遭遇して、式部は寶曆九年追放に處せられ、後ち大貳らは、明和四年に斬られた。（大貳の斬られた時、式部は八丈島に流され、途中に歿した）

時代の先驅者は、同時に時代の犠牲者となつて、式部・大貳等の運動は敗れたが、その後、尊王の思想は次第に普及して、被ふべくもなかつた。而も、幕府を憚つて、これを口にする者は、しばらく後を斷つたが、

寛政の頃に及んで、高山彦九郎・蒲生君平の両者が現はれ、朝廷を尊崇し、國體を力説して、世道人心に大いなる感化を與へた。

●「つぎ」にあらはれるやうに「の内容中には、式部や大貳らは、どうしても除外出来ない。その意味から、兩人の事蹟は概説して置いたけれども、實際教授に當つては、その名を掲げ、その行動を細説するの要はなからう。たゞ、この頃、二三の首唱者が出て、こんな行動に出、かく處刑された。」くらゐに止めればよい。

○竹内式部・山縣大貳・藤井右門は、明治二十四年、同時に正四位を賜られた。新潟市の白山公園内には、明治四十五年、式部の頌徳碑が、市内有志によつて建てられた。

【彦九郎のおひたち】 高山彦九郎(通稱)は、名を正之(マサネ)といつて、第一一五代、櫻町天皇の延享四年(九代家重の時)、上

野國新田郡細谷村(太田町在、現澤野村の大字)に生れた。父を良右衛門といひ、その祖高山遠江守は義貞に仕へて、新田十

六騎の一に數へられた程の名門だつたが、新田家の没落と共に、その子孫もまた振はなくなつた。けれども、地方の舊家たる故をもつて、出入に双刀を帯びるのを常とし、政府もまた、敢て止めなかつた。

良右衛門は、膂力人に超え、性剛勇をもつて聞えた勇士だつたが、數子を殘して、父妻共に早く他界した。仍て彦九郎は、祖母の手に育てられたが、父の血を承けて、豪氣膽勇をもつて知られ、祖母に仕へて、孝養怠りなかつた。家が豊かでなかつたので、晝は農事に精勵し、薄暮からは遠路を厭はず、師の許に通つて、

夜更くるまで學を修め、一日として缺くことがなかつた。

天明六年、彦九郎養育の親たる祖母は、八十八歳の春を迎へた。仍て彦九郎は、壽詞を四方の交友に請ひ、喜ぶこと限りなかつたが、やがてその身に、哀愁の日が訪れた。即ち、翌七年、祖母は遂に、病んで死したのである。彦九郎は、悲痛慟哭して、生前の恩愛に報いるため、三年の服喪を思ひ立ち、墓所に藁家を營んで、風雨寒暑に論なく仕へ侍つた。時に、ある人は彦九郎に對して、その祖母の喪に對する禮ではないことを述べたが、彦九郎はこれに答へて、祖母養育の恩を受けて人となつた旨を語り、「かるゆゑに、かくはし侍る。」といつて籠居を續けたといふ。

【忠義の志が深かつた】 彦九郎は、十三歳の時太平記を讀んで、楠木・新田・北畠・名和・菊池等諸忠臣の事蹟に感激し、中興の業の敗れた所以を悲しんで、慨然憤を發し、尊王愛國の傳道をもつて、畢生の事業とすべく決意した。これより、しきりに文武に勵むと共に、新田氏遺臣の裔をもつて自任し、大いに成すあらうと志した。

彦九郎が、居常皇室を忘れるなく、胸中鬱勃たる忠誠の念を藏してゐた事實は、天明八年の京都大火(松平定信)に際し、皇居の炎上したことを聞いた時、遺憾なく具現された。彦九郎は、この報を耳にするや、手に物を取る暇なく、直ちに發して、道を木曾街道に採り、晝夜兼行上京して、至尊をはじめ奉り、御一統の安否を窺ひ奉つた。

彦九郎が膽力に勝れてゐた事實は、また、その途上において現はれた。上洛を急ぐある日、彦九郎は木曾山中において、突然抜刀の山賊に襲はれた。時に、彦九郎は眼を瞑らして、「汝、上野の高山彦九郎を知らざるか。」と一喝し、「今、天闕災ありと聞き、馳せて之に赴く。汝輩豈に我が刀を汚すに足らん。」と叱咤したので、賊らは皆慄伏してしまつた。この事實は、一賊の大阪に囚へられた時、曩日譚として、「彼自ら高山某と呼ぶ。所謂天狗なる者か。」と告白したことによつて判明したのである。

●勤王思想の源流は、(1) 大日本史から (2) 國學から (3) 太平記からの三者に大別される。彦九郎・君平らの思想は、共に太平記により養はれたものである。この三本の流を、こゝに併べて眺めさせべきであらう。この他、(4) 山崎闇齋の垂加流神道から出てゐるものもあるが、尋常科においては、まづ要はない。

【尊王の大義を説いた】 彦九郎は、身を武者修行に準らひ、廣く天下を巡歴して、あまねく知名の士と交り、大義名分を高揚して倦まなかつた。その始めて試みられたのは、明和元年十八歳の時であつた。

この年、彦九郎は一書を残して、ひそかに京都に上り、讀書研鑽二年に亘つた。それより、途を大阪に取り、山陽各地を遍遊して、廣く志士・孝子・仁人と交を結び、二十一歳にして歸國した。ついで安永三年、二十八歳の時、第二回の西遊は企てられた。この際の行路は、中仙道から尾張に出て、伊勢・大和・紀伊・攝津を經、中國兩道を跋涉して、歸途京都を訪れ、翌春郷國に戻つた。その第三回の廻國は、天明二年(三十)から三

年に及んで、京都に公卿らと交り、度々、禁裡拜觀の恩恵に浴した。彦九郎は、その都度、身の光榮に感激すると共に、皇室御衰微の状を目撃して、尊皇排幕の念を燃焼させ、悲憤の情を禁じ得なかつた。彼の祖母の死は、その歸國後三年のことであり、皇居の炎上は、更にその翌年(服喪)のことだつた。

勤王の念に凝固した彦九郎は、京都に上る毎に、まづ、必ず三條橋上に跪坐して、はるかに皇居を拜し、「草莽の臣高山彦九郎正之」と名乗つて、聲涙共に下つた。また、禁門を拜さうとして、まづ仙洞御所の御門前を經る時には、地上に稽首し奉つた。さうして日の御門を拜し、南門から公家御門を經るまゝに、同様稽首し、恐れ慎んで、帝位の尊嚴を仰ぎ奉るのであつた。また、ある時は市内等持院(金閣の西)に詣り、足利尊氏の像に對して、罪狀を數へ上げた後、これを鞭つたといふ。

寛政二年、彦九郎は北海の事情を探らうとして、水戸から陸奥に入り、渡海して、北海道松前(今の)に到つた。それより、商船に便乗して敦賀に入り、入京越年した。この時、彦九郎は、賀茂川に瑞龜(尾に綠色の總ある)を得、皇室繁榮の兆として狂喜し、公卿を經て、光格天皇に献じた。天皇はこれに滿悦遊ばされて、夜中、ひそかに彦九郎を召された。彦九郎は、天顔に咫尺するの榮に浴して、

我を我と知召すかや、シロシメ 天皇の玉の御聲のかゝるうれしきスメロキ

と詠じ、天恩に感激した。

これより、彦九郎は九州に遊歴し、翌々寛政五年(年表)、京都に歸つたが、再び筑紫に下り、久留米市外



楠原村の森嘉膳宅に寄寓した。この頃、彦九郎は、時運の好轉しないのを歎くこと深く、憂悶の日を重ねて行つた。さうしたある日、携帯の日記類を揉み裂いて、これを手水鉢に投じ、京都に向つて端坐再拜の後、遂に剖腹して自殺を遂げた。時に、年四十七であつた。その、絶息前に嘉膳を呼び、これに與へた言辭に徴しても、熱烈皇恩を思ふの至情が、みづからを驅つて、半狂亂の態に陥れたものだらうと推せられる。

明治十一年、朝廷は彦九郎の義節を賞して、群馬縣太田町なるその祠に、高山神社の社號を賜はつた。これと同時に、彦九郎には正四位を追贈せられた。高山神社は、いま縣社に列してゐる。

京都三條橋畔には、皇居を遙拜してゐる「草莽の臣」高山彦九郎の銅像が建つてゐる。その、「高山彦九郎正之」の文字は、聖雄東郷元帥の揮毫である。また同伏像は、明治天皇御銅像の勤製者渡邊初男氏の作であり、像の高さは、一丈三尺に及んでゐる。原型鑄造に際しては、高山一族及び有志らが上京して、原作批判會などを行ひ、幾回の商量を経て成つたものである。この舉に際して、京都府・市等は進んで賛意を表し、中小學校・消防組等各種團體から、淨財を集めることに盡力した。

彦九郎の墓は、久留米市内、通照院に現存し、森嘉膳の舊邸址には、記念碑が建てられてゐる。

二人題材の性質を

二人物を同一題下に收めて、これを説き進める場合、その両者は、如何なる關係にあるか。――。(1) 主従間に密接な交渉を持つた兩人か、(2) 協力關係にある並立的兩者なるか、(3) 酷似した事績をもつ人々か、(4) 對蹠的關係にある二者か、あらゆる場合を稽へて、およそその何れかの場合に當嵌るものであると思はれる。即ち、その一人を論じて、他の一人を捨てることを得ず、一あれば必ず他ある事情のもとにある兩者である。上卷における「天智天皇と藤原鎌足」・「最澄と空海」。

「北畠親房と楠木正行」・「上杉謙信と武田信玄」等も、みな、その何れにか屬してゐる。

中には、同上關係にある兩者の記事を併せて、はじめ、一題として取扱ふに適した分量のものもある。本題の如きも、さうした味を、相當に持つてはゐる。而も、その間において、酷似した事蹟をもつ「二人」として色彩の特に濃いものである。生國が相接した毛野の上・下にあることから始めて、好學・發憤の動機、朝威衰類に對する慷慨、双脚三尺の強さに託した巡歴の事實、その行爲の「奇人」的に見られた點等、兩人はまことに、双生兒瓜二つの事歴を持つてゐる。

以上のやうな觀點から、兩者を別箇に取扱ふことなく、相關聯し、類似點を求めて、對比的に授けて行くことが、本教材には特に大事である。

【君平のおひたち】 蒲生君平は、明和五年、彦九郎よりも二十一年おくれて(彦九郎自盡の年二十六歳)、下野國宇都宮なる油商の家に生れた。名は秀實、通稱伊三郎、字を君臧といひ、「君平」はその別字である。

君平は、幼より學を好んで、七歳の時、市内延命院の住職某について學んだが、十三四歳の頃に至り、更に鹿沼町(栃木縣上野郡の同町)の鴻儒鈴木石橋を師として、修書にいそしんだ。この頃、君平は祖母から家系を聽き、自家の蒲生氏郷(豊臣秀吉の頃の人)の庶苗に出たことを知つて、もとの福田氏を捨て、蒲生と改めた。

これより君平は、寸暇を惜んで、修學に怠らず、店舗の客には計量なく廉賣して、他出時にも、手に巻を捨てなかつた。彦九郎と同じく、太平記を読んで感奮したのも、蓋し、この頃のことであらう。その後、し

ばく江戸に往復して、幕儒林氏の門に入り、有数の學徒と議を交へて、ますく自己の思漢を研いた。而も、その志すところは、章句の末を修めるのではなくて、忠孝の大節を目ざし、心を古制律令に留めて、尊皇の大義を鼓舞するにあつた。

【山陵志をあらはした】 君平は、その修學の深むと共に、皇道精神を宣揚して、國體を古制に復せしむべく、朝廷の式徴を嗟歎することが深かつた。この志を果すべく、君平は、あまねく諸國を歴遊して、廣く志士と交誼したが、取分け高山彦九郎の高風を慕つてゐた。

寛政二年、彦九郎の陸奥に向つたことを聞いた時、君平はその後を追ひ、石巻イシノキまで駈付けたが、遂に及ばなかつた。仍て、歸途、仙臺に林子平を訪ねて、互に眞意を通じようとしたが、子平は君平の動作を賤しみ、君平は子平の高慢を罵つて訣別した。その後、この三者は、親しく膝を交へる折がなかつたが、一所に會同し、互に眞底を吐露するの期が與へられてゐたなら、幾多の逸話・美談を貽したことだつたらうと思はれる。

君平が、時勢を熟視してもつとも悲憤したのは、御歴代山陵の壞廢甚だしく、時のすさむに任せられてゐることであつた。そこで君平は、寛政十二年(年譜三)、まづ近畿に上つて、各所の山陵を巡拜し、神武橿原陵をはじめとして、遠くは讃岐に崇徳上皇の御陵にも詣でた後、伊勢に入り、松阪の寓居に本居宣長を訪ふた。その歩は、更にはるかに轉じて、佐渡に順徳上皇の眞野陵を拜し、歸郷して、「山陵志」編述に志すやうにな

つた。

文化元年、君平は三十七歳にして、江戸に移り、本郷吉祥寺の門前に寓して、門弟に教授するの傍、「山陵志」編述の大事業に取りかゝつた。この間君平は、或は夜中按摩して、わづかの金を得る等、貧苦と闘ひながら、古圖・舊記等を参考して、その志を達成するに努めた。この頃、同寺の住職は、君平の居室を訪ねたが、その時君平は、柱に靠着て蒼ざめてゐた。食ふに物なきを聞いた住職は、米菜を調べて渡したので、君平は、これに元氣づいて炊事に着手しつゝも、鍋蓋に北邊の地形を描き、國防の急務を説いて、飯の焦げ終るのを忘れたといふ。もつて、彼の憂國の至情を知るべきであらう。

かくて君平は、遂に、あまねく邊陲に至るまで、山陵の實情を窮め盡して、脛毛悉く去るを意とせず、文化五年(年表)、全く山陵志編述の大業を竣へた。仍て、これを朝暮に上つた。時に幕吏は、その所論の宜に違へるを難じ、召して問責するところあつたが、君平は故事を誦して辯疏し、悲憤のづから發して、禍に至るのを顧みなかつた。けれども、その重罪に問はれる一步前において、林大學頭は彼を辯じて、「草野に危言の士あるは、國家の福なり。」と遮つたので、わづかに、難を免れることを得た。

これより君平は、危害の身に及ぶことを慮り、日本橋區内に居を移して、寓に靜修庵と命じ、專念著述に従つてゐたが、同十年、赤痢に罹つて歿した。時に四十六歳、下谷の臨江寺に葬送された。

山陵志の一たび世に出るや、永年放擲せられて、その所在すら判明しなかつた御陵は、次第に世に認めら

れるやうになつた。さうして、文久二年、宇都宮藩主戸田忠至タケノカミは、山陵修理を幕府に建議し、その費の過半を自辨して、百餘の御陵を修理し奉つた。

かくして、明治の聖世に入り、諸陵は恭しく奉齋嚴修せられ、もつて現時に及んだのである。これを想ふ時、君平の功業は、今日名を馳せてゐる學徒と雖も、蓋し、その右に出る者は尠いであらう。

「王政復古」への行進曲を奏でて、献身奉仕した君平に對し、明治十四年、朝廷は彦九郎と同じく、正四位を追贈し給ひ、その功を表彰せられた。

○明治二年、朝廷は、君平を追賞して、これを里門に旌表し、その子孫に扶持を下賜された。時に、宇都宮藩主戸田忠友は、碑を市外に營み、題して、勅旌蒲生君平里の文字をもつてした。同九年、明治天皇は、東北御巡幸の途次、君平を待つに祭祀料を下賜せられた。

○宇都宮市には、彦九郎の高山神社と同様、縣社蒲生神社が奉齋されてゐる。なほ、君平の頌徳碑は、明治二十二年、二荒山公園内に、有志の手によつて建てられた。

○御歴代の聖徳に報い奉るべく、皇陵巡拜日記など、類書は多く、現世に見られるところである。君平時代の凌夷期と相比して、まことに、今昔の感に堪へないものがある。

「おけさばかりの佐渡ぢやない

「おけさ〜で知られた佐渡は、おけさ〜の佐渡ぢやない。」と、君平の墓尾に附して、痛憤なきを得ない。うかれ男やたはれ女たちの頭に、兎角、佐渡が「おけさ」だけに知られてゐるのが残念だ。

實のところ、著者も、十數年前眞野陵に詣でて、感涙をしぼり、歸路新潟に立寄つてはじめて、「おけ

さ」を聞いたことがあつた。だが、それは、ほんの旅の景物に過ぎないものだつた。

「おけさ」は、こき下すまでもなく、佐渡には第三義的だ。その、二義的なものが、流謫忍苦の日蓮や、日野資朝の故地たることにある。佐渡に、第一義的に大事なものは、實に、この地に順徳帝の眞野陵のおはすことだ。この切實な事歴を考へて、人々よ、佐渡の語を口にせよといひたい。

▲挿畫▼

高山彦九郎が御所ををがんだ——「京都を過ぎる時は、きつと御所の門前に行つて、地上にひざまづいて……」の兒童用書の本文をそのまま圖して、その横溢した忠誠を示したものである。場所は、建禮門承明門外内裏南面の前を想像して。

畫の筆者は、飛田周山畫伯である。

蒲生君平が順徳上皇の御陵に參拜した——尊皇に關して、數多い逸話を持つ君平の行蹟中から、「秀實嘗て佐渡に至り、順徳帝の陵を拜せし時、下野鹿沼人鈴木石橋（述）の家に来り、今度佐渡の陵を拜せしに、荒蕪尤も甚だしく、悲に堪へず。因て先生に告げんと急ぎ來れりと云て、號泣人を感動す。」云々とある「蒲生君藏事蹟考」の記事に據り、同陵に詣でる途上を描いたものである。この逸話を生んだところに、熱烈溢れて止まない君平の至情が見られ、御陵附近の様も亦、彷彿として感受せられるのである。

但し、眞野陵當時の狀況は、それ程荒廢してはゐなかつたと考へられる。即ち、延寶七年將軍綱吉の代、佐渡奉

行曾根吉正は、勤行怠りなかつた眞輪寺の僧賢照等の建言により、同陵を改修し奉つてゐた。また、君平みづからの山陵志中に、「眞野山至<sup>ツツ</sup>於今<sup>ニ</sup>奉<sup>リ</sup>陵寢之祀<sup>ト</sup>不敢<sup>テ</sup>弛廢<sup>セ</sup>云<sup>フ</sup>」云々と記されてゐるのにも見ても、その概要は察知せられよう。監修官は前記實情に依らず、「蒲生君臧事蹟考」中の逸話を基本として、兒童の精神陶冶を目的とし、本圖を構成させたものである。

畫の作者は、同上飛田氏。

## 第四十七 攘夷と開港

《要旨》 國內において、尊王論の次第に盛ならうとする時、百五十年安逸の夢を破つて、科學興隆に伴ふ歐洲諸國の觸手は、漸く、わが邊疆に向つて迫り來つた。かゝる對外時局推移の概要を知らせると共に、亦これを、幕府倒壞の最初の階梯として眺めさせることが、從來の教材と趣を異にした本章の主眼である。

本教材は、これを人物の事蹟紹介として見たなら、林子平・徳川齊昭兩者が銳意海防の要を論じたこと、特に、後者の攘夷を主張した事實といひ得る。この兩者について、例により、その生立から説いて、護國のための献身的行動を重ねた赤誠熱意に私淑させ、その心意氣に感激させることが、本教材を人物本位的に見た時、ちのづから、一の眼目として考へ得られる。

《位置と聯繫》 第四十四「松平定信」の末節に片影を述べた對外問題は、局面を新にして、本格的に、漸くこの章から叙し續けられて行く。對外交渉事實について、既習事項中呼應されるものは、徳川家光の鎖國政策樹立である。八代將軍吉宗が洋學の禁を緩めた事實も、鎖國後の對外沒交渉期間中に介在して、當然引合に出されべきものであらう。

章中盛られた事歴は、松平定信輔佐の末年にはじまつて、第一二〇代、仁孝天皇御治世の終頃にまで延びてゐる。即ち、内はラヂカリスト洋學者たちの出現する前、對外的には米艦渡來直前までに亘つて、動搖興

奮裡の情勢を述べたものといひ得る。

〔教材の解義〕

【子平のおひたち】 高山彦九郎・蒲生君平と共に、その行動が世人から奇激視され、「寛政の三奇人」と呼ばれた一人に、林子平といふ者があつた。

子平(通稱)は、名を友直といひ、櫻町天皇の元文三年(將軍吉宗の時)、幕府出仕の小吏の子として、江戸に生れた。

その、仙臺の人といはれるのは、子平の兄嘉膳が、同地の藩主伊達宗村に仕へることゝなつて、寶曆七年(十九歳の時)、共に仙臺に移つたためである。元來子平は、幼より他律を厭ひ、好んで野外に鳥獸を追つたが、性

伶俐に、定められた師なくして、十二三歳の頃には、衆人を驚異させる程の學力を具備してゐたといふ。

子平はまた、武を修めること深く、獨力弓馬の術を習得して、江戸在住の頃、既に、その技を誦はれる程だつた。この武技に加へて、子平は特に、各地の地理を究めることに興趣を有し、一たび圖を按ずれば、寢食を忘れて耽溺したといはれる。

【海國兵談をあらはした】 仙臺に移つて後、寶曆十三年、子平は、はじめて江戸に上つた。ついで、明和元年朝鮮使節來聘のことを聞いて、また出府し、同四年、三たび江戸に出た。

越えて安永元年、子平は蝦夷地に入り、同二年には、江戸から佐倉(今の千葉県)に赴いた。その翌々年、子平

は西陲長崎に旅して、オランダの馬術を問ひ、通詞松村某の宅にあつて、はじめて世界兩球圖を描いた。同六年、再度長崎に入つて、はじめて「輿地國名譚」を著し、「海國兵談」の稿を起した。

かくて子平は、その健脚と、海防を思ふの切念とにより、全國各地を跋涉して、過ぐるところの地形・地味・政治・風俗・人情等を窮め、遂には、天明二年、長崎に赴くこと三回に及んだ。その間、子平はオランダ人アーレンヘート氏に會して、海外の地理を問ひ、「諸藥異言」を著はして、世人を警めた。また、或は内外各地の圖を寫し、或は諸外語を記し、或は上書して施設の意を具申する等、所信を展べることに怠なかつた。その、名著「三國通覽圖説」の成つたのは、同五年のことである。同書は、蝦夷地・朝鮮・琉球の地理風土を述べて、世界の形勢に鑑み、世人にこれら各地の事情を知悉させると共に、海防の急務なることを警めたものである。

同六年五月、さきに起稿した海國兵談は、遂に稿を了へた。寛政三年、その全部の刻は、みづからの執刀の下に、仙臺において成つた。この書は、主として世界情勢の動きを説き、これに應じて、外寇の必然來るべきを論じ、砲臺を設け、戦艦を建造する等、海防の急務なる所以を力説高調したもので、三冊十六卷から成つてゐた。その概目は、次の如くである。

- 第一卷 水戦
- 第二卷 陸戦
- 第三卷 軍法並に物見
- 第四卷 軍略
- 第五卷 夜軍
- 第六卷 撰士附一騎前
- 第七卷 人数組附人数扱
- 第八卷 押前・陣立・宿陣・夜陣
- 第九卷 器械並に小荷駄附粮米
- 第十卷 地形・城制
- 第十一卷 城攻

附攻具 第十二卷 籠城附守具 第十三卷 操練 第十四卷 武士の本體並に知行割・人數積附制度・法令の大略 第十五卷  
馬の飼立仕様附騎射の事 第十六卷 略書

この書は、殊に水戦について詳密に説かれ、本邦が環海の國なるに係らず、從來の軍書のこれに意を留めなかつた所以を論難して、

海國の武備は海邊にあり。海邊の兵法は水戦にあり。水戦の要は大銃オホトビにあり。是れ、海國自然の兵制なり。然る故に、此の篇を以て、開卷第一義に擧げたる事、深意あるなり。尋常の兵書と同日の義にあらずと知るべし。

と起首し、論を進めて、

竊に憶へば、當時長崎に嚴重に石火矢イシヒヤの備へ有て、却て、安房・相摸の海港に其備へなし。此事、甚不審イラシカ。細かに思へば、江戸の日本橋より唐カウ（支那）和蘭陀迄、境なしの水路なり。然るを、此に不備して長崎にのみ備るは何ぞや。小子が見を以てせば、安房・相摸の兩國に諸侯を置いて、入海の瀬戸に嚴重の備を設け度事なり。日本の總海岸に備る事は、先此の港口を以て始と爲べし。是海國武備の中ナカの又肝要なる所なり。然りと雖も、忌諱を顧みずして、有りのまゝに云ふは、不敬なり。言はざるは、また不忠なり。此の故に、獨夫、罪を憚らずして以て書す。

水戦を逞くするには、第一に艦船の製作に工夫を盡すべし。其の次ぎは、水主カゴ・楫取カシドリに軍船の操縦を能く教ふべし。其の次ぎは、總兵士に水練・水馬・船楫の取廻しを教ふべし。是れ、水戦の三肝要なり、猶委しき事は、下に出だす所の文武兼備大學校の圖を見て知るべし。云々。

と叙べ、身邊の危険を顧みずして、大いに世の覺醒を促した。

これより先、歐洲の情勢は一變して、ロシア・イギリス兩國は、着々侵略の爪牙を東洋に向つて伸さうと

して來た。即ち、ロシアは、早く意を東方經略に用ひ、人煙稀なるシベリヤを東進して、遂にカムチャツカ半島に達し、餘勢を太平洋岸に張らうとして、次第に南下し、樺太・千島・蝦夷地を窺つてゐた。またイギリスは、この頃オランダに代つて、海運の覇業をなし、着々經營の歩を進めて、南方からわが近海に近づかうとする形勢を示した。この頃、彼らはその發明にかゝる蒸氣船を利して、海上を自在に濶歩し、宛然地球を縮約したる如き觀を呈して、海運界に一大エポックを作つてゐたのである。

【幕府から罰せられた】 然るに、この時勢に際して、寛永鎖國以來全く海外の事情に通じなかつた國民は、なほ島内の小天地に、安逸を貪り續けてゐた。故に、先覺子平の所説に對しても、衆庶はこれを虚説迷夢視し、根據なき空論として、狂人の言の如く遇した。幕府も亦、その無稽の言説なる所以を責めて、子平を江戸に護送し、翌寛政四年（年表）五月、「取り留めも無き風聞又は推察」となし、「奇怪なる異説」と宣して、「公儀を憚らざる仕方、不届の至り」と斷じた。

かくて幕府は、子平を罰して、これを兄嘉膳に引渡し、その家に蟄居させると共に、兵談・通覽兩書の版木をも沒收した。この時、幕府には賢相松平定信があり、大政を執つてゐたのであるが、子平の重大警告に聽くことなく、却つて、酬いるに罪狀をもつてしたのは、時運の然らしめたところ、また止むなかつたといはれよう。

かくて子平は、仙臺に護送されて、兄の家に蟄居し、終日端坐して、謹慎すること變りなかつた。その後、

子平は病を獲て、久しく癒えなかつたので、嘉膳はこれを憂へ、友人をして、「子の罪を得る、敢て、天地に愧づる所なし。まさに少しく逍遙遊息して、以て生を養ふべし。官も亦、之れを默許せん。」と獎めさせた。子平はその厚意を謝して、勸獎を斥け、

日と月の畏みなくば、より／＼に人目の關はこゆべけれども

と詠じて、固く志を動かさなかつた。

寛政五年、子平は病の篤きを知り、「親もなく妻なく子なく……」と狂歌して、みづから「六無齋」と號したが、五十六歳を一期として、間もなく歿した。彦九郎の自盡に先立つ、わづか六日のことであつた。後幕府は、子平の先見に感じて、天保十二年(後四十八年)、その罪を赦した。

明治十五年、明治天皇は子平の勳勞を嘉して、これに贈るに、正五位をもつてせられた。また、大正天皇は、大正七年、更に正四位を追贈せられた。これに於て、「三奇人」共に、同位に加列せられたのである。

○子平が永年思をひそめ、稿を練り、血涙をしぼつて印刷した海國兵談は、最初、稿本・印刷物・版本等、すべて焼却されたものと信ぜられてゐた。然るに、その稿本は明治十七年献上されて、御親閱を忝うしたことさへある。また、稿本四卷は、横濱郷土史研究會が「横濱開港史」を編述するに際して、思ひがけない所から発見された。それは、幕末の頃、仙臺藩主富田鐵太郎が勝海舟門下にあつた時、どこから入手したものか、灰燼に歸してゐべき同稿本を同門の佐藤政養に與へ、政養はこれを幕府の前組頭眞島佐藤治に譲つて、佐藤治の子孫が、山形縣下において秘藏してゐたものである。

○子平は、仙臺の龍雲院に葬られ、その墓は同寺境内に現存してゐる。「すくふべき力のかひもなかなぞらの、めぐみにもれてしぬぞく

やしき」の辭世も、また、同院に秘藏されてゐる。

【攘夷の論が起つた】 寛政四年(對馬)、即ち子平の罪せられた年の九日三日、ロシアの使節ラックスマンは、軍艦カザリン號に塔乗して、根室に來り、わが漂流民三人(伊勢の人、十年前駿河沖の遭難者)を返還して、通商・開埠のことを要請した。この事實は、兵談の所説を妄想として蔑んだ人々に對して、當面の皮肉であつたと共に、はじめ、子平の先見に感服させられるところがあつた。同時にまた、それは國難來の一大警鐘でもあり、魂を奪はれたに近い驚愕でもあつた。

露使の強要に接して、松前藩主松前道廣は、これを江戸に急報した。幕府は、報を得て狼狽しつゝも、目付石川忠房等二人を松前に派して、ラックスマンと同地に會見させた。二人は、翌年三月松前に着して、六月彼使と會し、漂流民護送の厚意を謝すると共に、祖法枉げ難きことを諭した。また、今後交渉の要ある時は、長崎に廻船すべきを告げて、「おろしや國の船一艘長崎に至る爲めのしるしの事」なる信牌を授け、物品を與へて去らせた。幕府が海防の必要を悟り、松平定信が豆相海岸を巡視した等は、實に、これに刺戟されてのことであつた。

ラックスマン歸國の後約十年、ロシアは、わが國に向つて、何等の要求を試みるこゝがなかつた。然るに、彼國人はアラスカに米露商會を設立し、毛皮貿易をはじめに際して、寄港地をわが北海に求め、近海に海獸を獲るの便宜上、我と通商する必要を感ずるやうになつた。

文化元年九月、露使レザノフは長崎に來つて、此度も漂民を送還すると共に、先年の信牌並びに國書・方物を齎して、再び通商を要請した。幕府は、急報を得て、使者を長崎に派し、祖法の許さざる所以を説いて、方物を受理せず、信牌を奪つて、彼の要求を斥けた。レザノフは、入港以來半歳、ひたすら恭順を装つて、目的を達成しようと思ひ忍したが、その到底不可能なるを知るや、憤激して樺太に去つた。この頃、同島は日露兩屬の様を呈して、邦人はその南部に出入してゐた。而も寛政元年、幕府は松前藩に命じて、運上所を今の大泊に設け、同地經營の名目を存するに過ぎなかつた。

レザノフの去るに臨み、わが北邊の警備薄きことは、遺憾なく看破された。以後數年間、露人は樺太・千島等に侵寇して、しきりにわが良民を脅した。今、その主なるものを挙げれば、次の如くである。

(1) 文化三年(對露)九月、露船一隻は樺太沿海に現はれて、今の大泊に上陸した。そして彼らは、同地漁業の番屋を焼き、米・鹽を掠奪し、番卒四名を捕へて去つた。

(2) 同四年四月、露船二隻は擇捉島(ネトロフ)に來寇して、番卒五名を捕虜とし、舍那(シヤナ)の番屋を冒した。わが戍兵は、これと力戦して捷たず、彼らは米・酒を奪ひ、番屋に火を放つて去つた。同船は更に、利尻島(北見)に松前の商船を掠めて、その番屋を火いた。

●舊幕時代においては、なほ北海道の名はなく、蝦夷地と呼ばれてゐた。松前節で知られた同島の門戸松前は、その後福山と改められ、漸次繁榮を函館に奪はれて、歴史上の地點と化してしまつた。

北疆の騷擾かくの如き時に當り、一方に英艦入來を傳へて、禍はまた、西陲長崎の地に起つた。これより先、歐洲においては、フランスにナポレオン一世が現はれて、しきりに大陸諸國を併呑し、オランダをもその屬領とした。然るに、イギリスはこれを對して遜らず、海上權を確保して、着々印度經略の歩を進めると共に、佛・蘭兩國の植民地を侵して、その貿易を妨害し、東洋に獨歩しようとしてゐた。即ち、長崎における右事件は、同國東洋艦隊に屬するフェイトン號が、オランダ船を追跡拿捕しようとして、その長崎に入るを推し、國法を犯して闖入したことであつた。

文化五年(對露)八月十五日、フェイトン號は、蘭國旗を掲揚して、突如長崎港外に現はれた。長崎奉行松平康英は、檢使を派して、旗合(ハタヘ)(秘密旗の照合)を行はしめたが、この時英艦は、船中のオランダ書記二名を拉致し、自國旗を橋頭に代へて、檢使に應じなかつた。その夜、彼らは小舟數隻を出して、港内を探索したので、康英は大いに憤り、兵力に訴へて、これを斥けようとした。然るに、この年、オランダ船の定期來航なく、長崎守備兵の多くは、これを待つこと數月にして、歸藩した後のことであつた。仍て康英は、急遽、大村・佐賀諸藩の出兵を命じたが、この時、オランダ書記は許されて歸還し、英艦が「オランダ商會より薪水食料を得て出帆すべき」旨を齎した。康英はこの提議に應ぜず、急速退去を命じたので、英艦は、これをもつてわが國のオランダ加擔と解し、長崎砲撃の返書を寄せた。康英は、ますます激怒したが、當時諸藩の出兵おそくして、意に任せず、遂に、オランダ商會長の開戦不可説を納れて、薪水その他を彼に送り、十七日彼艦を



退去させた。然るにその後、大村藩の兵が到着したので、康英は、用兵無意味の全責任を負ひ、謝罪狀を幕府に残して、同夜、悲痛にも自害して果てた。この後、英船はまた、しばしばわが近海に出没して、狼藉を敢てした。

露人の寇掠、英艦の暴狀かくの如きを見、國民の憤怒は募つて、次第に排外熱を高め、攘夷論は轟々として起つた。幕府もまた、この情勢に鑑みて、意を海防に注ぐと共に、祖法を堅持して、斷然鎖國政策を勵行した。即ち、紀元二四八五年、仁孝天皇の文政八年には、令して、外船の海岸に近づくものを直ちに撃攘させ、わが商漁船の外船に接近することを嚴禁した。世に、これを文政の撃攘令といつてゐる、

●撃攘令には、寛政令・文化令・文政令・天保令の四が數へられる。その中、文政令はもつとも峻烈を極めたものであり、天保令に至つて、やゝ緩和された。教科書は、右四令中の寛政・文化兩令は叙してゐないところから、これらに亘るを避けて、文政令のみ取出して扱ふがよい。

對外無開涉  
期の通算

徳川家光の鎖國令布達(紀元二二二)を、假に二三〇〇年とし、靈艦の根室渡來(紀元二四二)を二四五〇年として、兩者の間に挟まれた一五〇年間を概算させて見る事が、こゝに大切な仕事である。この期間、が即ちわが國の足踏時代であり、同時に、歐米海運界の躍進期だったのである。さうして、その外力は、わが鼻先にまで延びて、印度が、印度支那が、等、等が、彼らに凌ひ去られた。と、かう考へた時、徳川の祖法鎖國政策なるものが、ほんとに惜しまれても來る。そして、これから

が、わが國の眞の非常時局——冷靜な開港論と、興奮激越な攘夷論とが綱はれて、大政奉還へと歩みつくのである。かう導いて行くべきであり、それがまた、年表取扱の大切な仕事でもある。

【齊昭のおひたち】この頃、世界の大事に暗かつた諸侯伯は、多くは攘夷を唱道し、わづかに、開港の識者(大章参照)を出した數藩主のみが、やゝ進歩思想を有してゐたに過ぎなかつた。これら諸藩中、勤王の太宗をもつて知られた水戸藩は、同時に、攘夷の本據として名高く、その藩主徳川齊昭は、熱烈にこれを鼓吹してゐた。

寛政十二年、齊昭は、父君治紀の第三子として、江戸に生れた。その天稟の資才は、年四歳にして、舉止成人のごとく、既に梅檀双葉の香を見せてゐた。この年齊昭は、「兒、乳母の侍養を須ひず。士人をもつてこれに代へん。」といつて、治紀に請ふたので、治紀はこれを容れ、近臣二人をして傅たらしめた。同年、齊昭ははじめて孝經を讀み、その翌五歳の時には、和歌をも作つたといふ。

齊昭はやゝ長じて、九歳の時鳥銃を習ひ、後、刀槍・射御等の術を學んだが、幾ばくもなくして、みづからその蘊奥を極めた。これより、心身の鍛鍊を目的として、或は鳥銃千發をもつて日課とし、或は近臣と二十里餘の競走を試みて、毫も疲勞の色なく、人をして、その絶倫なる精力、不退轉の健脚に驚歎せしめた。その後、文化十三年、齊昭は十七歳にして、父治紀の薨去に遭ふや、心喪三年に及んで、敢て樂を聽かなかつたといふ。

【文武をはげました】 越えて、文政十二年、治紀の後を繼いだ齊修(齊昭の兄)は、嗣子なくして薨じたので、齊昭は、三十歳にして家督を承け、今の名に改めた。

次祖光圀の志風をついだ齊昭は、尊王の念厚く、英邁果斷、神ながらの古道を崇敬して、極力異端を排撃した。その治藩に當つては、藤田東湖らを擧げて、一にこれに聽いた。東湖は、政見思つて上らざるなく、上つて行はれざるなく、兩者の間は、君臣水魚も音ならなかつた。

齊昭は、勤儉群下を率ゐ、稅歛を薄くして、民の居を安んぜしめた。齊昭はまた、天保十二年、藩學弘道館を建て、禮樂・射御・算數から、銃砲の操練・醫術に至るまで、課を分つて教へると共に、親臨講を聽いて、いはゆる水戸學の普及高揚に努めたので、擧藩大義をもつて鳴り、後世、維新大業の素地に培ふことが尠くなかつた。更に齊昭は、同館の子弟に對して、極力武道を勸奨し、改革するところが甚だ多かつた。こゝに於て、藩の面目は、全く一新の觀を呈した。

この頃、外艦はしきりに近海に出沒してゐたので、齊昭は、銳意海防の急を説き、攘夷を高潮して、神國の體面を毀損せざるやうにと志念した。即ち、天保八年・同十二年の兩度に亘つて、盛に大砲を鑄造し、その資材の缺乏を告げるに及んでは、同十三年、領内諸寺の佛像・梵鐘等をも鎔解して、これに充てるに至つた。この布令が即ち、有名なる「梵鐘鑄潰の令」である。その、國を想ふの熱意を知るべく、かくして鑄造された銅砲七十四門は、後年幕府に献上されて、國防の資となつたのである。

●齊昭の大砲鑄造事業は、大體これを、前後二期に分つことが出来る。その前期は、こゝに述べた天保末期のものであり、その後期は、挿畫に示された安政年間のことである。

●流行の波に搖られた「日本精神」の形體遵奉者は、得意らしく水戸學と呼び、弘道館といつてゐる。その眞髓を解せず、口舌の説にのみ墮して、自己を銜つてゐる人々の多い現状がもどかしい。「日本精神」は、もう、疾くに「いはゆる日本精神」に墮してゐる。ほんとの日本精神堅持者は、今ごろそんな言葉を使つてはゐない筈だ。

【尊王攘夷の論が勢を得た】 齊昭のもつとも重んじたのは、次祖光圀の遺志をついで、國體の顯揚に努め、皇室を尊崇することにあつた。天保十一年、光格天皇の崩御せられるに及び、齊昭は幕府に献議して、山陵を修め、祭儀を厚うすべきを以てしたが、その議は、遂に、用ひられるところとならなかつた。齊昭は、宗家への禮を厚うしつつも、これを自家の責務として考へ、居常、皇室に對し奉る恩義を忘れなかつたのである。

齊昭は、毎に、正月朔日の黎明、齋戒沐浴して西空を拜し、皇恩を感戴するのを恒例とした。また、毎年先帝(光格天皇)の御命日には、整裝端坐、御陵を遙拜して後、家臣に訓諭し、臣子の分を辨へべきことを以てした。かくして、常に水戸魂の培養に努め、忠孝無二、文武不岐の大道發揚に精進したのである。

この間、齊昭は時勢を深憂しつつも、利害得失を究める餘裕なく、率先攘夷論のリーダーとして起ち、天

下の發氣を鼓舞して、武備充實に努め、人心の緊張覺醒を期した。さうして、海防の急を叫び、國家を泰山の安きに置かうとして、金匱無缺の國體を毀損せざるべく、寧日なき活動を續けたのである。

これより、攘夷論はますます勢を得、遂に天下の公論と化して、多衆を刺戟激發し、喧々世を覆つて行つた。

●攘夷論の主張については、現状から尺度すれば、毫も認容し、庇護すべき餘地はないであらう。併しながら、その形體の是非は別として、唱道者の至誠報國の心意氣や、絶大なる努力に對しては、崇高絶賛の念を禁じ得ないであらう。そこに、この論者を活かすべき大道が開けてゐる。

●ある史家は、齊昭をもつて、それ程讚歎すべき人物ではなかつたと説いてゐる。實のところ、私も、さう信じてゐた時代があつた。而も、一たび水戸に遊ぶ時、その弘道館碑を觀、農人形の像を仰ぎ、往代鑄造の砲車に接して、誰しも、かゝる誤認は、はじめて雲消されるであらう。

○大正七年、陸軍特別大演習に際して、一府十五縣に亘つて贈位された一二九人中、水戸藩關係者は、全體の三分の一強、四四人の多きに達してゐた。もつて、同藩子弟が、藩主齊昭を中核として、いかに、海防・尊皇のことに參畫してゐたかゞ分るであらう。

○弘道館のあつた水戸公園は、普通第二公園と呼ばれてをり、市の西端常磐の地にある常磐公園(借樂園)は、第一公園といはれてゐる。借樂園は、東は常磐神社の神域に接し、好文亭以下の建物は、ほゞ園の中央に位してゐる。梅林の西側には、東面して「借樂園碑」がある。碑身の高さは八尺餘、齊昭の撰文用筆にかゝつてゐる。同地域は、大正十一年、内務省指定史蹟として選ばれた。

○第二公園の弘道館址も亦、同時に指定史蹟となつてゐる。同地正門は、舊水戸城の大手橋と相對してゐる。その正面に立つた支關櫓

の大建築は、即ち、「學校御殿」といはれる正廳で、館の主要建物に屬してゐる。城内にはなほ、武徳殿・鹿島神社等が存し、要石の名ある齊昭自署の歌碑もある。同歌碑の面には、「行末もふみなたがへそ蟻アキツメ鳥、大和の道ぞかなめなりける」の歌が、公の雄渾氣魄に富んだ筆致をその儘刻まれてゐる。

人物本位で行か  
なかつた諸事由

林子平と徳川齊昭とは、海防について、一致した見解を持ち、共々これを主張して、同様世人に呼びかけ、行動した兩人である。そこに、共通點は見出されるが、兩者は、彦九郎と君平との如く、相類し、對比さるべき濃厚な部面を持たない。これが、兩者を並立題名として出すべく、採られなかつた第一因であらう。といつて、寛政の三奇人として類稱されてゐる子平を、彦九郎・君平と共に、前題下に囊括するには、世に奇行視せられた行動以外には、それ程共通點もなければ、勿論、對蹠的關係とてもなかつた。

露艦突入後、維新に至るまでの七十年あまりは、今日呼ばれてゐる「非常時」など、比較にならない程の危局であつた。この危局に對處した國民熱烈の叫びは、即ち「攘夷」であり、或は「開港」であつた。かうした點から考へて、子平の言動は、どうしても、こゝに收めなければならぬ。それも、齊昭・子平兩者を、「海防・攘夷」の唱導者として出す以上に、世運その物が、あげてさう進展して行つたのである。これが、兩者の人名を捨て、標題の文字を選んだ第二因であらう。

これら諸事由に加へ、それにも況して重視すべく、模範人物を繋いで説いた従前の行き方よりも、



譲ることゝなる。

錯綜した以上時局中、對外關係においては、前章の事歴を第一期として、米艦渡來後の第二期が、大部分本章に配當されてゐる。その對外中心をなしてゐる紀元二五一三年こそ、わが開港史上にも、倒幕事歴の上にも、特に大書されべき一大ポイントである。

### 〔教材の解義〕

【開港の意見をもつてゐるものもあつた】 蜂の巢をたゞいた如く、國をあげて、轟々攘夷論の唱道されてゐる中に、洋學を修めて、世界の大勢を管見し、率先開港説を主張した人々もあつた。洋學は、はじめ八代將軍吉宗が、彼書の禁を緩めた時に芽生えて、青木文藏らにより漸次傳承され、わづかに、西歐文明の片鱗を攝取するに止まつてゐた。而も、その學を修めた者は、多くは刀圭界の人々に屬して、利用せられる部面も、おのづから限定されてゐた。

その後、洋學の漸次普及するに及んで、學習範圍もおのづから廣まり、醫學の他、兵學等について研究する者も出るやうになつた。その中、もつとも名高い者を、渡邊華山とし、高野長英とする。兩者とも、海外の事情に通じ、書を著はして開港意見を高唱したが、却つて、世を惑はす者として忌まれ、天保十年（年表）遂に幕府から刑せられた。

事の起は、米船モリソン號が、わが漂民七名を護送し、かたゞ通商を請はうとして、天保八年、浦賀港に來たことに發する。同船は、この時砲火に酬いられて、來航の目的を果さず、支那の澳門マカオに去つたが、その由を誤聞した長崎のオランダ商館長は、翌九年、風説書を幕府に致して、英船モリソンの渡來すべきことをもつてした。この書に接して、幕府は、なほ撃攘令の勵行を緩めようとはしなかつた。時に、華山・長英ら蘭學者により組織された尙齒會は、この風説を解して、英國の東洋學者ロバート・モリソンの來朝にありとし、これをも撃攘した時、禍の及ぶところ豫測し難いのを憂へて、世人の迷夢を醒まさうとした。

かくて、華山は「慎機論」を、長英は「夢物語」を著はして、暗に、攘夷の不可なる所以を述べた。その結果、華山は牢に投ぜられ、長英は一たん遁れて後自首して出た。さうして、華山は藩主三宅氏の城地田原（三河國）に禁錮され、長英は江戸の獄舎に終身禁錮の身となつた。

渡邊華山（三宅氏の家老渡邊定通の子で、寛政五年、江戸の藩邸に生れた。幼時、父は、長い病に伏し、家が貧困に陥つたので、華山は、みづから一家の生計を支へねばならなかつた。十六歳の時、繪畫の道に入り、これに精進する傍、紙燈籠・紙鳶・團扇等に圖して鬻ぎ、父母に孝養を盡すことを忘れなかつた。三十歳の頃からは、更に洋畫を研究して、肖像を描くに妙を得た。洋學に志したのも、また、この時分のことである。かくて、海外の事情を知ると共に、藩の人々に對し、諸國旗及び軍艦を圖して與へ、外艦渡米の場合、これにより識別して、報告させるやう訓練した。後、罪を得て田原に禁錮されること年餘に及んだが、その藩主に

累を及ぼすことを怖れ、「不忠不孝渡邊登」の大書を名残として、同十二年、四十九歳にして自盡して果てた。

高野長英——陸中國水澤の人、華山よりは遅く、文化元年に生れ、十七歳の時江戸に出た。二十一歳にして長崎に遊び、蘭學を修め歸つて、醫術と翻譯とを業とした。華山と共に「オランダ風説書」の寫本を見、憂慮のあまり著した「夢物語」が禍して、獄に下つたのは、三十六歳の時だつた。それより六年（弘化二年）、長英は、獄舎の炎上に乗じて遁走し、薬品をもつて顔を焼き、姓名を變じて、各地に流浪した。後、再び江戸に戻つたが、幕吏のために探知され、捕手を殺傷して、柱に靠れたまゝ、みづから咽喉を斬つて卒した。時に嘉永三年、四十七歳であつた。

●蘭學發達の過程等については、すべて説くべきでない。従つて、前野良澤・杉田玄白ら蘭學者の名も、事歴も、みな省略されねばならない。

◎渡邊華山の墓は、現に田原の城寶寺にある。田原城址には、明治二十四年、華山先覺の記念碑が建てられた。華山はこの年に、長英は三十一年に、それ〴〵贈正四位の恩命を拜した。

【考明天皇が海防について幕府をお戒めになつた】かゝる情勢裡に、弘化三年（年表）二月、第一二一代孝明天皇は、御父仁孝天皇の崩後を承け、御年十六歳にして、大統を繼がせられた。天皇は、痛く外侮に御宸念あらせられ、しば〴〵勅して、幕府を戒め給ふた。また、海防を嚴にすると共に、對外政務に關しては、巨細奏上すべきことを命ぜられた。

殊に海邊の防禦堅固の旨、是又兼々開召され候間、御安慮候へ共、近頃其の風聞彼是觀念を掛けさせられ候。猶此の上武門の面々、洋蠻の事、小寇を侮らず、大敵をを畏れず、宜しく籌策有之るべく、神州の瓊瓊無之き様、精々御指揮候ふて、宸襟を安んぜられべく候。此段御沙汰有るべく候事。

右は、岩倉公記の載せるところで、天皇御即位の年八月、幕府に下された文書の一節である。これに依て見ても、いかに天皇が、叡慮を外事に用ひさせられたかの一端を拜察することを得よう。

【合衆國の使ペリーが來た】この頃、世界の氣勢は、攘夷を容れる寸分の餘地なきに拘らず、幕府はなほ、鎖國方針を維持することに努めた。當時、アメリカ合衆國の捕鯨船は、頻りにわが近海に出漁して、その數千を超え、薪水・食料の補給・船體修理等の便益上、わが國と修交するの必要に迫られてゐた。加ふるに、米本土の西岸カリフォルニヤ州に金鑛の發見されて以來、支那労働者の雇傭に關し、太平洋航路の開拓を必要としたことは、米國全野を驅つて、一層、修交の議を高めた。

嘉永三年、米國議會は、遂にこれが實現を強行議決し、大統領ミラード・フィルモアは、海軍少將ペリーを印度支那艦隊水師提督とし、わが國に赴かせることとした。同五年十月十三日、ペリーは本國を發して、大西・印度兩洋を過り、支那南海岸澳門に着して、香港・上海を經、次第に、わが近海を指して進んだ。その艦隊は、すべて四隻（外車蒸氣艦二隻、帆艦二隻）から成り、琉球・小笠原に寄港して、紀元二五二三年——嘉永六年（年表）六月三日、本國出發後二百二十餘日にして、威風堂々、三浦半島南端に現はれた。

ペリーの浦賀に迫らうとするや、まづ砲門を開き、彈丸を填充し、水兵は各部署について、戦備を整へてゐた。もつて、その決意の強く、要求の牢固たるを知るべきであらう。これより先、邊陲には露・英兩國船艦の出沒あり、國民の關心も相當強いものがあつたが、なほ、昌泰の睡夢を覺醒するには、十分な刺戟とはならなかつた。然るに、米使の來るや、堂々江戸の正門を叩いて、その要求の容れられない場合、兵力にも訴へようとの意を示したのである。當時櫓を用ひず、風に逆ひつゝ、煙を吐いて進入した蒸氣船——黒船の姿態に接した幕府出先官憲の狼狽さも、推して知ることを得よう。

浦賀奉行戸田氏榮は、米艦の入港を見、吏を派して、來意を問はせ、長崎に赴くべきを論達せしめた。ペリーは、これに應ぜず、あく迄強硬態度を持したので、江戸・横濱の市民は甚だしい衝戟を受けた。この時、將軍家慶は、病に臥して、國政が攪られなかつた。仍て、老中の首班阿部正弘は、米使要求の對策を議すると共に、攘夷の張本徳川齊昭を起して、これに諮り、「米人の態度強硬にして、屈し難きを以て、權りに其の國書を受けたる上、諭して歸らしめ」、然る後、衆議により、徐ろに善後策を講ずべきことを定めた。かくて正弘は、在府の浦賀奉行井戸弘道に命じて、氏榮らと米使に接見させ、その國書を受理して、圓満に退去させようとした。

同月九日、米國々書の授受は、久里濱(浦賀の西、南約四軒)の地を相して建てられた急造バラックにおいて、嚴肅裡に行はれた。この日、ペリーは、正裝三百の兵を具して上陸し、幕府及び警備諸藩の兵五千堵列の間を過ぎ

て、三十餘の部下と共に、會見場に入り、國書・信任狀を奉行に致した。これと共に、奉行も亦、將軍の諭書を彼に傳へた。この會見は、彼此沈黙の裡に、僅々二三分にして終つたが、この時ペリーは、その譯官をして、「明春四・五月(太陽曆)の交、再び渡來すべし。」との旨を述べさせ、彼の決意を示して、わが覺悟のほどを促した。さうして、翌十日、ペリーは更に船を進めて、神奈川沖の水深を見、十一日外灣を測量して、十二日琉球に向つた。

ペリーの來航によつて、二百餘年弛廢したわが武備——分けても海防の不完全さは、現實に暴露された。それは亦、極度に幕府を狼狽させ、市民を恟々たらしめた外、遠近の人心を束ねて、脅威の坩堝に投込んだ觀があつた。この混亂裡に、月の二十二日、將軍家慶は薨じて、十月、子家定が後を繼いだ。

この間、幕府は對米應急措置を講じて、

- (1) ペリー退去の翌十三日、急使を馳せて、事の由を京都所司代に報じ、叡聞に達した。
- (2) 七月朔日、諸侯を江戸に召して、國書の譯文を示し、米國の要求許否に關する意見を開陳させた。
- (3) 急遽品川沖に砲臺を築き、諸藩に命じて、武相房總の海岸に屯戍させた。

以上三項中、その(1)(2)は、幕府が公家諸法度によつて、朝廷を抑壓し奉り、武家諸法度を制して、諸侯を制御した政策を、みづから破棄したものと云ふべく、その破滅への急ピッチに、更に拍車をかける結果となつた。即ち、この事に由つて、以後、朝廷は幕府を指導するの御立場を得、諸大名も亦、幕政を批議しようとする

端を擡んだのである。これから後、攘夷・開港の論議はいよゝ熾烈にして、何等歸着するところを見ず、世態は、喧騒不安の空氣をもつて包まれて行つた。

當時、幕廳の周章さを見、世情を客觀した某者は、「太平の眠をさます……。」と戯歌嘲笑した。歌中、「上喜撰」は製茶の品名であり、これを「蒸氣船」と音通させて、「四杯」を船を數へる「四はい」にかけ、そこにユーモラスなところを見せたのである。また、

亞米利加の米より喰はぬ國なれど、日本人は泡(粟)を喰ふなり

と詠んで、そのうろたへさ加減を表述した人などもあつた。

●嘉永六年は、明治天皇御降誕の翌年である。史實を説くことに加へて、「聖の君のあらはれました」この御事實をも、併せ説きたいものである。

●露使プーチャチンの長崎に來たのも、またこの年だが、まづ、語らないことにしたい。

●嘉永六年から四十八年後の明治三十四年、米友協會(明治三十一年組織、會長金子堅太郎伯)の手により、内外朝野名士の贈金を得て、往時の久里濱の地に、北米合衆國水師提督伯理上陸記念碑が建てられた。その除幕式には、伯理の孫ロジャー少將も、はるかに軍艦を率ゐて、來朝參列した。その後、ベリー四代の孫ボルバート、ビー、ベリーも、羅府市基督青年團の訪日團體に加はつて、昭和初年頃來朝した。また、昭和五年九月には、おなじくベリーの曾孫ジョージ・テイフニー氏も來朝、碑前に曾祖父の追憶に耽つた。

●ベリーの麾下に、當時十八歳のハーデーといふ水兵があつた。その後、日本の急速な進展を聞いて、追懐の念止み難く、大正六年、八十二歳の老軀を提げて、わが國を訪ふた。彼は當時の水兵服・帽子・ナイフ等を着用し、ハンカチーフを碑前に敷いて、再拜三拜、黙

禱すること暫くにして、滂沱たる涙を示し、會衆一同に挨拶した。その後、ハーデーは、わが國兒童から送られた手紙等により、日米親善に盡してゐたが、大正八年に歿した。

●昭和三年五月、時の米國大使マクヴェー氏の斡旋により、ベリー夫妻の頭髮・結婚指輪等、硝子箱内に鄭重に納められた記念すべき遺品が、提督三世の孫に當る三人の子女の手を離れて、徳川家達公を會長とする日米協會に贈られた。

●昭和四年、ロンドンの海軍々縮會議に赴いた若槻・財部兩全權は、その途、ベリーの孫ベリー・ベルモント氏をその邸に訪ひ、提督の記念品を參觀した。

●スバルチングの日本遠征記と、米政府發行のベリー日本遠征記との兩書は、かつて、駐米公使高平小五郎男から、山縣有朋公に贈られ、公はこれを、帝大圖書館に寄附した。この兩書とも、それ、邦語に翻譯されてゐる。

●前記米友協會は、昭和十年六月二十九日、ベリー記念碑の敷地・基本金等を、神奈川縣知事を會長とする同碑保存會に引續いで、三十八年間活躍の幕を引いた。

●ベリーは、浦賀に來る前、小笠原父島に寄泊し、二見灣から上陸して、貯炭所を設け、振分山(俗稱ベリー旗立山)に米國旗を立てて、當時布哇から入り込んでゐた英・米・伊諸國移民に自治を行はせなどした。昭和二年、聖上同島行幸に際して、同島の遺址は、一入世の眼を引いた。

國民記念日  
の一として

表玄關から、堂々米艦に乗込まれた日だ。そして、上下狼狽、狂噪、異常とも何ともいへないショックを受けた日だ。そしてまた、開國への重大な基準となつた日だ。六月三日——この月、この日を、國民である以上、何で、忘れることが出來よう。永久に、記憶から抹消し得られない記念日だ。

われ等は、國民記念日として、遠くは、元寇記念の七月一日を持つ。近くはまた、九月十八日の滿洲



事變勃發の日を持つてゐる。この、古今兩記念日の間に介在させて、六月三日は、決して輕くないポイントだ。「我」を有ち、「我」を生々進展させべく努めて來たわが國史は、上記三月日をあげて、これを並立させ、重大な對外記念日とすべきである。

六月三日——さうした日を記念すべく、その語は、昔から強く尊く、國民の頭に印されてゐる。これを、太陽曆により、逆算して七月八日を求めるなど、却つて、米艦渡來を回憶するためには、ほんとに迫るところが薄い。六月三日は、そのまゝ六月三日として、その日の來る毎に、その儘強く戀ひ、強く偲べば好いのだ。

【和親條約を結んだ】 如上の困惑裡に、對外方針は、なほ確立を見ずして、早くも翌安政元年(年表對照)となり、ペリーは再來した。彼は、前年の渡航後、一たん香港に引揚げ、誓約日の到來を待望してゐたが、この年正月十六日、艦隊七隻(三隻は蒸氣艦・四隻は小帆艦後更に二隻が來り加はつた)を率ゐ、浦賀を過ぎて、深く本牧沖(現横濱の内)に投錨し、國書の返答を促したのである。

幕府は、報を得て驚愕し、浦賀に引返すべく諭したが、ペリーは、これを斥け、神奈川に交渉すべきを主張して下らなかつた。仍て幕府は、止むを得ず、接見所を同地に急設して、林大學頭アキラ耀らを派し、二月十日、彼使をこゝに迎へた。この日彼は、士官・水兵ら五百、軍樂隊三組を短艇により分乗させ、盛に威を示して、歩武堂々入場した。大學頭らは、こゝに彼使を迎へて、再び祖法を續述し、國事多端に懊惱せる苦衷を訴へ

て、米船に對する薪水・食料の供給を聽許し、かつ、漂流米國民の救助をなすべきことを誓つて、國書を手交した。ペリーは、これに對して、締約拒絶に處する米國政府の方針を述べ、支・英・蘭三國語に認められた米・支條約の寫本を我に贈つて、協議の進展を他日にゆづつた。

これより、數回の會見は重ね行はれたが、ペリーは、わが國情を理會して、通商締約の即認を強要せず、三月三日、和親條約(また神奈川條約)十二箇條を結んで、相互調印を了した。この間、ペリーは、望遠鏡・電信機・拳銃・機關車・柱時計等、新銳科學の力により作製された品々を將軍に献じ、將軍もまた、漆器・陶器・絹織等の國産をもつて酬いた。

越えてペリーは、下田・箱館の形勢を視察し、再び下田に歸つて、條約實施に關する細則十三箇條をも締結して去つた。和親條約の條文には、

第一條 日本と合衆國とは、其人民、永世不朽の和親を取結び、場所・人柄の差別無之事。

第二條 伊豆下田・松前地箱館の兩港は、日本政府に於て亞米利加船薪水食料石炭缺乏の品を、日本人にて調候丈は給し候爲め、渡來の儀差免し候。尤下田港は約條書面調印の上即時相開き、箱館は來年三月より相始候事。(下略)

等と規程されて、(1) 兩國の永久和親、(2) 薪水・食料その他船中必需品の賣與、(3) 米人の上陸散步許可、(4) 米國官吏の下田駐在、(5) 漂民の歡待などが骨子となつてゐた。また、同條約附屬協定書によつて、下田港における上陸地・宿舍・休憩所・墓地等も定められ、箱館においては、米人自由往來地域五里以内も約

された。

●その後、間もなく、露・英・蘭諸國とも、ほゞ同様の條約を結んだことを、こゝで、一言附説しておく必要がある。

和親條約が既に成つたので、安政三年七月、米國總領事タウンセン・ハリスは、下田に赴任し、その東方、柿崎玉泉寺に入つて、領事旗を掲揚した。彼は、翌年みづから入府して、大統領の書翰を將軍家定に上り、時の老中首席堀田正睦（下總佐倉侯）に面接して、交渉を開始した。ハリスは、世界の大勢を説いて、わが國もこれに順應すべく、鎖國方針を採ることの不可なるを論じて、通商互市の最大急務なる所以を力説すると共に、米使の江戸駐在・開港場の増加等を要求し、滔々懸河の辯を振つた。

これより先、幕吏は、毎に外使に近接して、大勢に覺めかけてゐたので、老中正睦らは、その忠言を容れる下心があつた。然るに、幕府の顧問たりし水戸侯齊昭は、常に攘夷を高唱して、侃諤の氣を吐き、諸侯・諸藩士の多くも亦、これに同じて、物論紛糾、容易に決しなかつた。この間にあつて、幕府は、事の遷延を策したが、ハリスの容易に屈しないのを見て、遂にこれを引見したのである。時に、同四年十月のことであつた。

かくて、正睦はハリスの言に聽き、その要請を容れる方針を立て、爾後十數回の折衝を重ね、五年正月十二日、兩者の間に、修好通商條約及びその貿易章程の草案を議定した。而も、通商盟約は祖法を變じ、二

百餘年の傳統を破棄する重大事件であるのに鑑みて、幕府は、これを非議する者多きを察し、奏請して、勅許を得たる後、三月五日までに調印すべきことを約して、ハリスを諭し、下田に歸らせた。

◎柿崎玉泉寺は、わが開港史上忘れがたい記念地なので、昭和二年十月一日、日米協會長徳川家達公ら發起の下に、同寺傍を選んで、ハリスの事蹟を傳へる一大記念碑が營まれた。あまりにも世に有名な「唐人お吉」のことは、ここには、紹介を避けることゝしよう。

◎昭和九年は、文明日本の魁をなした條約締結の年から、恰も八十年に相當してゐた。春光うららかなその四月二十日より、下田港において、黒船祭が賑やかに行はれ、二十二日には亦、慰靈祭も舉げられた。當時、全町の裝飾は櫻花と相映じて、繪巻物のやうに展開され、各種の餘興と共に、お祭氣分が横溢した。

◎昭和五年四月、米國大使館から、日米國交締結の史料が、東大附屬圖書館に寄附された。同史料は、米國大使館内に保存された下田條約の原文と、同國々務省保存のペリー條約・江戸條約等の複製されたものである。

【通商條約を結んだ】時に、諸侯中には、正睦の失計を責めて、建議する者が少くなかつた。特に、水戸の齊昭の如きは、攘夷の行はれないのに痛憤して、その抱懐するところを、時の關白九條尚忠に建白し、痛烈に我説を主張した。また、この頃、公卿との縁を辿つて入洛する侯伯は、次第に數を加へてゐたが、その説くところは、多くは、通商許可を國家の一大事として、米禍を斥けようと主張してゐた。故に、公卿間においても、論議は沸騰して、正睦の措置を以て、米人が野心を包藏し、わが國を併呑するの「前驅なり」と論じ、舉朝排外説をもつて固められた。

この情勢裡、正睦は、諸吏を率ゐて、正月二十二日江戸を發し、二月五日入京した。時に公卿らは、この

機において、更に、幕威の抑壓を企圖して、種々方策を講じた。正睦は、これに介意せず、九日參内して、金品を上ると共に、傳奏を経て、世界の大事を説き、事情を具して勅裁を請ふた。この後、正睦は、或は公卿に方物を贈り、或は旅館に饗應して、ひたすら諒解運動に努めたが、その效なく、同月二十三日、「三家以下諸大名の意見を諮問し、評議の上再び奏請すべし。」との勅答を仰いだ。

朝議の強硬に驚愕した正睦は、書をハリスに致して、調印の延期を請ふと共に、滯京して奔走これ努めたが、毫も省みられるところなく、三月二十日、再び「三家以下諸大名の意見を質して上奏」すべき勅答書は下された。仍て正睦は、到底勅許の得られざるを知り、萬策盡きて、四月五日歸京の途に着き、同月二十日江戸に着した。この時、ハリスは再び江戸に出て、しきりに、調印の實行を促してゐた。

堀田正睦の歸東後數日を経て、四月二十三日、幕府は、彦根(近江國)藩主井伊掃部頭直弼をあげ、大老の職に据ゑた。直弼は、常に修養に努めて、性剛毅果斷、堅忍不拔の氣に富み、勤儉藩を治めて、夙に有爲の人物として注目されてゐた。今や、彼は異例の難局に際會して、非常置職たるこの要位に坐し、一身を挺して、重任を果すべく起つたのである。

大老井伊直弼は、就職と共に、諸侯を會して、條約締結の可否を再議させた。また、ハリスに對しては、調印期日を七月二十七日に延期させ、下田に歸らせて、この間極力策動した。時あたかも、西隣支那は、英・佛兩國と戦を交へて敗れ、五月十六日、天津條約を結んで、屈辱的講和をなした。この時、長崎に入つた米

艦は、「兩國が戦勝の餘威をもつて、不日渡來し、兵力に訴へても開國を迫るべし。」との風説を播いた。六月に入り、この報に接した幕府は、雷電のごとき衝戟を覺えた。ハリスもまた、これら二國に先んぜられることを遺憾として、急遽神奈川に進み、「兩國の要求が米國の比にあらざること」・「調印後は英・佛に對し斡旋すべきこと」等を述べて、極力調印の實現を急いだ。

當時、直弼はなほ、勅許後調印するの妥當なる説を持してゐたが、神奈川にハリスと折衝した幕吏らは、勅許の絶望と共に、事情の切迫猶豫し難き旨を説いて、直弼に開國斷行を促した。仍て直弼は、水戸藩らの峻烈なる反對を排し、獨斷をもつて、敢然對米修好通商條約に調印した。時に紀元二五〇八年——安政五年(年表)六月十九日のことであつた。世に、この條約を稱して、「安政の假條約」といつてゐる。蓋しその勅許を待たずして締結したことに基いてゐるのである。

この假條約は、(1) 兩國間の公使・領事交換、(2) 神奈川・兵庫・長崎・箱館・新潟五港の開埠(神奈川開港後半年は閉鎖)、(3) 江戸・大阪兩開市場の設定、(4) 居留地内信教自由の認容等、すべて十四箇條、ほかに、貿易章程七則から成つてゐた。その中には、

第六條 日本人に對し法を犯せる亞米利加人は、亞米利加コンシユル(領事)裁斷所にて吟味の上、亞米利加の法度を以て罰すべし。亞米利加人へ對し法を犯したる日本人は、日本役人糺の上、日本の法度を以て罰すべし。

等、彼國の領事裁判權を容れ、關稅の差異(貿易章程中の規定)を認める等、片務協定に甘んじた條項が含まれてゐた。

●この一方的権限を承認した條項は、他日明治政府に「條約改正」なる外交問題として持越されて、歴代内閣瓦解の因をなし、國民の一大努力を餘威なくされた。「明治天皇」の五「條約改正」と、密接不離の呼應關係を持つ教材である。

對米通商條約の締結に續いて、蘭・露・英三國とは七月中に、佛國とは九月に、それごとく、これに準じて通商條約を結んだ。その翌安政六年、ハリスは米國公使に任ぜられて、江戸に駐劄し、英公使もまた、これに次で赴任した。この頃、水戸老公齊昭をはじめとして、天下の志士らは擧げて直弼の專斷違勅を責め、蜂の巢をたゝいたやうな世相と化してゐた。

●現在、東西の二大商港として、全貿易額の八割近い取引をなしてゐる横濱・神戸兩港は、この時、呱呱の聲をあげたのである。この兩港の地理的位置に恵まれた點や、長崎・函館の現況、新潟の衰頹等、考へられべき問題は數多し。

○明治の末葉、横濱開港五十年記念祝賀式の擧げられた時、俳人内藤鳴雪は、これに寄せて、「ほととぎす、血を吐く國の夜明かな」の一句を吟じた。

○横濱市内には、直弼の銅像の建てられた掃頭山といふのがある。開港の恩人直弼は、故衆議院議長島田三郎の開國始末によつて男をあげ、遂に、この銅像建設にまで運ばれたのである。因に、直弼の子孫は、正陸の裔と共に、伯爵家として現存する。

○わが井上信濃守清通(下田奉行)岩瀬肥後守忠震と、ハリスとの間に締結された日米修好通商條約書は、その原本が、いま、外務省に保存されてゐる。一通は邦文、他の一通は英文で記されたもので、治外法權(領事裁判)・關稅問題の約定等が如實に見られ、いまは

しくも尊い記念物となつてゐる。

○幕末外交事務を取扱つた舊蹟は、現に、これと因縁深い外務省内に存する。昭和三年、東京府内から指定された史蹟十七箇所中には、實にこの地が交つてゐた。

○ハリスが米國公使として駐劄してゐた麻布區善福寺境内には、同氏記念碑が建てられて、昭和十一年十二月十九日、除幕式が行はれた。その建設委員代表益田孝氏(八十歳)は、ハリス入府當時、一給仕として、同氏の下に仕へてゐた人だといふ。

【家茂を將軍に迎へた】無勅許條約締結により、衆怨の府と化した井伊内閣をして、更に、これを窮境に立たせたのは、將軍家繼嗣の問題であつた。

十三代將軍家定は、温床の花のごとく、大奥裡に生立つた上、幼より蒲柳の質で、三十歳繼統の後も、後嗣をあげ得る望がなかつた。かつ、その性は優柔で、世態への關心少く、國家最惡の難局に處する器ではなかつた。故に、その繼嗣問題については、家定の薨後早くも論議され、越前(福)侯松平慶永・薩摩侯島津齊彬の如きは、一橋慶喜(水戸齊昭の第七子)の年壯(當時十二歳)賢明なるを見て、これが推戴方を翹望した。その黨與には、尾張・水戸兩親藩をはじめ、多くの大名を數へ、堀田・阿部等幕府の要路にも、これに賛する者が少くなかつた。世に、これを「一橋黨」と稱へて、國內の輿論を代表する如き勢力を持つてゐた。

然るに、將軍家定は慶喜を厭つて、從弟慶福(紀伊家、後の家茂)を迎へようとした。當時、直弼ら幕府の諸職もまた、齊昭の攘夷を固執し、幕府に異圖あるを疑つて、その子慶喜を迎へることを忌避した。これら一味は、將軍の旨を奉ずるに藉口し、一橋黨の堀田正睦らを斥けて、輿論に耳を掩ひ、ひたすら、所信を斷行しよう

と努めた。直弼を中心としたこの黨派を、南紀黨と稱する。

かくて直弼は、近系擁立をモットーとして、敢然、幕府の親藩・諸侯らの議を斥け、「世嗣は將軍の希望に由るべく、臣下の異論すべきにあらず。」と主張し、慶福擁立の一本槍をもつて、堂々公道を歩むものとして進んだ。そして、條約調印後旬日を出でない六月二十五日、當時十三歳なる慶福を擁立し、將軍の繼嗣として發表した。この報を得て、人々は直弼の專斷を非難して止まず、その聲は、轟々として世を覆つた。

これより約二十日にして、將軍家定は、脚氣衝心をもつて薨じた。續いて、慶福は名を家茂と改め、八月喪を發して、十月家を繼いだ。この頃、世論はますます喧しく、諸侯は繁く京都に出入して、日は一日と、大事變出來の危機を孕んで行つた。

●直弼の處置には、これを認容し、稱揚すべき餘地はないであらう。しかも、幕府の要路に立つた人として、當時の情勢から見た時、誠に「止むを得なかつた」結果といふの外はあるまい。こゝに、數字的に、彼の開港・繼嗣兩問題處理に對する功科表をグラフすることは難いが、要は、徒なる惡人としてのみ葬つてしまひたくないことだ。その心構につき、希念してあく次第である。

【安政の大獄】 通商條約の無勅許調印と、衆議を排した將軍繼嗣の決定とは、極度に世論を湧かせ、公武を驅つて、一途に直弼の專斷を問責し、停止するところを知らない有様となつた。これを鎮靜すべく、直弼は百方策を練つたが、遂に、彈壓に頼る外方途なき結論に達した。

この時に當つて、將軍家定は病に臥し、その容態は、次第に險惡を傳へてゐた。仍て直弼は、その生存中、反對派諸侯の彈壓を行はうと志し、將軍の病室に伺候して、尾張・水戸・福井三家に對する處分を議し、翌七月五日、これを發表した。かくて、幕議を非難する者の糾彈は、家定薨去の時を超えて、翌安政六年(年表對照)十月に及び、受難者の數は幾十名を算して、史上未曾有の「安政の大獄」が敢行されたのである。即ち、

- (1) 親藩……徳川齊昭(まづ謹慎、ついで永監居)・徳川慶勝(尾張侯、隠居謹慎)・一橋慶喜
- (2) 諸侯……松平慶永(隱居)・山内豊信(土佐侯、謹慎)・水戸三支藩主(共に謹慎)
- (3) 幕吏……老中太田道醇(免官、謹慎)、外に、奉行等に奪封塾居せしめられた者數名。
- (4) 志士……梅田源次郎・日下部伊三次(獄死)・頼三樹三郎・吉田寅次郎等(以上死刑)その他、梁川星巖は就縛直前に病死した。

- (5) 公卿……左大臣近衛忠熙・右大臣鷹司輔熙・内大臣三條實萬等(自發落飾)
- (6) 親王……青蓮院宮尊融法親王(謹慎)

の如く、親藩をはじめとして、連累は親王・公卿にまで及んで、戦慄すべきクーデターは行はれたのである。これら受難者の中、教科書は、親藩に徳川齊昭、志士に吉田松陰の業績を選びあげて、維新建設の下積となり、復古の犠牲者と化した人々の代表たらしめてゐる。

徳川齊昭——文政年間三十歳にして襲封した。その後、國家の安危に任ずること三十年に及んだが、諮問

なきに反對意見を流布し、幕威を輕んじた廉をもつて、直弼の忌むところとなつた。齊昭が、天資豪邁だつたことは、前章述べた如くであるが、その罪に服するに及んで、かつて獲た胸痛が再發した。而も齊昭は、飲啖常の如く、毫も衰へを見せなかつた爲、醫官もその危篤を察しなかつたが、次項に記す櫻田事變を距る數月後、六十一歳をもつて、水戸城中に薨じた。この夜齊昭は、諸子と樂を聽き、子らの退くに及んで、にはかに重臣を召し、三更、晏然として他界したのであつた。齊昭は、居常儉素をもつて臨み、古今の學に精通して、識見の卓越せること比なく、士民は悦服し、四方その風采を仰いだ。齊昭の言動は、信念の前に飽くまで忠で、天朝を尊ぶと共に、深く宗家幕府をも敬し、常に、國家の將來を憂懼して止まなかつた。薨後、幕府は喪を聞くに先んじて、その塾居を解いた。また藩では、「烈」公の諡號をもつてした。

吉田松陰（侯毛利）の藩士杉百合之助の次子として、天保八年に生れ、五歳にして、叔父吉田氏の養子となつた。安政元年、ペリーの下の下田寄港に際り、これに託して渡米を策し、外情を探らうとして、彼艦に赴き請ふたが、締約前の重大時として、ペリーはこれを容れなかつた。本土に送還された松陰は、その所持品の官邊の手に入つたことを推知し、同志金子重輔と共に自首して、國法を犯した廉により、江戸の獄舎に繋がれた。後赦免されて、萩の私邸に家學を教へることを許されたので、松陰は、松下村塾（實國）を興して、葬倫を叙し、大義を訓へ、幾多の俊才を養つた。その門弟中には、高杉晋作・伊藤博文・井上馨をはじめとして、維新前後における偉材が輩出した。萩歸還後の松陰は、安政の大獄に際り、幕政に反對した事由をもつ

て、再び捕へられて、江戸に護送された。そして、翌年十月、三十歳の壯齡をもつて、江戸市外小塚原の刑場の露と消えた。

かくして、如上の人々は、何れも尊き犠牲者として、護國の鬼と化した。復古への時運の歩みは、まことにこれ等人士の血と汗とによつて導かれたのであり、幕府倒壞の歴史は、そのエビックだつたのである。そこに、敬虔なる心情なく、襟を正さしめられない者があらうか。

◎既掲した如く、齊昭は、その祖光園と二座併せて、水戸市内に、別格官幣社常磐神社として祀られてゐる。齊昭はまた、明治二年従一位を贈られたが、更に同三十六年、光園より三年おくれで、正一位に追陞せられた。兩者の諡に、「義烈」の文字の巧に配されたことも、もつとも好く、當を得たものといはれよう。

◎昭和三年三月初旬の五日間、義公生誕三百年記念事業の一として、青山青年會館別館において、水戸志士遺墨展覧會が開かれて、門外不出の逸品が陳列され、記念講演なども行はれた。

◎受難公卿の一人三條實萬も、やはり、維新の元勳たるその子實美と共に、明治十八年列格の別格官幣社梨木神社（京都市上京區染殿町鎮座）に祀られてゐる。實萬はまた、同時に處罰された近衛忠熙と共に、贈正一位の恩命に浴してゐる。

◎吉田松陰を奉祀した松陰神社は、東京市内世田ヶ谷と、松陰の郷里萩市との兩所に存し、後者は縣社に列せられてゐる。世田ヶ谷の同社は、門弟木戸孝允・伊藤博文ら四人の手に奉齋の端を發し、同十五年の建祠に際つては、畏くも、明治天皇の御下賜金を拜して、故人の業績は一さう耀いた。萩の松陰神社は、松陰刑死五十年を記念して、郷關の有志により營まれたものである。

◎昭和三年十月十七日、吉田松陰七十年祭典は、世田ヶ谷の右社前に擧げられた。その前々日から、故人の遺墨展覧會は、青山會館において開かれた。また、山口縣萩市においては、同時に、松陰崇敬會が創立された。因に、同年同月、南千住回向院においては、橋本左内七十年祭も執行された。

◎志士所刑の地小塚原は、はじめ斬罪されたもの、死屍が後始末もされずみところから、誰いふとなく、骨ヶ原と呼んだのであつた。その語が、いつか「小塚原」と轉訛して、開けゆく代と共に、次第に、櫛比する家屋で埋められてしまった。安政の大獄において、小塚原の露と消えた吉田松陰・梅田源次郎・頼三樹三郎・橋本左内・日下部伊三次らは、明治二十年、或は同二十二年において、靖國神社内に合祀された。これらの人々は、また、一齊に正四位を追贈されてゐる。

【櫻田門外の變】幕府は、輿論に對して、権力の大鈍を振廻し、躍動する生命の芽を摘まうとしたが、却つて反對の結果を招いて、自家の壽命を短縮することゝなつた。即ち、この彈壓が齎したところのものは、公議がいよゝ高まり、形勢が日に直弼に不利となる現象だつた。多衆生命の力は、かうして飽くまでも幕府の暴抑に革抗し、これを排除しようとして進んだのである。

この頃、各地の志士中には、藩を脱して自在に活躍し、もつて、朝威の伸展・武家政治の崩壊を策する者が、次第に多くなつてゐた。これら浪士中、舊水戸藩の佐野竹之助ら十七名は、前薩摩藩士有村治左衛門と共に、大老井伊直弼の首級をあげて、自家の所信に邁進しようとして企圖した。

右浪士らは、直弼の動靜を探知して、萬延元年三月三日（年表對照）上巳（ヅクミ）の佳節の朝、芝愛宕山に參集し、降りしきる雪を幸ひ、三々伍々櫻田門外に達して、大老の登城を待つた。やがて直弼は、五十餘の從者に守られながら、駕籠に乘じ、霞關の自邸を發して、登城すべく、外櫻田門を指した。この様に勇躍した同志は、或は見物を裝ひ、或は何事かを訴へるが如くひれ伏して、直弼の近づくのを待つたが、俄かに駕籠を目がけて

迫つた。時に從者は身に笠・合羽を纏ひ、刀には柄袋を覆つてゐたので、拒守の行動に自由を缺く間に、志士らは續けざまに籠を刺して、絶命した大老を引出した。この事件を、世に櫻田門外の變と呼んでゐる。

初志を貫徹した同志十八人は、即死一人を見た外、或は自首し、或は遁走後自刃し、或は捕へられて斬に處せられた。また、直弼の首級は、はじめ治左衛門により持去られたが、治左衛門が痛手に耐へず、自盡するに及んで、井伊宅に戻つた。この時幕府は、制規により、同家を斷絶させるに忍びず、重態の由を届出させると共に、醫を派し、物を贈りなどして、路上の殺害を免れたごとく繕つた後、改めて喪を發せしめた。

◎櫻田の志士の多くは、從四位以下を、それ（それ）に贈位された。また、靖國神社に合祀されてゐることも、安政の志士と同様である。

系圖の統合  
に  
ついて

徳川氏の系圖は、本章終のものを加へて、四箇所に分載されてゐる。その一は、家康の素性を述べることを主標として、三代家光までを示したものである。その二には、七代家繼までの歴代將軍を擧げると共に、水戸家初期の系譜をも載せてゐる。而して、その三は、吉宗を中心として、一は紀伊家の前半を、一はその二を承けて、十一代家齊までの將軍系譜を説き、これに松平定信を附帶させたものである。その四が、即ち本章末のもので、末期の將軍を掲げることが主體として、齊昭の位置をも明らかにしてゐる。

この四箇所の系圖は、右のごとく、標示上、副貳的に種々の差こそあれ、將軍名を次々と出したところに、一貫した本筋を持つてゐる。さうした別箇のものを統合し、これを全一のものとして眺めさせよ





## 第四十九 孝明天皇

〔要旨〕 井伊大老の遭難を第二スタートとして、幕威の衰頹は、いよ／＼急テンポを取り、内外多事の間、時運は轉化して行く。この情勢に對して、至聖孝明天皇が、精勵國務を勅裁し給ひ、難局打開に御努力遊ばされつゝ、朝威の御恢復を圖り、復古の機運を醸成せられた御事歴を拜察させて、叡慮を偲び奉らせることを、本章の使命の一とする。

櫻田の變後における内外の情勢——内には朝幕關係の推移を知らせると共に、對外政策の轉化に立脚して起つた長州征伐の事實を説き、幕府瓦解一步前までの國情を諒得させることが、章の使命の他の一である。

〔位置と聯繫〕 本章の教材は、前二章の後を承けて、「攘夷と開港」の續々篇ともいひ得る。この兩論の交錯相剋が、延いて朝幕交渉の重大事實と化し、攘夷の實行に進み、更に、長州征伐と轉變して行くのである。

天皇御一代の御事歴については、一部は、前章にも點出されてゐたが、その大部たる本章の史實を充て、これを御名において掲げたものである。その期間は、櫻田の變直後から崩御まで——即ち、幕府倒壞の前年までである。

### 〔教材の解義〕

井伊大老の遭害により、鼎の輕重を問はれた幕府は、爾後、全く威信を失墜して、女子通り急轉直下の途を辿つた。これに反して、諸侯は、嘉永以來、幕政に對する容喙權を許容された貌となつて、或は公卿と結び、或は議を献じ、その多くは尊攘説を堅持して、次第に幕府の脅威となつて行つた。中にも、薩摩藩をはじめとして、數箇雄藩の潛勢力には、抜くべからざるものを見るやうになつた。

〔朝廷の御威光が高まつた〕 孝明天皇は、御名を統仁と申し奉り、仁孝天皇の第四の宮（御兄君は何れも御早世）にましました。天保二年の御降誕におはし、御踐祚の御時、弘化三年（年表對照）御年十六にあらせられた御事等は、前章にも掲げた通である。天皇は、御資性剛直に、常に毅然たる御態度を持し給ひ、御即位後は、朝威恢弘を圖らせ給ふと共に、寧日なく、對外問題に御宸念遊ばされた。その御一端は、前章「孝明天皇が海防について幕府をお戒めになつた」の節目中にも、窺ひ奉ることが出来た。

●櫻田の變後、幕府の皇妹降嫁懇請・坂下門外の變等、目まぐるしく變轉した時局については、さつぱり捨て、直ちに、教科書の示す攘夷論の擡頭に移つて、勅使東下に一足跳すべきであらう。

天皇の朝權御伸張につれ、天下の形勢は一變して、幕府は、逐日紛糾する内外諸問題を處理する能はず、尊攘討幕の議は、まさに國內を蔽はうとした。これと共に、政治上の實權は次第に京都に復歸して、天下の

大事は、朝廷において處理し、幕府はたゞ、諾々として命を奉ずる形となつた。

時に、薩摩の島津久光は、上京して京師を鎮め、公武の間に周旋するところがあつた。これに次で、大原重徳は勅命を拜し、久光がこれを護衛して、聖旨を幕府に傳へ、「徳川慶喜を將軍の後見職たらしめること」。

「松平慶永を政事總裁に補すべきこと」等を命じた。幕府は、これに聽いて、松平容保(會津藩主)を京都守護職とし、安政大獄以來の政治犯人を赦放し、諸侯參勤交代の期を緩めること等を定めて、斷然祖法を放擲した。

これと前後して、長州藩の毛利敬親も亦入京し、尊攘を公卿間に運動して、討幕を願望する志士の間に、スポットライトたる觀を示した。勅使重徳の歸京した頃、京都は、擧げてその議に靡かうとして、久光の歸國するに及んでは、全然、攘夷派の左右するところとなつてしまつた。即ち、朝廷は敬親の建言を納れて、(1)幕府をして、速かに攘夷を決行させ、これを諸侯に布令せしめるの議を採つた。また、(2) 文久二年(年表)十月、三條實美を正使、姉小路公知(アネコウチキミサト)を副使として東下せしめるに決した。この時、土州藩主山内豊範(ヤマウチトヨノリ)をして、勅使を護衛させた。

幕府は、この頃に至るまで、勅使を待つこと倨傲尊大であり、君臣の分を轉倒する態度をもつて對してゐた。即ち、將軍は城内大廣間の上段に坐し、勅使は下段に平伏して、將軍の聲により、膝行上段に進み、聖旨を傳へて下段するといふ儀禮であつた。また、將軍の献物にも、朝廷からの御下賜品に對しても、互に「進ぜらる」と記して、いはゆる「御兩敬」の形式を採つてゐたものである。然るに、實美らの東下に際して、

朝議は、その威を張らうと畫して、待遇法の改善を幕府に迫つた。この時幕府は、容保・慶永らの議を用ひ、  
●一、以來、大樹公(軍)出迎誘引せられ、中段に留められ候。勅使直に上段に昇り、氣色の後大樹公上段に昇り、奥端に對座して勅命を奉ぜらる可く、退去の節、大樹公前行して、大廣間迄見送可有之の事。等を主とし、「勅使入城の際、乗物の儘玄關に横づけのこと」・「將軍は勅使を玄關に出迎へべきこと」等の條件を容れて、從來の朝幕關係は一轉化した。

○明治天皇は、維新の八大元勳を選ばせ給ひ、これに、永世記念の青銅碑を下賜すべく遺詔せられた。八大元勳とは、即ち、右述の三條實美・島津久光・毛利敬親・大原重徳に加ふるに、岩倉・木戸・大久保・廣澤の四功臣をもつてした輔翼ベスト、エイトである。

○前項所載の功臣中、三條・岩倉二公、毛利敬親らは、それ〴〵正一位追贈(實美は生前拜受)の鴻恩に浴し、それ〴〵、國葬をもつて優遇せられた。

○三條實美は、その父實萬と共に、京都市上京區染殿町に、別格官幣社梨木神社として祀られてゐる。はじめ同社は、實萬一座を祀つて、明治十八年加列され、大正四年御即位大典に際して、實美もまた合祀されたのである。なほ、實美の墓は、東京小石川區音羽護國寺内にある。

○毛利敬親を祀つた山口市の野田神社は、久光の兄齊彬(ナリキマ)の祭祀照國神社と共に、別格官幣社に列せられてゐる。後者は明治十五年の加列、前者は、大正四年御即位大典の際に昇格して、父祖元就の豐榮神社と相並ぶことゝなつた。

○島津久光は、その薨じた際、長州の毛利元徳(敬親の嗣)及び三條・岩倉二公と共に、明治の御代、國葬の禮をもつて送られた。また、三條・岩倉二公に加ふるに、島津家は齊彬・久光兄弟の本分家とも、毛利家と並んで、現に公爵の令遇を受けてゐる。

【攘夷の期がきめられた】 將軍家茂は、翌文久三年(年表)三月四日、入京して二條城に入り、七日參内し

て、「君臣の分を明かにし、攘夷の實行を期せ。」との勅諭を承つた。この時、家茂は勅書を仰ぎ、天盃を拜して退出したが、その實行し難い攘夷を行ふことについて、どれ程頭を悩ましたことであつたか。

ついで天皇は、攘夷説の急先鋒長州藩の建議に基いて、三月十一日、上下兩賀茂神社に賽し、家茂にも亦、諸侯を具して、これが隨行を令達遊ばされた。この日家茂は、謹んで命を拜し、一橋家の慶喜をはじめとして、在京の諸侯を率ゐ、供奉の列に加はつた。想へば、寛政年間、三代家光が三十萬の將卒を従へて上京した往時と比し、幕威衰頹の一入身にしてみても、今昔の感に堪へなかつたであらう。殊にも、行幸の警衛を拜命したのが長州藩士だつたことは、倒壊近い幕府に對して、皮肉極まる一情景であつた。

この日、遠近から集つた士民は、肅々鹵簿の進御せられる森嚴さを、目のあたり拜戴して、朝威の恢興に涙した。そして、復古の日の遠くないことを豫知して、感激の坩壺のなかに泳ぎ合つた。

ついで、四月十一日、天皇はまた、長藩の献策を納れ給ひ、男山八幡宮に行幸して、節刀を將軍に賜はり、攘夷決行を迫らうとせられた。時に、幕閣の苦悶は名狀すべくもなく、家茂は百方焦慮の末、病と稱して供奉を辭した。この日、聖上の祈願が終つて、將軍名代慶喜を階下に召さうとするや、慶喜もまた、急遽、病に託して辭し還つた。而も、實力なき幕府は、飽くまで大勢を阻止し得ず、再びみづからを僞瞞して、同年(年表)「五月十日を以て攘夷の期とすべき」旨を奏すると共に、これが決行を、天下の諸侯に布達した。

當時、わが海濱の防備をもつてして、西歐人の來航を拒否し得ないことは、問はずして明白であつた。然

るに、朝議は攘夷を幕府に強ひて、これが倒壊を畫策し、幕府もまた、その不可能なることを知悉しつゝ、斷行を諸侯に命じたのである。この頃、國體を冒瀆し來つた幕府の苦境は、誠に、あはれむに堪へたといふ他はなかつた。

【攘夷親征の詔をお下しになつた】幕府の攘夷令布達と共に、長州藩主毛利敬親は、歸藩して兵備を嚴にし、期日の到來を待つた。その日は、遂に來て、米國船ペンブローク號の下關海峽東口に到着したのを見た長州艦二隻は、不意にこれを砲撃した。不慮の攻撃に逢つた同號は、これを豊豫海峽に避けて、周章上海に遁走した。その後、十餘日を経て、長藩はまた、佛船を壇浦に砲撃し、蘭船を下關に撃つた。この時における、長藩の得意や想ふべしである。報道の京都に傳はるや、攘夷論者の意氣は頓に擧り、同志の公卿らは、その功を激賞して止まず、攘夷論は、まさに、その絶頂に達した觀があつた。

ついで、敬親は、久留米水天宮祠官眞木和泉唱道の「攘夷親征」の議を容れて、これを朝に献策した。時に、權中納言三條西季知スエトモ・同三條實美らは、同議に賛して、朝議を導き、神武天皇の御陵に行幸せらるべく、御眞意に反して親征を定め、ついで、神宮御親拜を仰がうと策した。蓋し、天下の志士中には、この機を利して、一舉に幕府を倒さうと畫策する者があつたのである。

教師の數量に任  
せられた餘地

教科書は、われ等の聖典である。コーランとして仰ぐべきである。同書に記されたところを、あく迄尊重し、その本旨を了得させることを目的として、われ等は動き、子

らをも動かさなければならぬ。

しかし、その教科書中にも、授くるも可、授けざるも亦不可ならずといった餘地が、幾分は存してゐるやうに見える。同例として、こゝに、前章挿圖中に擧げられた「生麥」を採る。この生麥事件を出するとすれば、當然、長州の攘夷實行と共に、こゝに掲げられなければならない。然るに、本文中には生麥の地名も出てゐず、また、同事件からした發展(英艦の鹿兒島灣侵入等)も記されてない。そこに、兒童の動爲に應じて授くるも可、授けざるも亦不可ならずといった、監修官の態度があるものと推せられるのである。こんな點にまで注意して、これを、論評することゝは別箇の立場から、教科書を見たいものである。

○中村敬字氏筆にかゝり、事件の昔を追懐する生麥記念碑が、横濱市内の同地に建てられてゐる。行列の前驅を犯すことを大なる非禮とした當時の慣習、外人を蛇蝎視した民情、幕府が一藩をも支配し得なかつた非力さ、等々を、碑は暗黙裡に、雄辯に語つてゐる。

【朝廷の御評議が變つた】 長州過激論の策動かくの如き時に當り、京都守護職松平容保(會津侯)は、さまざまに心肝を碎いて、溫和論を抱持する薩州藩と通じ、中川宮尊融法親王(後の久通宮朝彦親王)を経て、攘夷の到底行はれ難く、親征の不可なる所以を奏上した。こゝに於て、朝議は俄に急轉して、長藩は、忽ち失意のどん底に落ちることゝなつた。

さきの「親征の詔勅」たるや、固より、長藩の策動によつたものであり、天皇御みづから、關知し給ふところではなかつた。故に天皇は、宮の奏上を聞召されて、情勢をいたく宸念遊ばし、容保に善後措置を命ぜ

られた。仍て容保は、會津・薩摩等三藩の在京武士に令して、八月十七日夜、御所を警戒させ、親征決定の真相を明らかにして、翌日、行幸御延引の御旨を仰せ出されたのである。

右政變により、季知・實美ら過激派の朝臣は、參内を停止され、長州藩士二千七百の宮門守衛の任を解いて、容保らをして、代り當らせることゝなつた、これと共に、長藩を主腦とした急進派の討幕計畫は挫折して、公武一致・上下全體を標榜する溫和派の勢力が、廷論として行はれるやうになつた。こゝに於て、長州藩士は憂憤やる方なく、季和・實美および東久世通禧・壬生基修・四條隆調・錦小路頼徳・澤宣嘉の七卿を奉じ、相率ゐて歸國した。世に、これを七卿の都落といつてゐる。

これに次で、朝廷は七卿の官位を削り、敬親父子の入京を停止せられた。

○七卿の家系は、既記三條公の他、四條家が侯、三條西・東久世・澤・壬生諸家は伯、錦小路家は子爵として現存してゐる。

○大正十五年十一月、都落當時を偲ぶ七卿記念碑が、山口縣の湯田に立てられた。その除幕式の日には、閉院參謀總長宮殿下のお成が拜された。

○七卿都落の圖が、今に傳へられてゐる。それは、七卿が長藩士と共に、東山大佛殿側の妙法院から遁走する場面を描いたもので、實美らは、それ〴〵簑笠を着し、長州武士に護られながら、暗夜の雨中を衝いてゐる。同畫は、七卿の一人澤宣嘉が、明治の御代に至り、往時の記憶を辿りながら執筆したものである。

【蛤御門の變】 長州藩では、藩士の京都を逐はれた後、兩度上使して罪を謝し、諸卿もまた、連署の歎願書を認めて、哀訴雪冤を試みたが、共に容れるところとならず、朝廷においては、更に征長のことを議する

やうになつた。上國の形勢かくの如く、日に自藩に不利なるを見て、長州の士らは、擧藩憤激の頂に達し、「歎訴して聽かれずんば、兵火に訴へて公武合體黨を一掃し、以て宸襟を安んじ奉るべし。」となし、元治元年(年表)六月、家老福原越後(兵三)について、國司信濃・益田右衛門介(兵六)らは、三田尻を出帆東上した。

かくて、福原は伏見街道を北上し、稻荷附近において、大垣藩の兵と戈を交へて退いた。國司は、嵯峨から蛤御門に向ひ、益田は山崎を發して、堺町御門(サカイマチゴEMON)を指したが、いづれも薩摩・會津・桑名(藩主は松平定敬、定信の子孫)諸藩の兵に迎撃されて、敗走歸國した。これら三道の交戦中、蛤御門の戦はもつとも激烈を極めて、一進一退、勝敗は容易に決しなかつたので、當時各地の戦を總稱して、世に蛤御門の變(甲子の變)といつてゐる。

この戦は、同月十九日に行はれて、長藩の兵は御構内にまで侵入し、所々、一騎討の合戦も見られた。この際、天皇は紫宸殿に上御せられたが、銃丸・棒火矢など飛來するに及んで、常御殿に入らせられた。時に、人々はこの状を見て、震懼畏怖したが、天皇は少しも畏るゝ御氣色なく、泰然たる御態度を持し續けられたといふ。

かくて、長兵はその目的を達する能はず、三道の軍みな潰亂し、營を撤して西走した。蓋し長藩の意たる、單に幕府黨と争ふにあつたが、宮闕に發砲し奉つた廉をもつて、遂に朝敵の名を得、征長の機運をして、一層濃厚ならしめた。

昭和二年七月十九日、甲子殉難士祭が、靖國神社において行はれた。由來、甲子は革命の行はれる年として、古く、支那において信

じられて來た。同年は恰も、この干支に當つて、元治元年同月日の蛤御門の變から一還曆したので、この日を選び挙げられたのである。

【長州征伐】 長州藩士の敗退後、同藩は、朝敵の汚名を蒙ると共に、一朝にして、孤立無援の境地に立たねばならなかつた。さきに幕府は、「攘夷親征」の眞意が討幕にあるを察知し、早くこれを討つの心があつたが、こゝに征長の擧を決し、朝廷に奏したので、元治元年(年表)七月二十二日、朝廷は長藩の暴擧を責めて、出師の詔を下し給ふた。

こゝに於て、幕府は、紀伊侯徳川慶勝を征長總督に任じ、薩藩ら九州・中國・四國二十一藩の兵を召して、海陸兩面から、長州に向つて進ませた。この時、長州藩の内部は、主戦・恭順二派に分れて、藩内に相闘いだが、一たび恭順黨の勝利に歸した。即ち、藩侯敬親父子は、さきに具兵東上した福原越後ら三家老を斬つて、ひたすら謹慎謝罪の意を表し、高杉晋作を頭目とする主戦論者は、機を待つべく、一時國外に遁れた。

この頃、薩摩藩においては、公武合體論が影をひそめて、再び尊攘の議が動かうとしてゐた。その實權を握つてゐたのは、實に、西郷隆盛であつた。隆盛は、固より内訌の久しきを欲せず、早く征長の局を告げて、然る後、雄藩を合従し、幕府の輕重を問はうといふ志を持してゐた。故に隆盛は、幕長間に斡旋して、奔走これ努めた。總督慶勝は、その議を容れて、

(1) 毛利氏は、新築の山口城を毀つこと。

- (2) 實美ら五卿(澤宣嘉は當時國外にあ  
り、錦小路頼徳は病死)を藩外に移すこと。(後、福岡外四  
藩に移つた)
- (3) 藩内の騷擾者を鎮撫して、罪を謝すること。

等を條件とし、いまだ干戈に凜らずして、年の十二月二十七日、解兵令を諸軍に傳へて上洛した。

征長軍の撤收を聞いた幕閣においては、一橋慶喜・松平容保・勝安芳ら、徒に寛に失した處置を鳴らして、慶勝らに命ずるに、長藩主父子及び五卿關東護送のことをもつてした。時に慶勝は、事の不可なる所以を進言し、隆盛らも、亦その旨を陳情するところがあつた。幕議はこれを容れず、遂に、事の旨を長州に通達した。

この頃、長州の藩論もまた、急遽一變するの期に會してゐた。さきに、野村望東尼の平尾山々莊(筑前福  
岡市外)に潜伏してゐた主戦派の飛將高杉晋作は、三家老の死を聞くや、突如馬關に歸つて、各士を説き、藩内に檄して、大いに恭順黨の非を鳴らした。恰も、騎兵隊(また奇  
兵隊)の軍監山縣狂介(後の公爵元  
帥山縣有朋)らは、晋作に呼應して、藩の追兵を撃破したので、恭順黨は萩城中に屏息した。主戦派はこれに勢を得て、三田尻・長府一帯の要地を占領し、本營を山口において、大いに勢威を張つた。ついで、主戦黨は、更に萩城をも抜き、敬親父子を奉じて、藩論を統一し、幕府と決戦するの態度を定めた。

これに先だち、薩藩の隆盛及び大久保利通らは、長州と聯合して、幕府を倒すの計を進め、長藩のために斡旋して、兵器を長崎の英人から購入提供するなど、百方援護に盡した。これに力を得た長藩は、意氣大い

に揚つて、木戸孝允・伊藤俊助(後の公爵  
伊藤博文)・井上聞多(後の侯爵  
井上馨)らをして、連衡の衝に當らせると共に、兵備を嚴にして、幕軍の到來を待つた

事態かくの如きを觀て、幕府は、遂に再征を決し、將軍家茂は、父祖傳來の金扇の馬印を掲げて、旗本の士を具し、威風堂々江戸を發した。かくて、家茂はみづから大阪に屯し、紀州侯徳川茂承モツケを總督に任じて、旨を關係二十藩に下し、後命を待たせた。

慶應二年(年表  
對照)六月、長州再征の勅は下つて、同日、幕府の軍艦は長州南海岸を砲撃したが、士民は踴躍幕艦に抗し、晋作らの水軍は却つてこれを走らせた。かくて、士氣頓に振つた長軍は、更に陸上において、一隊は石州口に向ひ、濱田藩の關門を突破して進んだ。また、遊撃隊は藝州口を守つて、彦根・大垣兩藩の兵を破り、廣島近くにまでこれを追撃した。更に、南方に對しては、海峽を渡つて九州に入り、大いに小倉の兵に勝つた。

この役、腐朽し盡した「大樹」の威令は、既に諸侯に行はれず、薩摩藩の如きは、大きく出兵の命を拒んだ。また諸藩中には、縦し命は奉ずるも、眞摯に戦を想はない者らもあつて、その攻圍軍は、舉藩一丸となり、封土二州を焦土と化するも辭さない長兵の前には、却つて守勢に立つ如き奇觀を呈した。かくする中、津和野藩は長州に下り、濱田・小倉兩城も亦、相ついで長州勢の陥れるところとなつて、四境長藩の勝利に歸さうとした。こゝに於て、廣島にあつた總督茂承は、策の施すべきなく、大阪の臺閣もまた、幕軍の連敗

に焦慮狼狽する他なかつた。

この前後において、將軍家茂は、病を獲て起たず、七月二十日、遂に大阪に薨じた。幕府は、こゝに止むなく、休戦を朝廷に奏して、翌月二十日その喪を發し、これに託して、征長の師を解いた。また、長州に對しては、勝安芳を遣つて旨を傳へさせたので、長藩もこれを諒して、兵を收めた。

●事實上、征長役の終末は右の如くである。而し、解兵の朝命が降つたのは慶應三年正月、明治天皇の御代のことに屬し、先帝大喪の故をもつて渙發せられたのである。

藩兵を率ゐ、藩主の冤を雪がうとして東上した長州の三家老（福原越後ら）に對しては、明治年間正四位を追贈され、靖國神社に合祀せられた。高杉晋作らに對しても、また、同様の恩典は下されてゐる。

【天皇の御徳】 將軍家茂薨去の後、一橋慶喜は、入つて宗家を繼ぎ、旨を朝廷に奏すると共に、諸侯にも亦布告した。時に、慶喜は三十歳の壯齡であつた。その將軍宣下については、朝に異論を立てる者もあつたが、この年十二年五日、慶喜は正二位權大納言を拜して、征夷大將軍に補せられた。これ實に、徳川氏に對する最後の將軍宣下である。

この月十二日から、孝明天皇は不豫におはしたが、十六日に至り、御病は痘瘡と診定せられた。朝廷は、これを幕府に告げて、天機を奉伺すること前例の如からしめた。その後、御惱はいよいよ加はらせ給ひ、同月二十五日（太陽曆換算一月三十日）、寶算三十六をもつて崩御遊ばされた。天皇の山陵は、古制に則つて泉山に興さ

れ、後月輪東山陵と稱し奉ることゝなつた。

天皇が、御歳十六をもつて御位に即かせられたことは、前章及び本章初頭に述べた如く、爾後の御在位期間は、二十一年におはした。この御治世の間、外には諸國の船艦が近海に出沒し、殊に米艦通商要請後は、對外問題の一層紛糾するあり、一步を誤れば、大事をも惹起さるべき事態が続いた。また、内は攘夷・開港兩論の錯綜に加へて、尊王・佐幕兩黨の對峙を重ね、これに由因する諸事變の續出を見た。かゝる未曾有の時艱に際會遊ばして、天皇は、花の朝、月の夕の小時をも寧する御暇なく、ひたすら國家の將來、國民の安昌に宸襟を惱まし續けられた。

かつて、安政五年六月、わが國の外交史上もつとも難局に立つた時、天皇は、痛く前途を宸念遊ばして、勅使を皇大神宮に遣はし給ひ、宸筆の願文を上つて、國難打開を祈願せしめられた。勅使は、十七日京を發して、二十五日歸京したが、その伊勢發向から、歸京の前日に至るまで、天皇は夜々東庭に出御せられ、恭しく神宮を遙拜遊ばされたといふ。畏くも、かくも、國事を憂へさせ給ふ大御心に、誰か感激しない者があらう。

●元寇の厄難に際會した時、龜山上皇の神宮に御祈念遊ばされた御事實と、彼此對比して説くべきであらう。

當時は、皇室・幕府共、財政的窮乏に苦しめられ續けてゐたが、殊に朝廷におかせられては、政治の中心があのづから京都に移り、御政務の複雑多端となるにつれて、一層逼迫を告げ給ふた。然るに天皇は、これ

を御心にかけてお給はず、御不足を忍び、御困苦に堪へさせられて、只管萬民の上を宸念遊ばされた。この間、幕威の衰頹と共に、皇室・國民間の障壁は次第に撤去されたので、諸藩をはじめとして、人々はいづれも、直接御乾徳を仰ぎ得るやうになつて行つた。

天皇はまた、居常公幕間を圓滑に治めさせ給ひつゝ、着々朝威の御振興を圖り遊ばしたので、皇權の伸張は、弘化御即位の當時に比して、頗る目覺ましいものがあつた。かうして、天皇は、着々難局を打開せられつゝ、大政奉還の日を目前にして、俄に登遐せられたのである。まことに、恐懼に堪へない御事におはした。

○大正六年、孝明天皇祭當日をトし、天皇五十年祭は、嚴肅に執行せられて、聖靈を慰め奉つた。(この計数は、太陽曆による慶應三年一月三十日、崩御の日から起算されたものである。往時の太陰曆により、二年十二月を基準として年回忌を計算するならば、五十年祭は同五年十二月二十五日となる)

▲挿畫▼

三條實美が勅を將軍家茂に傳へた。時は、文久二年十一月二十七日のこと。所は江戸城本丸(弘化元年炎上、翌年再建)の大廣間で、その襖・張壁等は、狩野養信の筆に成つたものである。

圖は、いま勅使三條實美が、廣間の上段に着坐し、副使姉小路公知を従へて、中段に控へた將軍家茂に會釋し、これを傍に招いて、勅書を傳へようとする時の光景である。實美の勅書傳達前、將軍および一橋慶喜は中段に、松平慶永及び閣僚以下は二の間に、譜代諸侯・諸役人は縁頬に列座してゐたのだが、それは、圖に

見えてゐない。勅書を拜受する際、慶喜は進んで三方を進め、家茂は御仰を感戴奉誦して、「勅書なし下され有がたき仕合、御請の儀は追而申上奉るべし。」と應答した。この時にあける勅使の待遇改善等は、章中に説いた通である。

本書は、「三條實美公履歷」中に收められたもの、筆者は田中有美氏である。因に、同書は、公の誕生から薨去までの事歴を、繪卷物風に書いたものである。

孝明天皇——御椅子に凭らせられた御束帶の宸影である。至尊御束帶の御具としては、御冠・御袍以下各種が數へられるが、畫の御袍は黄植染色桐竹鳳凰麒麟の御紋様であり、下に見えるのは御表袴(ウツハカマ)、御履は御草鞋である。

原畫は、福岡子爵家の所藏にかゝり、御等身の油繪である。同幅は、天皇に奉事した故福岡美静子が、天阜三十年祭(明治二十九年)奉齋會を擧げ奉るに際して、自家の記憶と、東久世・大原(重朝)等の助言とに基き、御服裝・御劔等も御物につき調査した上、拜寫させたものである。筆者は、小山正太郎氏である。



## 第五十 武家政治の終

〔要旨〕 新世の曙光を迎ふべく、時代の扉は、急速度に転る。その崇嚴なる軌りと共に、國務擔當の實力を失つた幕府は、遂に、覺醒した國民運動の前に斃れて、世は王政の古に復した。前數章の發展とし、歸結として、この事實を大きく認知させるところに、本章は意義深く、重要性を持つものといへる。

幕府の倒壊——それは、永年繼續した武家政治の終末を意味するものであり、國體を被ふた暗雲の次第に去つて、健康國家が白日下に、純真なる姿相を見せたことである。さうした觀點から、武家政治の終を授けて、世界に誇るべき國體の偉大さを體認させ、この國家の臣子としての自覺へと導くことが、この教材の目的である。

〔位置と聯繫〕 本題材は、これを瞥見した時、「大政奉還」の語をもつてしても差支ないと思はれる。しかし、その盛るところは、奉還の翌々明治二年にまで延びて、同事實に脈絡した小さな「もつれ」に及んでゐる。即ち、幕政倒壊の後にまで亘つて、もつばら、舊様の破壊的方面を擔當してゐるのである。これと並ぶべく、新政についての建設的方面は、次章が分ち司つてゐる。

本材料は、「徳川光圀」に發して、「本居宣長」・「高山彦九郎と蒲生君平」に生長した國民的覺醒に到り、進んでは、「攘夷と開港」二章に述べられた尊王倒幕運動の結實したものといひ得る。かう考へて、はるかに上

卷「第十九 武家政治の起」と聯關させるところに、その歴史的意義を、一層重大ならしめることが出来る。

### 〔教材の解義〕

〔慶喜が大政を朝廷にお還し申した〕 孝明天皇の崩御について、慶應三年正月（年表）九日、第一二二代明治天皇は、小御所（清涼殿代）に出御し給ひ、踐祚の禮を行はせられた。

天皇御踐祚の頃、幕府は、征長役に無力を暴露して、威信全く地に墜ち、もはや、難局を擔當處理する方途もなくなつてゐた。加ふるに、外交關係はなほ常道に復せず、内には長藩に對する處置等あつて、幕府の疲弊困憊は、いよ／＼深んで行つた。この頃、氷炭相容れなかつた薩長の連衡はいよ／＼濃厚となつて、政令一途に出づることを要望し、その必至策としての討幕計畫は、着々進められて行つた。

時に、先頃志を得ないで朝を退き、洛北岩倉村に蟄居してゐた公卿に、岩倉具視といふ者があつた。具視は、はじめ公武合體を主張して、謹慎の命を受け、しばらく政務に遠ざかつたが、豪邁果敢、頗る識見に富んで、早くも時勢の推移を洞察してゐた。そこに現はれたのが、薩長の和解結合に力を效すべく、肝膽相照させようとした土佐の坂本龍馬・中岡慎太郎兩志士であつた。龍馬らは、具視に告げるに、兩藩合體の眞目的が、一舉にして幕府を倒すにあることを以てした。具視は、これを歡び迎へて、「同志と謀り、密勅を奏請すべき」を決答し、兩藩及び五卿に對して、準備遺漏なからしむべきを要望した。

その後、薩摩の西郷隆盛・大久保利通は、長門の木戸孝允と共に、しばしば具視を岩倉の幽居に密訪して、着々討幕計畫を進めて行つた。やがて、機が熟するに及び、具視は同志の公卿をして、事の次第を奏請させ、討幕の密勅と共に、會津・桑名兩藩討伐の宣旨をも仰いだ。具視の奏請は、こゝに允許せられて、隆盛ら薩長の代表四士は、十月十四日(大政奉還と同日)、正親町三條家において御旨を拜受した。

これより先、前土佐侯山内豊信(號は容堂)は、薩・長・土三藩の連和を辭し、兵力に訴へずして、圓滿裡に政權の返上を實現させようと思ひ、頗る苦慮を重ねた。時に、同藩士後藤象二郎は、薩・長・藝三藩の衡和を探知して、これを豊信に報じた。仍て豊信は、事態の切迫を知り、大英斷をもつて、大政返上の勸告書を草し、象二郎ら四名を使者として、これを、京都にある老中板倉勝靜に致させた。

將軍慶喜は、幼時から賢明で、頗る達識、明察の偉材だつた。故に、先年宗家を繼統するに當つても、幕命の急迫を悟得し、早晩この機の到るべきを考へて、辭退これ努めた程だつた。今や慶喜は、土佐侯の勸告を手にして、その際に會したことを識り、直ちに同議を容れて、斷然大政を奉還すべく決意した。

紀元二五二七年——慶應三年十月(年表對照)十四日、慶喜は、使者を朝に上つて、

(前略)況や當今外國之交際日ニ盛ナルニヨリ、愈朝權一途ニ出不レ申候而者綱紀難立候間、從來之舊習ヲ改メ、政權ヲ朝廷ニ奉レ歸、廣ク天下之公議ヲ盡シ、聖斷ヲ仰キ、同心協力、共ニ皇國ヲ保護仕候得ハ、必ス海外萬國ト可ニ並立ニ候。臣慶喜國家ニ所レ盡、是ニ不レ過ト奉レ存候。乍レ去猶見込之儀モ有レ之候得者、可ニ申聞ニ旨、諸侯へ相達置候。依レ之此段謹テ奉聞仕候。以上。

と奏し、恭しく、大政奉還のことを請願した。

翌十五日、天皇はこれを嘉納し続ひ、慶喜を召して、奏請の由を聽許せられた。こゝに於て、慶長八年、父祖家康が將軍を拜してから、十五代二六五年にして、江戸幕府は全く倒壊した。これと共に、紀元一八五二年、源頼朝が幕府を鎌倉に開いて後、ほとんど繼續して來た武家政治は、およそ六八〇年にして終熄し、大權は再び朝廷に歸して、世は、王政復古を仰ぐことゝなつたのである。

徳川最後の將軍慶喜の後を襲つた家達(田安家出、元貴族院議長)に對して、明治天皇は、公爵を授けられた。また、慶喜は、一人宗家を讓つて退隱したが、明治三十五年從一位に叙され、その家も亦公爵をもつて令遇されてゐる。因に、慶喜は大正二年まで長らへて、七十七歳で薨じ、谷中(上野)の徳川家墳墓に葬られた。

さきに、皇弟秩父宮殿下の妃殿下となられた松平勢津子姫(二代將軍秀忠の裔)は、もとの京都守護職松平容保の孫女に當つてゐる。また、慶喜公の孫女徳川喜久子姫(慶喜の子慶久公の長女、現主慶光公の御兄弟)は、おなじく皇弟高松宮殿下の妃殿下にあらせられる。兩皇弟宮妃が、共に徳川の系統であり、その御出身兩家とも、維新の際順逆を誤つたこと等思ひ合せて、無窮の皇恩を仰ぐべきであらう。

大政奉還を圓滿に遂げさせて、倒幕史の最後を飾つた土佐前藩主山内豊信は、別格官幣社山内神社として、昭和十年、高知市に奉齋された。また、豊信は從一位を贈られ、その家は、侯爵をもつて令遇されてゐる。なほ、大政奉還の表役者となつた後藤象二郎は、その後新政府に仕へて、黒田・第一次山縣・第一次松方の三内閣の遞相として歴任し、伯爵を授けられた。象二郎の銅像は、東京芝公園内に建てられてゐる。

貴族院の名議長だつた徳川家達公に對しては、新聞紙などがよく、「十六代様」と呼んでは、都度、その動靜を報じて來た。だが、その御曹子家正氏に對しては、まだ、十七代様のニックネームを聞いてゐない。

紀年標準の基準  
(統緒の最大單元)

「あたらしくなる天地を思ひきや、吾が目味まぬうちに見んとは」と、新派短歌界の始祖橋曙覽は詠んで、その明るい日に出會つたことを喜んだ。ここに、「紀元二五二七年」と叫んで見よう。どんな反響があるか。

新エポックの起點となつた紀元二五二七年の取扱については、少くとも、一度は、全武家政治期間を振返つて、通觀して見る必要がある。それには、上卷第十九「武家政治の起」と呼應して、たとへ、卷初の目錄を一瞥させるに依てなり、局面の推移を顧みさせべきである。この他、(1) 紀元一三〇五年を挟んで、國初から、再び國初に反るまでの變革事實を、概覽させる仕事も生れて來る。また、(2) 二二六三年と對應しては、全江戸期間を、(3) 二五、一、三年との間には、内憂外患期における、混沌息づまる如き十五年間を、(4) 同年と、同年以後、今日までの躍進日本七十年間を……といつたやうに、相照應して、それらの期間の考へられべきものが少くない。

紀元二五二七年は、これら數ある仕事について、悉く、その基準となり、根幹となるべき重要紀年である。この重要紀年を、眞に重要紀年たらしむべく、私たちは善處しなければならぬ。

【鳥羽伏見の戰】 既に、大政は奉還されて、世は正しい日本の姿に反つた。而も、前將軍慶喜は、正二位内大臣の官職を有して、なほ二條城にあり、會津・桑名等譜代諸藩の武士・旗本の士ら忠勤の精兵一萬を擁し、新政府たる朝廷に對して、隱然、一大敵國たる觀を持してゐた。仍て朝廷は、慶喜に命ずるに、その官職を

辭し、舊幕領を奉還すべく示達した。

これより先、朝廷の實權は、大政奉還後塾居を解かれた岩倉具視と、薩州藩との手に移つてゐた。具視らは、慶喜を新政府の要路に加へず、加ふるに、これを激發して事を構へさせ、根柢から徳川の勢力を艾除した上、人心を一新する策を講じて來た。即ち、十二月九日、王政復古の大號令渙發の日、天皇は、小御所に御遊ばして、新政府の總裁有栖川宮熾仁親王以下、議定・參與(二職とも、公卿・薩・尾・越・藝・土諸藩主、または藩士を任命した)諸員を會し、新政第一の會議を開かれた。この議に際して、具視及び薩藩士西郷・大久保らは、徹底的に徳川氏掣肘の方針を執り、尾張(慶勝)・越前(慶永)及び土佐藩(前藩主議定豊信・藩士參與後藤象二郎)らは、慶喜擁護にこれ努めたが、結局、前者の主張が貫徹された。その結果、朝廷は慶喜に辭官・納土を命じ、會津(藩主は松平容保)・桑名(同定)兩藩の兵は、宮闕守衛の任を解かれて、藩主と共に、歸國すべき旨を下達された。

はじめ、徳川譜代の諸藩主・舊幕臣らは、慶喜の新政に與らないのを見て、悲痛憤慨して止まなかつた。然るに、今また、新政府の右處置あるを聽いて、これらの人々は、薩藩らが幼帝を擁し、二三公卿と通じて威權を擅にするものと解し、極度に興奮した。けれども、さすがに時勢を洞察し、明鏡のごとき叡智をもつた慶喜は、血氣にはやる部下を鎮撫して、「予若し切腹せりと聞かば、汝等爲さんと欲する所を爲せ。然らざる間は、決して輕舉暴動すべからず。」と諭し、會・桑兩藩士の歸國を命じた。而も、激越した兩藩士らは、容易に命に従はず、形勢は刻々險惡に赴いた。

こゝに於て、慶喜は、事變の發生を恐れ、尾張侯慶勝の議を容れて、容保・定敬及び前所司代板倉勝靜らに従へ、密に裏門から脱出して、大阪に下ると共に、切々衷情を奏上した。翌十三日、慶喜の京都退去を知つた舊幕臣らは、齊しく切齒扼腕しつゝ、その後を追つて、おなじく大阪に下つた。然るに、同事實を見た新政府の要人らは、「虎を野に放つもの」とし、慶喜の異圖を疑惧して、これと一大決戦を試むべく、ひそかに準備を急いだ。

時、尾・越・土三藩主は、極力、兩者の武力衝突を回避しようとして、「新政府の費は、全國諸藩の祿高に應じ徴集すべく」執掌したので、舊譜代・旗本の士心は、やゝ平穩に向はうとした。かゝる折しも、江戸に起つた薩藩邸焼打事件の報は、再び衆情を激せしめて、遂に、いはゆる鳥羽・伏見の戦となつたのである。即ち、會・桑ら諸藩の兵は、こゝに、薩人を憎惡すること極點に達して、明治元年(この時、なほ慶應四年)正月(年表)、「討薩の表」を掲げて京都に向ひ、それ／＼、兵を沿道に配置した。王霸最後の争闘は、かくして展開されたのである。

●慶應四年九月、明治と改元されたのであるが、その時において、この年全部は、すべて明治元年として取扱はれることゝなつた。大正・昭和改元時の當該年とは、全く趣を異にしてゐる。

かくて、會津兵は伏見に、桑名兵は鳥羽街道を進み、譜代諸藩の兵がこれに次して、徳川方の全軍は約三萬と註せられた。報を得た朝議は、こゝに、前記三藩主の調停を斥け、斷然強硬論を採用して、薩・長・藝三藩

に命じ、三千餘をもつて迎撃させた。月の三日、兩軍は戈を交へて、官軍は、鳥羽・伏見兩方面の激戦に勝利を獲た。越えて四日、朝廷は、小松宮彰仁親王(この時、なほ仁和寺宮)を征討大將軍に命じ、錦旗節力を授けて、諸軍を統督せしめられた。これを見た徳川勢は、淀・八幡方面に退却し、六日敗勢を認知して、大阪に逃去つた。

この役、慶喜は、はじめから大阪を出なかつたが、路上錦旗の翻るを聞いて、嗟歎久しうして、江戸逃避後罪を仰ぐべきことを覺悟した。慶喜が、この期に臨んで、なほ、天朝に對する臣子の禮を忘れず、感情の支配を排して、その終を完うしようとした心事こそ、まことに、天晴と稱すべきであらう。

この頃、幕府の五艦は、大阪灣に待機してゐたが、慶喜はその旗艦開陽丸に搭乘して、海路江戸を指して走つた。これと同時に、官軍は、大舉大阪に迫らうとしてゐた。こゝに於て、大阪城内に敗退した舊幕臣らは、或は陸路を經、或は海路を航して、何れも江戸に歸つた。

○小松宮彰仁親王は、明治二十七八年戦役に際し、征清大總督となられたお方である。宮は明治三十一年、元帥府の設置されると共に、はじめ同府に列せられたが、同三十六年、五十八歳で薨去され、國葬の禮をもつて葬送せられた。上野公園内には、親王御騎馬の銅像が建つてゐる。

【慶喜が罪を謝した】 明治元年(既掲の如く)正月十日、朝廷は、慶喜討伐令を發すると共に、舊幕領を收めて公料となす旨を、三條橋等に掲出し、更に、慶善・容保・定敬ら二十七人の官爵を削つた。この日、總裁有栖川宮熾仁親王は、東征大總督を拜し、西郷隆盛・正親町三條實愛らは、府の參謀に任ぜられた。また、東

海・東山・北陸各道の先鋒總督兼鎮撫使も命ぜられ、東海道は進撃を主として、他兩道は防守に重きを置き、三軍齊しく發向した。

一方、慶喜は、同月十二日江戸着後も、ひたすら前非を悔い、謹慎の意を表して、朝命を待つ態度を捨てなかつた。時に、佐幕派の諸侯・舊幕臣らは、官軍東下の報を聞いて、錦旗の蔭に隠れたる薩長を膺懲すべしと絶叫し、特に定敬の如き、主戦論を高唱して止まなかつた。而も、慶喜は頑として、これに聽かうともしなかつた。なほ、佛國公使の如きも、當時登城して、徳川氏聲援方を建言したが、慶喜は、かへつてこれを懇諭し、すべての策動を排除した。

かくて慶喜は、勝安芳を擧げて陸軍總裁とし、これに自家の全權を委ねると共に、二月十一日、上野寛永寺に閉居して、専ら恭順表明の方途に着いた。安芳は、さすが明君の眼識に叶つた傑士で、資性英邁、深謀遠慮に富み、つらく時勢を達觀して、世運の推移に鑑み、國內の紛争を續けることの不可なる所以を省察してゐた。これより安房は、囂々たる主戦論を抑制し、妄動を戒めて、主家の終を全うせしむべく、ひたすら心肝を碎いた。

官軍の次第に迫るに及び、慶喜及びその周圍は、處置の寛ならんことを訴願したが、總督宮は聽許し給はず、隆盛もまた顧みなかつた。この情勢裡に、安芳は、一縷の望を隆盛に託して、ひそかに、事の成就を希つた。安芳・隆盛兩者は、安政以來知己として信交あり、互に、その人格を敬慕し合つてゐる間柄だつたの

である。

時に、舊幕臣中の偉材に、山岡鐵太郎(號は鐵舟)といふ者があつた。夙に禪學を修め、書道に勝れてゐた他、劍法に精通して、無刀流を創始したほどの傑士であつた。鐵太郎は、舊主を思ふ念禁じ難く、ある日慶喜に謁して、謹慎の眞意を確認し、事の必ず成就すべきを誓つて、更に、安芳に書簡を求めた。この時、安芳は隆盛に献書すべく、あたかも、その適材を探求してゐた折だつたので、鐵太郎の決意を聞き、みづから書を認めて、この大任を寄託した。

鐵太郎は、決死の臍を固め、薩摩の一士を従へて、駿馬に鞭ち、駿府にある大總督宮府を指した。途上鐵太郎は、薩長各地の宿所を突過して、晝夜兼行、三月九日駿府に着し、隆盛を訪ふて、安芳の書簡を示した。兩者應酬の結果、(1) 江戸城を明渡すべきこと、(2) 兵器・軍艦を官軍に引讓るべきこと等を定め、鐵太郎は、酒肴の饗應を受けた上、再會を約して、勇躍歸路に着いた。

鐵太郎の報を得た慶喜・安芳の喜悅は、また格別であつた。即ち慶喜は、事の由を記した高札を要所毎に立て、市民の動搖を鎮靜し、爾後の折衝を安芳に託した。仍て安芳は、隆盛内示の條項に修正を加へ、歎願書を作成して、機の到るのを待つたが、三月十三日、その機は來て、隆盛は高輪の薩邸に入つた。安芳は同所に隆盛を訪ねて、慶喜の罪を謝し、「無辜を殺すは慶喜の欲せざる所なること、邦家の平和を望むはまた皇國維持の所以なること」を述べ、滿腔の誠意を披瀝して、寛典に浴せられんことを請ふた。隆盛はこれに

聽いて、まづ、官軍の進撃を猶豫させ、駿府に引返して、情を大總督宮に上申して後、更に西上して朝議に諮つた。朝議のこれを認めるや、隆盛は再び東下し、勅裁を宮に言上して、池上本門寺の本營に入り、旨を安芳に傳へた。

四月(年表)七日、勅使は江戸城に臨んで、田安慶頼につき、徳川氏に對する左記處分條件を傳へた。

- 第一條 (前略) 左の條件實行相立候上は、寛典に處せられ、徳川家名立て下され、慶喜の死罪一等を宥され候間、水戸表へ退き、謹慎罷在るべき事。
- 第二條 城明渡し、尾張藩へ相渡すべき事。
- 第三條 軍艦銃砲引渡し申すべく、追て相當差返さるべく候事。
- 第四條 城内居住の家臣共城外へ退き、謹慎罷在るべき事。
- 第五條 慶喜の叛謀相助け候者重罪たるに依り、嚴刑に處せらるべき處、格別の寛典を以て死一等を宥さるべく候間、相當の處置致し、言上すべき事。(但書省略)

この日、慶頼は受書を奉呈して、恭しく聖慮を拜謝した。ついで、四月十一日、平和裡に江戸城引渡は了つて、慶喜は寛永寺を出、水戸に赴いた。この際、慶喜は、黒木綿の羽織・白小倉縞の袴を穿ち、麻裏草履を沓き、肅然歩を運んで、謹慎の色が面に溢れてゐたといふ。

これより先、聖駕は大阪に幸して、關東親征の途に着かうとせられたが、江戸城受理の報を得て、間もなく還幸遊ばされた。この月、慶頼の子田安龜之助(元貴族院議長 徳川家達公)は宗家を繼統せしめられ、ついで、駿府七十

萬石の領主たる恩命に浴した。

●上野山から全市を俯瞰した西郷さんの銅像は、全江戸の大恩人たることを表徴して、もつとも好い地點に据ゑられたものといひ得よう。も一つ、これと併べて、なぜ、勝さんの銅像が建てられなかつたのだらう。二人ならべてこそ、一さう意義も深く、西郷さんも亦、一人生きて來るといふものである。

○舊幕要路の偉材として、よく公武の間を斡旋し、主家の面目を完うせしめた勝・山岡兩士は、眞に、隠れたる維新の功勞者だつた。この勳功を思召されて、勝家には伯、山岡家には子をもつてし、共に華族として令遇せられた。安芳は、維新後樞密顧問官に任じ、明治三十二年危篤に際して、正二位に叙せられた。鐵太郎はまた、侍從に登用せられ、從三位に進んで、明治二十一年に薨じた。

○昭和二年七月十九日、東京市上野の谷中において、鐵太郎の高徳を欽慕する人ら發起の下に、山岡鐵舟四十年法要が営まれた。なほ、さうした人々により結成された團體には、鐵舟會その他がある。

【彰義隊をうち破つた】 西郷・勝兩雄の、水ぎは立つたスタンドプレーの背後から、また、上野の森に、彰義隊の喊聲は擧つた。慶喜の恭順表明以來、舊幕麾下の士は、これを悦ばず、所在に兵を擧げたが、中にも同隊三千の大同團結は、もつとも世の神經を尖らせた。はじめ幕府は、公武軋轢の場合に備ふべく、累代宮家を寛永寺に奉じてゐた。かれ等はこれを利して、本多敏三郎らリードの下に、時の輪王寺宮公現法親王(後の北白川 宮能久親王)を推戴し、順逆を考へる餘裕なく、この輕擧に及んだのであつた。

彰義隊の策動を見るや、隆盛は、府下の騷擾を避けようと志念して、もつぱら、同隊の無事解散に努めた。山岡鐵太郎もまた、百方これに盡力したが、結果は、共に奏效しなかつた。恰も、軍防事務局判事大村

益二郎は、この時東下して、亂徒剿滅を主張し、みづから指揮に任じて、一齊に上野に進撃した。事不意に出たので、隊士らの多くは外にあり、在留千餘をもつて防戦したが、隆盛ら官兵の來り加はるに及んで、亂徒は、惡戰苦闘の末、相ついで潰走した。この時、寺中の堂塔はほとんど烏有に歸し、公現法親王は會津に落ちられた。

○大正六年五月十三日から、彰義隊士五十年忌法要が、寛永寺境内において營まれた。その前日には、また、隊士の墓地、淺草西福寺において、同募發見者高木清次郎氏により、墓前祭が行はれた。同隊士らが、たとへ順逆の理を誤つたとはいへ、舊主を思慕したその最後の玉碎行動に對して、卅人は、かく、哀切なる赤意を投げかけてゐるのである。

○もとの寛永寺の地は、維新後公園となり、城内には、博物館や、同館附屬の動物園、あるひは美術學校・音樂學校等が建てられた。同公園の南口を黒門と呼んでゐるのは、同所に寺門即ち仁王門と、黒門即ち通用門とがあつたからである。寛永寺は、明治八年復興を許されて、櫻木町大慈院の地を割き、假中堂を建立して、わづかに、東叡山の舊統が維持されることとなつた。

○寛永寺の舊建物中残存するものには、清水堂・五重塔・本坊の門などがある。同門は、現帝室博物館前に位して、多くの彈痕を留めてゐる。また、有名な黒門は、その後移されて、箕輪の圓通寺にある。

【奥羽の諸藩が降参した】 京都から歸東した松平容保は、もつぱら主戦論を高潮して、議遂に容れられず、心中深く決するところあるもの、如く、二月二十二日、領邑會津に歸つた。その後、江戸の開城となり、關東一圓は平定したが、奥羽諸藩の多くは、なほ幕府の舊誼を思ひ、容保を中心として、薩・長に對する反情を濃厚にし、兵勢が甚だ熾であつた。

これより先、朝廷においては、九條道孝を奥羽鎮撫總督に任じて、東北地方に向はせた。而も、當時朝廷は、なほ、大兵を送り難い事情にあつたので、官軍は、歸順藩の力をもつて、反抗諸藩を討つの方略を採つた。仍て道孝は、少數の薩・長兵を率ゐて、三月二十日松島に上陸し、ついで岩沼に移つて、一隊を出羽に派した。この間、仙臺・米澤二藩は、もつぱら會津藩のために斡旋し、歸順謝罪の認容方を歎願したが、官軍の參謀らは、あく迄會津征伐を主張して、これを斥けた。こゝに、奥羽の人心は大いに激昂して、諸藩は道孝を仙臺に幽し、班師を強要して聽かれぬのを見るや、二十五藩の大盟約を組織し、君側の奸薩・長を討たうとして起つた。時に、村上・新發田・長岡等の越後諸藩も、また、はるかにこれに呼應したので、局面は更に擴大して行つた。

こゝに於て、官軍は兵を進めて、東山道軍は白河を陥れ、北陸道軍も亦、越後東北の地を平定して、齊しく奥羽に入つた。これより東山道軍は、破竹の勢をもつて敵を破り、三春・二本松・福島諸城を攻陥して、更に猪苗代を占領し、八月二十三日、越後口から進撃した官軍と共に、大舉會津の若松城を圍んだ。

會津藩においては、兵を玄武（老人組）・青龍・朱雀・白虎（十六・十七歳の少年隊）四隊に分ち、各方面の要地を死守したが、勢次第に窮迫して、何れも若松城内に退いた。この時、戸口方面から退却して來た白虎の生存者十六名は、城に入らうとして能はず、城東飯盛山に走つて、形勢を觀望した。然るに、この日、城内から火焰が立揚つたので、隊士らはこれを落城のためと速断して、はるかに主君を拜し、相互刺違へて、壯烈なる最期を遂げた。

○白虎隊の今に讃へられる所以は、わが主に對する義烈の心事と、敢爲勇武の行動とにあること、言を

俟たない。その主の順逆を誤つた事實と、隊士の行動とは、ちのづから、別個に批判すべきであることについて、取扱上、十分慎重でありたい。

これより、城中は、老幼婦女悉く軍に加はり、頑強に抵抗して降らなかつたが、諸藩の聯盟は、漸次崩壊して、歸順する者相次ぎ、城内の兵糧彈藥もまた、漸く乏しくなつて來た。こゝに於て、容保は降伏の議を決し、籠城一箇月にして、九月二十二日、謝罪狀を官軍に送り、藩兵四千餘、諸藩の兵四百餘、悉く城門を開いて降つた。これより、殘餘の諸藩もまた、風を聞いて官軍に歸服したので、奥羽地方は全く鎮定した。

○松平容保は、落城後その子喜徳と共に、幽閉永預の身となつたが、後免されて、日光東照宮ニに補せられ、正三位を拜して、明治二十六年薨じた。その墓は、東京内藤新宿の正受院にある。また、容保の子容大は、家名再興の許を得て、陸奥國斗南の地に三萬石を與へられ、後、兄喜徳と共に、子爵に列せられた。(秩父宮妃勢津子殿下のことは既述した)

○松平定敬は、兄容保と共に、降伏後謹慎を命ぜられてゐたが、後許されて、西南の役には、舊藩士四百餘名を出征させた。その子定教は、喜徳らと同じく、子爵を授けられた。

○ファッシュの御大伊國のムソリーニ首相から贈られた白虎隊記念碑は、昭和三年の十二月一日、若松市外飯盛山上の同隊士墳墓前に於いて除幕された。建碑總裁は高松宮殿下、會長は近衛文磨公で、伊國大使アロイジー大使・特使サン、マルチーノ伯以下、兩國名士多數の參列者があり、市内は日・伊國旗を掲げて、この盛典に氣勢を添へた。(松竹キネマでは、同隊士六十年祭を記念するため、岡本綺堂氏の作品を脚色して、現地出張十數回の後、映畫「白虎隊」を完成した。この映畫は、除幕式の前昭和二年十一月に、ム首相に贈呈された)

○飯盛山腹に往時の情景を録した記念碑のあること、同所蝶螺堂に隊士の木像の安置されてゐること等をはじめ、白虎隊に關する記事は餘りにも多く、到底、限られた紙面に盡し難い。これ位にして止めておかう。

【全國が鎮まつた】この頃、舊幕府の海軍副總裁に、榎本武揚といふ者があつた。曩に和蘭に留學して、海軍に關する蘊奥を究めて歸つたが、維新の戰亂起るに及び、一時その艦隊を率ゐて、大阪灣に官軍を掣縛した。後、江戸の開城を見るや、武揚は、船艦數隻を奪つて北上し、仙臺灣に入つて、ひそかに奥羽の形勢を觀望してゐた。然るに、奥羽の地も亦官軍に服したので、折柄、遁れ投じた大鳥圭介らと共に、同勢三千餘、一路蝦夷地を指して走り、箱館を取つて、龜田村五稜廓(箱館の東方約四軒)の地に據り、ほとんど全島を平定しよらうとした。

●當時なほ、「北海道」の名なく、十州島の語原たる十箇國の區分もなかつた。その、道の命名及び十國の區分は、平定の年八月に行はれたものである。教科書が「蝦夷地」の語を用ひず、「北海道」としたのは、煩雜を避けた以外何らの意味もない。

明治二年正月、朝廷は黒田清隆らに命じて、これを討たせた。清隆らは、薩・長以下諸藩の兵を率ゐて、この年三月品川を發し、四月九日蝦夷地に上陸して、箱館を取り、進んで五稜廓を攻めた。かくて、兩軍の交戦は連日に及んだが、清隆は、武揚を失ふことを惜んで、これに降伏を勧めた。武揚はその好意を謝し、歸順を拒むと共に、留學中の筆稿「海軍規律二卷」を官軍に贈與した。而し、武揚は、清隆が酒五樽を贈つて、陣中の勞を犒ひ、再び降伏を勧告するに及んで、遂に意を決し、將兵の處置寛大を條件として出で降つた。時に、明治二年五月(年表)で、こゝに、全國ははじめて平定したのである。





## 第五十一 明治天皇

聖帝御一代の大體

外人の眼から見たミステイクな日本、世界史上のミラクルとして驚歎されてゐる新日本は、雨後の筍の常套語以上、横に縦に、質的にまた量的に、ぐんぐ伸び育つて來た。いよ／＼學習は、その期に入つたのだ。

明治天皇の御在位四十六年間——一から八に及んで、費すところ約五十頁、その全體に亘り、蓋世の聖君の御事蹟は、序々述べられて行く。叙するところは、悉く、珠玉の靈蹟であると共に、世界驚異のなかに進展した現實でもあつた。それらの總てを、あく迄題目に忠實に、「明治天皇」大御力の顯現として仰がせることを要する。

繰返していふ、以下述ぶるところ、悉く、「明治天皇」の一、二、三……なのである。

### 一 明治維新

〔要旨〕 明治天皇は、夙に御年少の御身をもつて、内外の國務を變理せられ、新政の大方針を樹立し給ふと共に、着々、これが實現に向つて、天成の叡才を發揮遊ばされた。天皇題下の初頭本項では、これら御治蹟を偲び奉つて、復古の大業を完成せられた御事實から、聖徳を讃仰させることを要旨とする。

新政鴻基の御體現は、單に本項に窺ひ奉られるのみならず、以後の各教材に向つて、着々展開せられてゐることを、この際、特に強調しておく必要があらう。

〔位置と聯繫〕 本項の擔當するところは、天皇が、大政奉還後を承けて、もつばら、内治を御整頓遊ばされた部分に屬する。而して、その期間は、明治六年徵兵令の頒布にまで及んでゐる。同事歴中の「廢藩置縣」は、武家政治の「中心」崩壊について、その「地方」までが、王政に霑ふに至つた事實を物語るものである。前教材のもつ破壊的意味と、本項の建設的性質とについては、前章に述べた通である。本項末尾には、對外關係についても數行を附記し、もつて、次項との脈絡を圖つてゐる。

### 〔教材の解義〕

〔天皇の御幼時〕 明治天皇は、孝明天皇第二の皇子にましく、御幼時サチノミヤ祜宮と稱し奉り、嘉永五年九月二十二日太陽曆換算十一月三日（日——即ち明治節）御降誕遊ばされた。御生母は中山忠能卿女慶子（後の一）（位局）におはし、萬延元年、儲君と定められた。

天皇は、天資英明剛毅に亘らせられ、御父孝明天皇に酷似し給ふたことは、近侍の齊しく恐察するところであつた。天皇御降誕の頃は、國歩多艱の際だつたので、爾後積ませられた御辛勞は、いよ／＼天成の英資を磨き奉つて、御盛業を開拓する素因をなしたものであらう。

天皇御幼少の御時は、幕威の漸く衰頹した際だったので、諸國雄藩の兵は、幕命を待たずして上京し、宮闕の守護に任ずると共に、常に演習に勵んでゐた。安政六年六月、天皇は御年八歳にして、御父陛下に伴はれ、公卿百官と共に、それら藩兵の訓練(今の觀兵式に相當)を、御所の日の御門に觀覽あらせられた。この頃、西歐科學の兵器も漸次輸入されてゐたので、大小の銃砲聲に加へて、太鼓・鐘・貝の音は霹靂のごとく、耳をつんざかうとし、これを傍見した公卿百官は、齊しく震懼してしまつた。然るに、天皇はこれを觀覽あらせられて、日常風物を愛でさせ給ふと變異なく、毅然として、御熱心に諸兵の運動を熟視せられたといふ。もつて、その英資のほどを拜察するに足りよう。

いま私は、天資を形容し奉るに、教科書の語をそのまま、「英明剛毅」の文字をもつてしたが、こゝに熟く思はれるのは、言語がいかにも、不完全極まる發想の用具であるかといふことである。こゝに私は、聖帝明治天皇に對し奉つて、その御稟賦を如實にし得べき言葉を尋ね、探しあぐむといふ他はない。それ程天皇は、不出世の英主として、太陽にも優ること遠き威と慈とを抱持せられ、これをわれらが國に顯現せられたのである。

【大政をお統べになつた】(明治維新) 天皇が、慶應三年正月(年表)九日、御父孝明天皇の御後をついで、御踐祚遊ばされた御事は、前章初頭に記した如くである。これより天皇は、明治四十五年崩御に至るまで、御在位四十六年間、天成の大資を傾け奉つて、精勵國家を統べ給ひ、遂に、世界列強に伍する新日本を建設

遊ばされたのである。

天皇御治世の初年、十月十四日をもつて、徳川最後の將軍慶喜は、覺醒時局の重壓に堪へ得ず、大政を朝廷に還し奉つた。これより、大小の政務は、一に御親裁に出づることとなつたので、同年十二月(年表)九日、天皇は、公卿・諸侯・諸藩士を御學問所に召して、王政復古の大號令を渙發し給ひ、もつて人心を新にせられた。

新政の指導原理としては、すべて神武復古をもつて臨ませられ、舊套を打破し、積弊より脱却して、もつぱら、人材登用を旨とし給ふた。この御趣旨により、征夷大將軍は固より、攝關・守護職・所司代等は廢止されて、これに代ふるに、總裁・議定・參與の三職をもつてされた。これら三職に補せられた人物中、もつとも珠玉の光を放つた者には、公卿に三條實美・岩倉具視二公があり、勤王藩士に西郷隆盛・大久保利通(以上薩摩)・木戸孝允(長州)の三傑があつた。この内、三條實美は、征長解兵令と共に、罪を許されて、この年十二月二十七日入京、新政府の要路に加はつた、温厚篤實・包容統御の偉器であつた。

かくて、國體の本義に還元した大日本は、如上、新陣容のもとに、晴れやかに、雄々しくもスタートした。その、下國民から出發して、次第に革新の成果を見た経路は、これを大化の改新と並稱するを得べく、輔弼の重臣がよく聖明を顯揚し奉つた事實は、建武中興の政道と全く軌を異にしてゐた。世に、この革新を指して「明治維新」と呼び、または、「御一新」と稱してゐる。

②「維新」とは、「これ新なり」の義であり、誠にすがすがしい國體的文字と化して、われ等の頭に強く來てゐる。この語を模して、後世、或は「大正維新」と稱し、または「昭和維新」といつて、革正すべき事相を対象に、幾度か呼ばれて來た。これらジャーナリストの用語は兎もあれ、われ等は、居常明治維新の鴻模に違はざらんことを恐れねばならない。

◎昭和二年五月二十六日には、東京高輪の毛利公爵邸において、伊藤・山縣兩公以下長藩出身有志の發起により、木戸孝允五十年祭が行はれた。また、同年月十四日には、清水谷公園内哀悼碑前において、大日本護國會主催のもとに、大久保利通五十年祭が営まれた。(孝允の薨去は明治十年、利通が刺客の手に斃れたのはその翌十一年だが、薨去の年を第一年として出發すると否により、兩者同年になつたのである)

【新政の御方針をお定めになつた】(五箇條の御誓文) 明治元年三月(年表)十四日、天皇は、維新の政を明

昭にし、萬民の福祉を望ませ給ふ聖慮から、公卿・諸侯を紫宸殿に召されて、新政の大方針たる五箇條の御誓文を天神地祇に上り、また、これを、あまねく國民に垂示遊ばされた。この祭儀に當つて、總裁三條實美

(有栖川宮御東征によりこの職に就任)は、御祭文を拜讀し、御親拜・玉串(幣)奉奠の後、更に御誓文を奉讀した。後代、天皇が帝

國憲法を發布し給ひ、代議制を確立せられた御事等は、みな、この大方針を繁衍遊ばされたのに他ならな

し。

御誓文の五箇條は、教科書に明記されてゐるため、紙面の節約上、こゝにはこれを省略して、次に、その大精神を謹解し奉ること、しよう。

一、統一主義を根元とし、これに融合調和せしむべく、廣く衆庶の聲に聽き、萬機を行はせられようと

して、民本の聖旨を御聲明遊ばされたもの。

一、諸階級各屬の對立反目を捨て、上下戮力、舉國一致、もつて前途の生々發展を期すべく、大精神を御誓言あらせられたもの。

一、各人をその任所に精勵せしむると共に、おのゝの能力に應じて、適材を適所に拔擢し、普く民心を充足せしむるの大御心を具述せられたもの。(官は公卿 武は諸侯)

一、更始一新の機運を説いて、古套を脱し、舊規に拘るなく、正を正とし、是を是として、進取昂すべき意氣を高揚せられたもの。

一、皇室中心・國家本位の面目を發揮せんがため、長を世界各所に求めて、「皇基」即ち帝業の基礎を固め、ます／＼その大をなすべき聖意を表明せられたもの。(攘夷など、もう昨日の夢と化してゐる)

右の御誓文は、實に、更生維新の大方針を述べられた綱領とも仰ぎ奉るべく、爾後、歴代の政府はその御趣旨に則り、國民も亦よくこれを體したので、國運は、日にまし隆昌に進んだ。

想ふに、さきに磅礴せる尊皇統一の思想は、同時に胚胎した開國進取の精神、國民平等の理念等と渾然一體をなして、こゝに、一齊に萌芽したものと察することが出來よう。實に、この五箇條は、新大日本發足の一大旗幟であり、國民の歸趨を示された光明の大道でもあつた。後世、この御誓文を拜するものが、齊しく天祖の神勅に比し奉つてゐるのも、宜なりと稱すべきである。

●「廣く會議を……」の大御心は、次第に實現されて、大正末期制定の普通選舉にまで及び、もつて今日に至つてゐる。而もなほ、選舉肅正運動を必要とする現状について、須らく國民は、流汗反省の誠を呼戻すべきであらう。

◎昭和十二年三月十四日、五箇條の御誓文奉戴第七十年記念日を迎へて、折柄開會中の衆議院は、満場一致、聖旨恪遵の議を可決した。

この日、A Kでは「記念の夕」を特設して、林首相・金子堅太郎伯等の講説を放送した。

◎御誓文中に宣らせ給ふた四海平等の大御心に關し奉るべく、三月十四日を選び、これを融和日に宛てゝゐる。社會事業上、かうした日の設定を必要とする程、今なほ、國民中には慮げられた一團が存してゐる。これ亦、われら國民の深思反省すべき一大事であらう。

現代史の重要性

國史教授が死灰をかき廻す遊戯でないことは、既に分明してゐる筈である。また、國史そのものが、過去を材料として現代を知り、明日への「我」を考へさせるための寶玉であることも、大抵は承知していただけたことと思ふ。かうした見地から、「現在の我」を知るため、もつとも關涉深いものは、現代に近い「過去の我」——現代史であらねばならない。こゝに、その現代史たる明治以降七十年史の、もつとも重視さるべき事由が存する。

今教科書を通覽するに、明治維新後費された紙數は、一一一頁から算して、全二卷のおよそ二割に達してゐる。更に、卷末年表について見る時、所載數維新前の七九(下巻だけ)に對して、維新後は七一の多きに達し、上卷年表の全數五〇をはるかに凌駕してゐる。そこには、兒童能力の増進等も、おのづから考慮されたことではあらうが、また以て、どれ程、現代史の重視すべきかと察知せられようと思ふ。

國史の資料は、底邊を現代と見た二等邊三角形——といふよりも、更に、等邊の内彎した形のなかに箴めて盛らるべきものである。この、動かすべからざる通念をこゝに記して、以下の史實を重視すべく、特に望んでおく次第である。

【都を東京におさだめになつた】大政の基礎確立と共に、維新の政を發展させ、國運の躍進に備へるため、都を遷すべきことが、必須なる要求として考察されて來た。大久保利通の如き具眼の士は、早くもこれに着想して、人心一新の急務なる所以を陳述し、東征の大詔降下後、浪華(即ち)に遷都すべきを奏上した。この地は、かつて仁德天皇の帝居せられた所であり、西日本中心の都府として、海陸の便を具備し、興隆國家の頭腦たるに相應しい地形にあつた。朝議は、まづこれに聽いて、この年三月、大阪に行幸せられ、西本願寺別院において、東征の師を統督遊ばされた。

この後、官軍の江戸城を收むるに及び、皇威は東國にまで普及したので、問もなく、江戸奠都の説が起つた。この議は、なほ舊套を脱し得ない公卿間に異論があり、京都市民もまた、永年奉皇の地たる特權を失ふことを慨いて、現様維持に奔走した。而も朝議は、これら情實を排し、一大英斷をもつて、遂に、東國奠都の事を一決し、この年七月(年表對照)、まづ、江戸を東京と改稱(これから、京都は西京ともいはれる)した。

●こゝに挾んで、御即位舉禮(八月)のことも説きたいのは山々だが、思ひきつて割愛するが好い。

この年九月二十日(この月八日、明治と改元)、鳳輦は京都を發して、道を東海道に取らせ給うたが、沿道の人民は、ひとし

く鹵簿を拜して、皇恩のありがたさに流涕歡喜し合うた。かくて天皇は、翌くる十月(年表)十三日、東京に着御して、江戸城西の丸を皇居とし給ひ、新城に命ずるに、東京城の名をもつてせられた。車駕着輦の日、天皇は百官に詔して、

記す。皇國一體、東西同視、朕、今東京に幸し、親ら内外の政を聴く。汝百官有志、同心戮力、以て鴻業を翼け、凡そ事の得失可否は、宜しく正義直諫し、朕が心を啓沃すべし。

との、畏き御詔を賜はり、五箇條の御誓文の大精神を如實に、下情上達の言路を開かせられた。

●詔にも拜する如く、この時、東京に行幸あらせられたのであり、なほ、遷都遊ばしたのではなかつた。次に、教科書の「おかへりになつて」の語によつても、それが分明する。

この年十二月(年表)天皇は京都に還幸して、先帝の三周忌を修せられ、ついで、左大臣一條忠香の第三女美子(後の昭憲皇太后)を冊立して、皇后となし給ふた。

明治二年三月(年表)七日、天皇はまた、京都を發して東幸し給ふた。その御途上、天皇は駕を寄せて、皇大神宮に御親拜あり、報本の御至誠を捧げて後、日を重ねて、二十八日東京に着御した。これより、長くこの地に坐して、萬機を親裁遊ばされたので、東京は事實上の帝都となり、京都は次第に歴史上の帝都と化して行つた。

●この時においても、なほ、「東京行幸」の御形式を採られたが、爾後、御奠都に關する詔勅は拜するところがなかつた。即ち、京都を舊京とせられた御事實はなく、また、登極令にも京都を御即位舉典の地と定められてゐるのである。教科書の行叙も、それとなく、この間の消息を傳へてゐるやうに思はれる。

●東京帝居の大御心については、(1) 一視同仁の聖意の御發露、(2) 新局面打開の必要の御痛感、(3) 國運發展の根據としての好地點御選定等に考へ及んで、これを、桓武天皇の平安奠都と對比して取扱ひたい。

●「東京城」を指し奉つて、千代田城と呼ぶ者は少くない。雅稱の氣持からではあらうが、それは、徳川氏の私營に別稱された語であり、決して、不用意に用ふべきではない。

○大阪に現存する造幣局は、大久保利通の同地遷都の議が、ある處まで實現の域に進んだことを物語る記念的建物である。

○大正八年五月九日、東京奠都五十年祝賀式が、上野山下の會場に擧げられて、天皇・皇后兩陛下、皇太子殿下の行幸啓を仰ぎ奉つた。これと同時に、土方久元伯總裁のもとに、上野公園において、奠都五十年奉祝博覽會も擧行された。その特設々備たる東海道、三次主要驛の模型は、もつとも人目をひいて、來觀者の追懷的氣分をそゝつた。

○東京奠都から數年後の明治六年五月五日、東京城は、圖らずも炎上の厄に遭つた。これが再建に當つては、大御心をもつて諸事簡素に營ませられ、更に、御歴代皇居の先例等を御調査の上、工事を進められた。同工事御竣成まで、天皇は赤坂離宮の假御所にいまし、明治二十二年一月十一日、憲法發布の直前、新皇城に還御遊ばされた。

【藩をやめて縣をお置きになつた】大政奉還の後を承けて、中央制度は着々革新の域に進んだが、地方にはなほ、封建政治の遺物たる諸侯が存して、朝廷の直轄地(舊幕)との間に、全國畫一の政治を行ふことが出

來なかつた。

はじめ朝廷は、直轄地を府・縣(明治元年末九府三十縣)の二に分つて治めさせたが、これを藩(二七三藩侯)と合せて、當時「地方三治」と呼んだ。この頃、諸侯もまた、朝廷に直屬してはゐたものゝ、依然土地・人民を私有して、傳統の富勢を持し續けた。藩はまた、大・中・小三種に分たれてゐたが、その大藩(四十萬石以上)たる駿河・尾張・紀伊の各徳川家、前田・淺野・黒田(福阿)・細川(熊本)・島津各家の如きは、獨力よく中央に抗するに足つて、新政府の一大脅威たる存在だつた。これに反して、中央は財源に乏しく、莫大なる支出を必要として、到底、前途の逼塞を免れ難い状態にあつた。而も、かゝる列藩割據の勢を打破して、收公を斷行しようとするには、創業不備の時期において、雄藩の反逆を招く虞があつた。

この情勢を見て、少からず心を痛めたのは、總裁局顧問木戸孝允であつた。孝允は、局面の打開を圖るべく、まづ、これを三條・岩倉二公に開陳すると共に、郷里山口に歸つて、前藩主敬親に説き、版籍奉還の快諾を得た。孝允は、これに感泣して歸京し、車駕に扈從して東行するに及び、あまねくこの運動を起さうとして、意を大久保利通に傳へた。この時、薩侯忠義は所領の一部を國費に献じようとして志してゐた際だつたので、直ちに、同議に諒解を與へた。こゝに於て、討幕の急先鋒たりし長・薩二侯は、また、その地方統一の大業に先鞭をつけ、終を完うすべく起つたのである。

孝允・利通は、更に右趣旨を土佐の山内豊範・肥前の鍋島直大(ナホヒロ)に説いて、共に賛同を得た。こゝに、上記

四藩主は、明治二年正月(年表對照)二十三日、連署上表して、版籍奉還(版は土地、籍は人民)のことを請願した。これを見るや、全國二百餘の藩侯は、時勢を察し、相ついで同一舉措に出たので、地方回收の曙光は、いよいよその度を増して行つた。

版籍奉還の請願は、この年六月、東京において聽許せられた。これと共に、舊藩主は新政府の一官吏として、治藩事に任せられ、舊領を治めることゝなつた。こゝに、封建割據の舊態は全く止んで、藩士民は齊しく皇室直屬の臣子となり、全國統一の王政が布かれるやうになつた。世にこれを、「三治一致」と稱した。

かくして、世は公地公民の古制に復歸し、政令一途の陽光を仰ぐに到つたが、これが實施については、なほ、幾多の支障を免れなかつた。その主なるものは、(1) 舊侯の領邑をそのまま、行政區域としたところから、管區が犬牙錯綜して、甚だ不整頓であり、かつ、各區の面積は大小頗る不同であつた。(2) 知藩事と舊領民との間には、依然主従の舊誼が存續して、名は公民、實は封建の嫌があつた。

以上の弊を除去するためには、(1) 一齊に地積均分の府縣を新設し、(2) 知藩事をその位置から逐はねばならなかつた。而も、この時においても、なほ、舊侯伯を御するの法を誤つたなら、不満はいつ激發するか知れない状態にあつて、廢藩置縣を斷行することは、容易ならざる難事だつた。この間にあつて、利通・孝允らの苦心には、慘憺たるものがあつたが、土佐知藩事山内豊範の藩制廢止・族類制定(華・士族、平民の三等)の請願あるに及んで、該制は同藩に施行され、廢藩斷行の機運は漸く動いて來た。

その後、廢藩の議は、多少の曲折を経て、長門の山縣狂介(後の有朋)・薩摩の西郷隆盛らの賛同を得、孝允はその機の熟したのを喜んで、これを朝廷に奏した。その結果、久しく實現難に苦しめられた大業は遂に成つて、明治四年七月(年表)、廢藩置縣の詔は在京の各知藩事に下り、在藩者にはこれを傳宣せしめられた。こゝに於て、地方もまた、全く郡縣の古制に復した。

この時、全國は三府・三〇一縣に改められ、新縣にも縣令(知事と同任)を命じて、これを治めさせた。その選定に當つては、御誓文の大精神に則り、家格に拘らず、廣く人材を求めて、これを拔擢任用した。爾後、各府縣の區畫改正・廢合等は更に行はれて、明治二十二年、三府・四十三縣となり、もつて今日に及んだ。

○お隣の蔭介石が、かつて「編遣會議に對する希望」を述べた宣言の一節に、「明治維新の變革に際し、薩・長・土・肥が協力幕府を倒して、軍政の大權を中央に奉還し、廢藩置縣を斷行して反兵を官軍に編成し、今日世界に誇る優秀なる陸軍を完成したことは……」の語があつた。維新の大業完成に當つて、どれ程廢藩置縣が大切であり、意義深いものであつたかは、傍觀者の言に聽いても察すべきであらう。

【内外の政治をお整へになつた】 廢藩置縣と前後して、内はもろゝの制度が改善され、外は諸國との和親を加へて行つた。その中、内治方面にあつては、新興の機運と相俟つて、歐米の文化を輸入し、これを採長補短して、各般の制度改善となつて現はれた。その著しいものは、學制の頒布と、徴兵令の制定との二である。

(1) 學制の頒布——明治四年、文部省を置いて、教育行政を總括させたが、政府は更に、國運發展の國民

教育に俟つところ多きを察して、明治五年八月(年表)、學制を頒布した。この制度は、全國を八大學區となし、これを中小區に分つて、毎大學區に大學校一、中・小區にそれ／＼中・小學校を設けることを定めたものである。これより、普通教育は次第に普及して、明治七年における公立學校の數は、九千以上の多きに達した。

(2) 徴兵令の制定——明治二年官制改革の際、政府には兵部省が設けられた。同五年、同省は、更に陸・海兩省に分たれ、陸は獨(はじめ)に、海は英に習つて、着々軍備の統一を圖つた。かくて、同六年一月(年表)十日、遂に徴兵令が發布されて、全國皆兵の古制に戻つた。これより、士族の常職として永年踏襲された武事は、その手から離れて、兵農の別全く熄み、兵役は國民平等の權利・義務となつた。次で、全國に六鎮臺を置き、東京・仙臺・名古屋・大阪・廣島・熊本をその衛戍地(今の師團司令部所在地)と定めた。

内治の整頓につれて、外國との關係もまた、面目を新にして行つた。

(1) 和親方針の布告——明治元年正月(年表)十五日、外國事務取調掛東久世通禧を兵庫に遣して、佛・米・英・蘭等六國公使を會し、大政復古を報ずると共に、詔して、「此の度朝議の上、斷然和親取り結ばせられ候」と布告させた。御誓文の聖旨は、こゝにも既に拜察することを得べく、開國進取の國是は、この時、大いに定まつたのである。

(2) 公使派遣——明治三年閏十月(年表)二日、少辨務使鮫島尙信を英・佛・普(プロシヤ、後のドイツの大部)三國に、同森有禮を米國に駐劄させた。この時、なほ公使の稱はなかつたが、これより條約國の都市には、漸次に公使



館・領事館等が置かれて行つた。

(3) 岩倉大使らの歐米視察——明治四年十月(年表)、岩倉具視を特命全權大使に、木戸孝允・大久保利通・伊藤博文・山口尚芳を副使として、歐米各國を視察させ、條約改正に關する意見交換を行ふと共に、先進の制度・文物を視察させた。一行は、十一月十日東京を發し、横濱から飛脚船アメリカ號に搭じて、まづ米國に着いた。その後、一行は大西洋を渡つて、英・佛・白・蘭・普・露・瑞典スエーデンを視、ついで伊・埃・瑞西スイスを訪ねて、佛國から乗船、地中海・紅海・印度洋を経て歸國した。時に、明治六年九月十三日で、費すところ一年九箇月二十一日、その智囊を啓發されたことは、莫大なものであつた。

○大久保利通・木戸孝允は、共に侯爵を授けられて、これを兒孫に傳へてゐる。岩倉具視については、公爵・國葬(三日間廢朝仰出)、贈正一位等、既述した通である。具視の墓は、品川海晏寺にある。

▲挿畫▼

東京行幸の折に農事を御らんになつた——熱田驛着御の翌日——明治元年九月二十七日、熱田神宮御親謁に先立つて、前尾州侯徳川慶勝に對し、「收穫之狀被爲遊觀一度ニ付」云々の御沙汰が下つたので、慶勝は謹んで御仰を拜し、御親謁後鳴海への御途上、熱田驛の東方八丁巖字濱新開(現名古屋市南區熱田東町字濱新開)に導き奉つて、田圃收穫の狀を天覽に供した。畫は、その際の光景で、松樹の切目からは風輩が拜され、神領庄屋加藤甚右衛門の農民らは、聖恩に感激しつゝ、一心に御前に立働いてゐる。

この日(午後)、岩倉具視は農民に命じて、刈取るところの稻穂を受け、恭しく大前に献じた。天皇は、これを嘉賞し給ひ、御菓子のりを農民に賜はつたが、事終つて後、更に菊花御紋章焼付の饅頭を下賜された。

本畫は、聖徳記念繪畫館の壁畫「農民收穫御覽」(筆者森村宜稻氏)を採用したもので、北海道御巡幸の御時の「屯田兵耕作御覽」の圖等と共に、農事御獎勵の忝き御思召を描き奉つた畫として知られてゐる。

○大正五年、地方有志相謀つて、濱新開の聖蹟一段餘を購ひ、これを熱田神宮に奉獻して、神田とした。爾來、神田の收穫米は、同神宮新嘗祭御供の料となつてゐる。また、同地御野立所址は、昭和八年十一月、聖蹟として史蹟に指定せられた。その、石柵を廻らした中央には、「明治天皇覽種之所」と題する記念碑が建てられてゐる。

二 西南の役

《要旨》 明治初代、内治を主とし、外交にも新生面を開いた後に續いて、新政府が更に進歩的外交策をとつた事實を知らせ、これに對處する見解の相異から、至誠西郷隆盛が亂をなすに至つた顛末を授けることが眼目である。

この間、おのづから、國家の生育を感得させると共に、皇室の深き御惠澤に感佩させることは、情操訓育上、重視すべき事實に屬する。

《位置と聯繫》 西南役の小曲折を経て後、國運は、限りなく展けて行く。その内治方面は、次章の教材と

なり、立憲政體確立に向つて進む。

本項は、盛られた事歴の真相紹介のみに止めず、更に進んで、國家成長の階梯として眺めさせるところに、史實の心は躍動する。その始は、前章末の數行に續いた積極的外交策の展開であり、「西南の役」は、おのづからこれに絡んで生れたものである。

### 〔教材の解義〕

【征韓論】 徳川幕府の代において、朝鮮の献使は、十一代將軍家齊の時まで繼續し、その後、彼此の交渉は絶えて、明治維新となつた。新政府は、右隣好類廢の事實を遺憾として、元年正月、對外和親方針を決するや、まづ、朝鮮との修好復舊を圖つた。

(1) 明治元年十二月、從來の慣例により、對馬の宗氏を派して、復古の次第を告げさせた。然るに彼は、わが書辭の舊例に違へることを難詰して、これに應じなかつた。當時朝鮮は、極端な鎖國主義を採つてをり、わが開國進取の方針を喜ばなかつたのである。

(2) 明治三年から五年に及んで、政府は、再三再四遣使して、修好のことを議せしめた。而も彼は、都度わが提議を曲避して、依然、應諾の氣色を見せなかつた。

(3) 五年九月、政府は花房義質を派し、またも修好を望んだが、容れられないこと舊の如くだつた。

朝鮮の亡狀度重なるに對して、いはゆる征韓論は、既に、明治三年頃から擡頭した。その後、わが隱忍自重は毫も效なく、剩へ彼は、「兵戈を以て來り攻めなば、快く釜山の埠頭に應戦せん。」とまで放言して憚らなかつたので、「朝鮮討つべし。」との輿論は、次第に朝野に高まつて行つた。その廟堂の旗頭は、剛直西郷隆盛であり、後藤象二郎・副島種臣・江藤新平・板垣退助の支持賛同を得て、みづから使節として入鮮すべく、效果なき時は、問責の師を起さうとさへ主張した。かくて、朝議はほとんどこれに決したが、濃厚包容の才に富んだ三條實美は、しばらく時日の遷延を圖つて、岩倉大使らの歸朝を待つた。

かゝる折しも、岩倉大使一行は、歐米の新空氣を滿喫して、内治諸制の改善・實力の養成を痛感しつゝ、故國の土を踏むや、鼎沸した征韓論に逢會した。即ち具視らは、絢爛たる泰西文物の實情を説いて、冷靜に同論を批判し、一齊に内治の急を唱道して、外征の議を排撃した。これより、兩者は回を重ねて紛争し、隆盛らは勅裁を仰がうとしたが、實美は病と稱して參朝しなかつたので、具視がその任を代行し、兩派の運命を決すべき御前會議となつた。

同會議の席上、隆盛は案を打つて征韓を力説し、利通は巧みにこれを論破して、激論に時を移したが、その結果、遂に出師論者の敗北に歸した。こゝに隆盛は、信條とする自説の葬られたのを慨し、參議・陸軍大將・近衛都督の榮職を捨て、下野歸國した。時に、明治六年十月(年表)二十四日のことであつた。この時、象二郎・種臣・新平・退助らの四參議も、おなじく桂冠して朝を距つた。

●この他、樺太と千島との交換・琉球内附の事情等、明治初代の外交史上には、説かるべき問題が少くない。また、國內においても、熊本・萩の亂等、幾多の紛雜はあつた。而してこれには、總てこれらに觸れず、直ちに、次の節目に移ること、しよう。

【隆盛が兵を擧げた】西郷隆盛は、維新創業に偉勳を樹て、當代隨一の英傑として、朝野の齊しく敬重するところであつたが、征韓の議用ひられずして、辭官歸國するや、その部將だつた薩摩出身の人々は、何れも朝を退き、隆盛に尾して西下した。これより、近衛の兵隊に人なく、世態は騒然として、危機を孕むが如く見えた。

隆盛は歸郷の後、弊衣山野に狩獵し、手に鋤して田圃を耕す等、自適の生活に入り、おのれを崇仰圍繞する人士の不滿を抑へて、妄動することを許さなかつた。この頃隆盛は、自費により私學校を營んで、鹿兒島の本校を中心とし、縣下十三箇所に分校を設けて、生徒の武を練り、戈を磨き、邦家の前途に貢献しようとしてゐた。蓋し、その意とするところ、新政破綻・民心離反を信じて、内治改革の機を捉へ、國權を海外に張らうと期したのである。

隆盛の私學校を建立するや、舊藩子弟は擧げて剩すなく、その高義を仰ぎ、風格を慕ふものは、遠近から參集して、教これ聞き、命これ従はうとした。この頃、新政に不平を持つた人々は、各地に亂を起したが、その都度、生徒らは、兵力による政府の打倒を呼號し、動搖して止まなかつた。而も隆盛は、これら血氣に

はやる生徒を抑へて、輕擧することを戒め、ひそかに時機の至るのを待つた。この頃、政府は、鹿兒島を憚ること甚だしく、宛然一敵國視して、常に隆盛の動靜を探り、警戒の眼を緩めなかつた。政府のこの態度は、また、一層私學校の生徒を憤激させて行つた。

明治十年一月三十日、政府は、叛亂を未然に防がうとして、大阪砲兵支廠に令し、鹿兒島屬廠に藏する彈藥兵器を大阪に移させた。この事實は、ますく、私學校生徒の不滿を高め、遂にこれを驅つて、一大動亂を起させる素因をなした。同夜、生徒數十人は、火藥廠内に入つて彈藥を奪ひ、更に轉じて、屬廠・造船所等をも掠奪した。これより先、鹿兒島出身の警視廳員ら二十一名の歸郷するや、生徒らはまた、これを政府の密偵と疑ひ、隆盛を刺さんがための諜者として、捕縛拷問の後服罪させ、旨を隆盛に告げた。

私學校生徒の暴擧かくの如きを見て、隆盛は止むを得ず、遂に、一大決意をなさねばならなかつた。即ち隆盛は、「政府に問ふ所あり。」と稱して、桐野利秋・篠原國幹(共にもと陸軍少將)等と共に、二月十五日、兵一萬五千を率ゐて北上した。その、折柄の深雪を冒して肥後に入り、二十二日、川尻(熊本の南約十軒)に本營を置いた時には、人吉・日向方面から、隆盛の風格を慕ひ來會した者を併せて、總勢二萬を超えてゐた。

●當時の少佐乃木希典(熊本鎮臺所屬、小倉から南下)が、賊徒のために聯隊旗を奪はれたのは、實にこの日(二月二日)、植木の戦においてであつた。一言附説して置く。

賊徒の北上を聞いた熊本鎮臺司令長官谷干城は、迎撃の擧を捨て、もつぱら防守を決し、敵を城下に誘

導して、その東上を遮らうとした。かくて、賊徒は城に迫つて、四面からこれを圍み、はげしく攻立てたが、城は、三千五百の寡兵をもつてして、よく拒守して屈しなかつた。この後、攻防虚日なく、互に殊死して戦つたが、城は孤立して後援なく、日に重圍の中に陥つた。

昭和八年二月、熊本城は、各地の古墳・石器時代の住宅址等と共に、文部省の指定史蹟となつた。

〔隆盛をお討たせになつた〕 賊徒の熊本城攻圍前三日、朝廷は、谷司令長官の急電に接して、俄に懷柔方針を捨て、同年月(十年年表)二月(對照)十九日、遂に隆盛征討の令を下し給ふた。そして、有柄川宮熾仁親王を征討總督に、陸軍中將山縣有朋・海軍中將川村純義を征討參軍に任じ、隆盛(正三)らの官位を褫奪して、本營を福岡におき、討伐軍を指揮せしめられた。

はじめ賊徒は、鎮臺軍を「百姓兵」と侮り、一氣に熊本城を屠つて北上しようとしたが、その守備堅にして、容易に抜き得ないのを見、當初の方策を更へざるを得なかつた。即ち、池上四郎をして、三千餘をもつて攻圍に従はせる他方、桐野利秋を山鹿(熊本北方約三〇軒)方面に、篠原國幹を田原坂(熊本北西北約十五軒)方面に、それ／＼出動北進させ、險に要して、官軍の南下を遮らうとした。討伐軍はこれを攻めて、まづ高瀬を取り、ついで、木葉を攻略した。これより、兩軍は各所に戦を交へて、互に勝敗があつたが、三月四日、官軍は主力を田原坂に向け、一隊を吉次越(ナツゴエ)に派して、肉弾相搏つ接戦を重ねた。この日、賊の猛將篠原國幹は、吉次越において彈丸に斃れたが、賊はこの兩險を死守して、一步も退かうとしなかつた。

官軍は、連日田原坂を攻めて、容易に捷たず、毎戦多くの死傷者を見たので、人々は遂に、同地を地獄峠と異稱するやうになつた。この間、賊徒は抜刀隊を組織して、盛んに官軍を惱まし、官軍も亦、警視廳巡查のそれをもつて酬い、一進一退、互に爭奪を重ねた。而も、薩南健兒如何に膽勇ありとはいへ、官軍無限の勢力には抗し難く、惡戦苦闘十七日にして、三月二十日遂に田原坂を捨て、植木方面に後退した。けれども、同地陥落後において、なほ、征討軍と城内とは、急に、聯絡を保つことを得なかつた。

これより先、賊軍來攻の前三日(征討令下賜の日)、熊本城は一大火難に見舞はれて、天主をはじめ、主要建物の大部を失ひ、糧米五百石をも灰燼に歸せしめた。籠城を目前にして、この厄難に遇ひ、鎮臺兵は少しも動ぜず、日夜糧食補充を圖つて、六百石を得、二十日間を支ふる見込を得た。後同城は、孤軍重圍の間にあること久しく、彈丸糧食共に盡きようとして、征討軍の消息を聞くに由なく、如何にもして兩者の聯絡を圖ることは、防戦上の最大要事となつた。仍て、谷長官は伍長谷村計介等を密使とし、官軍の營に派して、城内の窮況を報じさせたが、未だ、その目的を達することを得なかつた。

この頃、賊は、頻りに矢文を射て、開城を促した。けれども、城兵の意志は堅く、或は減食し、米を粥にして食み、或は濠に魚を得、廢馬を斃して糧に充てる等、一方ならぬ困苦を凌いで、ひたすら援軍の來る日を待つた。この危急を救ふことを得たのは、實に、官軍別動隊の賊背襲撃にあつた。

田原坂の陥落に先だつ數日、朝廷は、陸軍中將黒田清隆の議を容れ、これを征討參軍として、長崎より肥

後に航行を命じ、八代から賊背を衝かせた。この前後、田原坂等拒守の賊は、連戦險を扼して利なく、漸次後退を餘儀なくされた際だったので、八代上陸軍の北進を聞くや、少からず狼狽した。時に、城中は戦闘力全く盡き、將に陥落に瀕してゐたが、南方に砲聲を聞くに及んで、はじめて、援軍の近接を知つた。仍ち、陸軍少佐奥保鞏の一大隊は、命により、敵中を馳突して宇土に至り、城中の消息を傳へた。

これに於て、清隆は、その軍を急進させたので、四月十四日、同隊の一部は遂に城に入り、はじめて内外の交渉を通じた。その翌日、參軍諸隊の大舉入城すると共に、高瀬口の官軍もまた、敵を撃破して城の中に聯絡した。かくして熊本城は、重圍の裡にあること五旬に及び、勇奮敵に當り、缺乏これ堪へて、あつばれ拒守の目的を果したのである。實に、同城の陥ると否とは、人心の歸趨に關し、戦局の大勢に影響するところ尠からざるものがあつたが、城將谷干城をはじめ、將兵よく協力して、この大任を果したのである。その籠城美は、蓋し、わが國當該史上の花と絶讃さるべきであらう。

○ 有栖川宮熾仁親王は、明治二十八年一月、對清役中において、六十一歳をもつて薨去せられた。天皇は、この時宮中喪五日、廢朝三日を仰出され、國葬の禮をもつて、東京小石川區豊島岡の御陵墓地に葬送せられた。いま、參謀本部構内には、親王騎馬の雄姿を現した銅像が建てられてゐる。

○ 往代の激戦地田原坂には、總督有栖川宮熾仁親王の御撰文にかゝる田原坂戰蹟碑が建てられてゐる。その、碑面に刻まれた長文の末尾「嗚呼死する者、見るに及ばず、痛ましきかな。爲めに、碑を坂上に建て、以て其の功を記す。蓋し、其の忠烈を勸奨する所以なり。」は、蓋し、切々の大文字と爲すべきであらう。

〔隆盛らが戦死した〕 熊本攻圍に敗れた賊軍は、その後、或は日向國に入り、或は豊後國を冒して、南九州五國に亘り、砲聲はなほ絶えなかつた。この間、賊勢は日に逼塞して行つたので、隆盛らは、一夜々陰に乘じ、官軍の圍を衝いて南走した。その兵は、九月一日、鹿兒島に火を放つて、官軍の守兵を逐ひ、總勢五百餘、同市背後の城山に據つた。

隆盛の歸還を見た鹿兒島市民は、歡呼してこれを迎へ、敗兵もまた次第に參集したので、こゝに賊徒は、官兵の武器彈藥を奪ひ、堡壘二十餘を築いて、最後の戦を交へようと決意した。官軍は、その後を追つて南下し、長圍の設備を整へて、おもむろに砲撃をはじめた。時に、隆盛は岩崎谷の本營に居し、續いて、部卒發掘の洞窟内に危難を避けたが、その態度は自若として、談笑平日に異らず、死の目前にあるを知らなかつた。

かくて隆盛は、曩日の熊本城攻圍とその位置を換へて、孤立無援に加ふるに、内に恃むべき精兵なく、滅亡の運命は、刻々迫つて行つた。さうして、九月二十四日の總攻撃に會して、各壘は相ついで陥り、麾下の敗兵は、岩崎谷になだれ集つた。この時、隆盛は輿に乗り、同谷口の壘に向つて、遂に股と腹とに敵彈を受けた。仍て隆盛は、しづかに輿を降り、跪坐して東方を拜し、部將別府新助に首を打たせて果てた。時に、年五十一であつた。隆盛の最期を見た利秋・新助らは、何れも壯烈なる戦死を遂げて、こゝに、八旬に亘る戦役の幕は閉ぢた。

明治天皇は、維新前後における隆盛の盡忠を思召されること厚く、その門弟らに擁せられて、止むなく王師に抗した心事を憐ませられ、明治二十二年憲法發布の際、賊名を除いて、もとの正三位(大正四年利秋・國幹は從五位)を贈らせられた。

●五十一歳で薨じた隆盛を、世は翁といつてゐる。可笑しくもある。だが……。

○鹿兒島市鍛冶屋町には、隆盛生誕の邸址が存して、「西郷隆盛君誕生之地」なる記念石柱に標示されてゐる。岩崎谷の洞窟も現存して、その入口には、鐵柵が繞らされてゐる。また、同洞窟前には、南洲翁洞中紀念碑と刻した石柱が建ち、終焉の地點には、南洲翁終焉之地なる記念碑が營まれてゐる。

○鹿兒島市北部の小阜丘上なる淨光明寺に、隆盛らの墳墓が存する。役後、岩村縣令は、隆盛以下三九名の遺骸を同所に假葬し、明治十三年、城山附近薩軍戦死者の遺骨も、またこゝに改葬された。越えて、同十六年には、南九州各地の戦死者千九百餘名の遺骨も、おなじく移し葬られた。

○右墓地の右側に、南洲祠堂と呼ばれる南洲神社がある。墓塋の一段下には、東京上野の西郷像と同大同形の木像が安置されてゐる。

○昭和二年九月二十四日は、隆盛が城山の露と消えてから、滿五十年年に相當したので、東京目黒の西郷侯爵邸と、鹿兒島の照國神社とにおいて、南洲翁五十年祭が擧げられた。前者の參會者は、島津忠重公をはじめ、東郷元帥・山本權兵衛伯・牧野伸顯伯ら、鹿兒島出身の諸名士をはじめ、參列者一千七百名に及んだ。また後者には、祭場入口に新島居が建てられ、軒毎にヒラ・提燈等が引廻されて、一般參列者は無慮十萬と註せられた。

ラヂオは  
叫ぶ……

ラヂオは、現代文化相中、最たるもの、一つである。その日々に仕組まれるプロには、むしろ、商賣氣も多分にあらう。だが、それらはすべて、聞く人たちを相手に選ばれるべきものだ。

故に、放送される事柄の悉くは、みな、國民の大なる關心事といつてよい。

九月二十四日のプロを見よ。曰く「大西郷を偲びつゝ」(青年の夕)、曰く舞臺劇「城山の月」、曰く何々、といつたやうに、来る年も、きつとそれで満たされてゐる有様だ。くどくは述べない。かうした時相をわれ／＼は、皮膚感染的にのみ受けたくないものだと思ふ。本教材を解説して行きながら、特に、この念の深むまゝに記した次第である。

【皇室の御めぐみ】 明治十年一月、明治天皇は、先帝十年祭を執行遊ばされるため、熾仁親王・三條實美らを隨へて、京都に行幸し給ふた。御儀終つて、近畿各所に御臨幸、再び京都に還御せられた時、西南の風雲は急を告げて來たのであつた。これが爲、天皇は、七月末まで同所に御駐輦遊ばれ、内閣行署を大阪に移し給ふた。

この頃、激戦は各所に繰返されて、毎戦、多くの死傷者(官軍の戦死者計六千餘、負傷者九千餘)を出した。これら傷病兵は、多くは大阪陸軍病院に後送されたが、天皇は、悉くも同所に行幸して、篤く御慰問遊ばされた。また、皇太后(孝明天皇の皇太后)・皇后(後の昭憲)は、御手づから繻帶を製して、これを負傷兵に下賜せられた。この、皇室の深い御仁恵に對し奉つて、傷病兵らは、何れも感泣拜戴した。

西南の役において、死傷者收容の十分行はれ難かつたことは、既掲田原坂戦蹟碑文にも明らかなる如く、誠に、人道上痛ましい事實であつた。時に、元老院議官に佐野常民といふ者があつた。かつて奥國に

あいて、赤十字事業の實情を視察し、救護演習をも實見して歸つた後だったので、傷病救療の必要を痛感し、これを同職大給恒に謀つて、その賛同を得た。仍て常民らは、五月三日、書を總督宮に上り、御下賜金及び有志の義捐金を得て、新に博愛社を起し、戦地に病院を急設した。

これより博愛社は、戦毎に、係員を戦場に派し、敵味方の別なく、あまねく傷病者を收容して、これが救療に努めた。同社は、その後、確實なる發展を重ねて、明治十九年一月萬國赤十字社に加入し、翌年日本赤十字社と改めて、もつて今日に至つてゐる。

佐野常民は、樞密顧問官・農商務大臣等に歴任し、また、長く日本赤十字社長の職にゐた。同家はいま、伯爵を繼承してゐる。

大正十五年は、博愛社が創設されてから五十周年に相當したので、十一月三日、秋深き上野公園竹の臺に會場を設けて、赤十字社創立五十年祝典を催した。この日、總裁閑院宮載仁親王殿下をはじめとして、參會者は無慮七萬と註せられ、遠く殖民地等からも參集した。

第十五回國際赤十字會議は、昭和九年十月、參加國五七、代表二五二名を集めて、日本赤十字社内に開かれた。この、正義・博愛の大旗下に、皇后宮は令旨を下し賜はつた。

### ▲挿圖と挿畫▼

西南役要地圖——役の最重要地熊本を中心として、これに四周の關係地點を配し、更に、賊徒の根據鹿兒島に至るまでの一帯を記入した圖である。圖中各地の説明は、本文において盡した。なほ、總督宮の本營をおかれた福岡、賊徒熊本敗退後における鹿兒島歸還までの東九州諸地點等については、大勢上必要ないため

省略されてゐる。

博愛社——正しくは、「博愛社の活動」とされべき場面であらう。圖について見るに、硝烟の立罩めたシーンに、兵士らは銃器を持ち、一意戦闘に馳驅してゐる。その中には、傷を負ふて呻吟してゐる兵士の姿も見える。かうした血腥い場裡に、「紅丸一」の社旗を手にした社員は、身の危険を顧みず、傷兵の運搬に従事してゐる。まさに、人道最高の一場面と稱すべきであらう。

博愛社の社則五箇條中の第四條には、「敵人の傷者と雖も、救ひ得べき者は之を收むべし。」といふ文辭があつた。けれども、隊外有志の戦場出入は、軍規上これを認容されず、剩へ、賊徒をも救護するに於ては、到底許さるべくもなかつた。而し常民らは、内閣の意向に關せず、右趣旨の願書を總督府に致して、遂に熱意を認められ、即決許可を得たのだつた。

畫の原據は「教育勅語繪解」で、博愛の聖旨を述べられたもの、野田九浦畫伯の作である。

### 三 憲法發布

《要旨》西南の役後、國內の和平につれて、内治は順調に、成長國家の道程を進行した。本項の教材では、それらの中、もつとも顯著なる代議制の確立された次第を知らせ、聖慮の畏さを欽仰させることを使命とする。

帝國憲法の發布・帝國議會の開催は、君臣和氣霽々の裡に、肅然として欽定召集せられた。この事實、及び、わが憲法の他に類例なく完備したものであること等に力點を置いて、そこに、國體の尊さを感得せしむべきであらう。

〔位置及び聯繫〕 公議輿論を重んぜさせ給ふ治國の大方針は、既に、前々項五箇條の御誓文に拜された。本項の題材は、當然、この御誓言を實現遊ばされたものとして、聯繫的に取扱はるべき事歴である。

議會開會から、今日に至るまで、輿論採用の伸長状態については、爾後の教材に採られてゐない。だが、普選實行後久しきを経る今日の情勢等については、やはり、こゝに、一言附説さるべきであらう。

### 〔教材の解義〕

いはゆる「雨降つて地固まる。」の大道は、こゝに、坦々展開されようとする。

征韓論敗北の後、各地に捲起された内紛に續いて、全國を震撼させた西南の大動亂は、徵兵令下に養はれた新國軍の力により、目出度く平定した。以後、全國は平穩の世態を續けて、あまねく民論に聽き、御誓文の御趣旨に則る政治機構は、いよゝゝ發達完備して行つた。その事實は、帝國憲法の發布となり、帝國議會の召集となつて現はれて行く。

〔輿論採用の道が開かれた〕 明治天皇は、御即位のはじめ、新政の大方針を宣誓せられて、「萬機公論に決

すべし。」と仰せられた。立憲政體確立の階梯を述べるに當り、その根柢は、實にこゝに求め奉るべく、爾後の政治形態は、漸次、この公議採用の大精神を基準として、考究施設せられたのである。

(1) 地方官會議の開催——明治八年、元老院を以て上院に擬し、貴族及び勳功學徳ある者を選んで、同議員に任じた。この年六月（年表）二十日、政府は、地方官を東京（淺草東本願寺）に召集して、木戸孝允を同會議々長とし、民意の暢達を圖らせられた。この會議は、租税を國稅・府縣稅の二款に分つこと、町村會を設けること等を議決したに過ぎなかつたが、爾後、回を重ねること第二・第三に及び、他日、國會開設の聖詔を仰ぐ基礎をなしたものと見て、わが民權消長史上、牢記すべき一事實であつた。

(2) 府縣會の開設——第二回地方官會議（明治十一年）の結果、府縣會規則が制定されたので、翌年三月（年表）、同規則に基き、はじめて標記會議が開催された。この會議は、地方稅で支辨さるべき經費の豫算、その徵收方法等を議定することを任務として、各府縣人民選出の議員により組織され、立法權を國民に分つ端緒をなしたものと見て重視されてゐる。

〔國會開設の勅が下された〕 維新以來、歐米政治思想の輸入されるにつれて、國民は、言論雍蔽の困苦を訴ふるに至り、遂に民選議院設立論と化して、次第に輿論を高めて行つた。この論のリーダーとして知られた者には、さきに、征韓論に敗れて下野した副島種臣・後藤象二郎・板垣退助・江藤新平らがあつた。

明治七年一月、種臣らは、由利公正（前東京府知事）ら四人と連署して、民選議院設立のことを政府に建白した。



いはゆる民選議院とは、即ち、今日國會の一半をなす衆議院に相當するものである。これより後、該論は新聞・雜誌上に掲載されて、議に唱和する者、尙早を道ふ者は相對し、囂々たる論議を交したが、その本質において不可を唱へる者はなかつた。

民選議院設立建議者の一人板垣退助は、その後、事により郷里土佐に退いてゐたが、同志の來訪頻繁となるにつれて、大いに公論を張らうと志し、明治十一年、第一回有志大會を大阪に催した。この會は、後更に二回を重ねて、國會開設請願の議は全國を風靡し、争つて、建白書を提出しようとする機運が醸成された。かくて、退助らが、輿論喚起の母體として設立した愛國社は、名を國會期成同盟會と改め、同志を大阪に會して、請願書を作成し、奉呈委員を擧げ、二府二十二縣の總代九十七人・請願者無慮八萬七千人を代表者として、これを太政官に呈上した。

この請願に對し、太政官は、受理の成規なきを理として斥け、次で元老院も、その職能外なるをもつて却下した。けれども、この企圖は天下の耳目を聚めて、代議制確立への一大階梯となつた。

かくて、輿論はいよいよ白熱化し、參政權附與を要求して止まず、新聞・集會各條例の束縛を受けつゝも、その主張を貫かうとして進んだ。時あたかも、開拓使官物拂下事件なる名のもとに、有司の私曲が暴露されて、少數政治の弊害は、遺憾なく裏書された。こゝに於て、北海道巡幸の御途上にあられた天皇は、還幸の即夜御前會議を開いて、國會開設の勅許を與へ給ひ、來る二十三年を期して、これを東京に召集すべき旨を

詔せられた。時に、明治十四年十月(年表對照)十二日のことであつた。

國會開設の詔を拜すると共に、波濤は政海に納まつて、朝野をあげ、その開設時に對處すべく、世は準備時代に入つた。民間における政黨組織は、實に、その尤なるものとして注目され、左記團體が誕生した。

自由黨——明治十四年十月「大日本國會既成同盟會」を母體として、板垣退助により結成された。

改進黨——大隈重信の下に集まつた團體で、その趣意書は、明治十五年三月發表された。

この他に、福地源一郎の糾合した帝政黨(政府與黨)があつた。自由黨・改進黨は、その後、幾多の變遷を經、離合集散を重ねて、今日の政友・民政兩黨に及んでゐる。

◎今なほ「土佐は自由の發祥地」といはれ、「板垣死すとも自由は死せず。」の語は、強く國民の腦裡に生きてゐる。その退助の孫板垣守正が、戯曲「自由黨異變」を公開して黨人を怒らせ、物議を醸したのは、大正十四年秋のことだつた。

◎退助はその後、功により伯爵を授けられたが、氏の一代華族制の持論に基いて、薨後同家は、襲爵の手續を行はず、再び平民となつた。

選黨運動と  
國史教育

といふと、少しく問題が大きくなり過ぎさうだが、何もさう、組織立て、系統立て、書かうと思ふのではない。現情にゐて、淋しさを紛らはさうためのペンの走り方が、かう記させたに過ぎない。だが、決して冗談ではない。

名譽に憧れる人たちは、はした金でも貰つた方が得だと心得る人たち——さうした連中が多くある間、憲法の精神は毫も伸長せず、代議制は發達しない。それだからこそ、折角形式だけは整ひ、政黨内閣な

といふものも出現はしたが、ばつたり、また行詰つてしまつたのだ。

選肅の運動も、引續き、まだ繰返されては行かう。而し、それに大きな期待がかけられない迄、人々の心耳は麻痺し、心鏡は曇つてゐる。百年河清を待つといはうか、私たちはこゝに、私たちの見らに、うんとみつしり叩き込んで、代議制の眞精神を理會させ、彼らが有権者となつた時こそと、こゝに力瘤を入れべきだらう。百パーセントの理想選舉を目ざして。

【皇室典範と大日本帝國憲法が制定せられた】民意暢達國家の根本法則として、儼然存在すべく、缺くべからざるものは憲法であり、既に、國會開設の詔の下された以上、これを慎重考究し、制定すべきことは、刻下の急務となつた。

(1) 伊藤博文の歐洲派遣——この頃、朝にはなほ、三條・岩倉兩公が存したが、既に木戸・大久保なき當時、廟堂に重きをなした者は、偉傑伊藤博文(當時參議)であつた。博文は、明治十五年三月、勅を拜して歐洲差遣を命ぜられ、西園寺公望らの諸員を従へて、英・佛・獨・埃四箇國の憲法を研究し、その政治状態をも視察した。これら隨員は、時に白國等にも滞在したが、博文は、獨・埃特に獨逸國の憲法を究め、同國憲法學者の意見に聽いて、啓發せられるところが多かつた。即ち、(ア) 憲法には一定不變の原則なく、各國情に應じて制定さるべきこと、(イ) 主權者は、國民將來の幸福のために、その自由意志をもつて、權利を附與する精神を失つてはならないことを知り、翌年八月歸朝した。

(2) 内閣制度の創設——明治十七年三月、博文は、制度取調局(官中新設)長官となり、諸制度の調査改革に従つた。維新後、この時まで、官制は度々改革されて來たが、依然舊規を基として、千二百年前創定された大寶令の形骸を脱しないものだつた。即ち、上には太政官があり、大政を統べてゐたが、下各省長官は、命を遵行する事務官たるに止つて、輔弼の責任を有せず、新時代の政治組織に適應してゐなかつた。こゝに博文は、行政各部長官をもつて内閣を組織し、總理大臣の統裁下におく制を立て、明治十八年十二月(年表)二十二日、全くその成案を得た。この時、太政大臣三條實美は、上書してその職を解かれ、博文は初代内閣總理大臣として、新官制による内閣を組織した。

(3) 地方自治制の整備——中央における官制改革の後を承けて、明治二十一年四月(年表)二十五日、地方自治制(市町村制)が確立され、從來の町・村の外に、大都市には市制を布くことが認められた。これに依れば、市町村は國家最小級の行政區劃として、市町村會を組織して議政機關とし、市町村長を公選して、完全に自治權を有する團體となつたのである。

歐洲から歸つた博文は、各種制度の審議確立に奔命して、寧日ない活動を續けた。その公生活は、内閣制度實施後、特にに多忙を極めたが、みづから憲法起草を主宰して倦むなく、井上馨・伊東已代治・金子堅太郎三氏と委員として、孜々成案を急いだ。この間、博文は、六時起床して來客に接し、午前十一時には内閣に出動した。また、午後四時内閣退廳後は、官邸階上の書齋に事を議して、毎夜十二時に至つた。

その後、明治二十年、博文らは人心の動搖を避け、秘密を嚴守せんがために、東京灣内夏島(俗稱憲法島)の博文別荘に會して、およそ毎月一回、早朝から夜晩くまで審議し、次回の問題を打合せて歸つた。かくして、明治二十一年春、該案は稿を脱して、閣下に奉呈された。この草稿は、同時に立案された皇室典範と共に、新設の樞密院(この年四月二日に創設)に諮詢せられて、しばしば論議を重ねた。この間天皇は、常に臨御せられて、聖斷神のごとく、遂に、千歳不磨の大典を成立せしめられたのである。

かうして、明治二十二年二月十一日(年表)、紀元節の佳辰をトし、本邦開化史上忘るべからざる大日本帝國憲法は、皇室典範と共に、新裝神々しき宮殿において、燦然發布せられた。この日、天皇はまづ、午前八時半賢所に出御、賢所大前の儀を行はせられてから、大典發布の式場たる正殿に臨ませられた。正殿は、東西およそ十四五間、南北およそ八九間、古代模様を彩つた格天井に被はれて、周囲には帷幄が垂れてゐた。玉座は、その奥まつた一方、四坪ほどのところに、高さ約五寸の臺を三段にして設けられた。その右方には、少し離れてやゝ低く、皇后の御座席があつた。玉座の左方には、親王の御座席があり、更にその左方には外國公使及び貴賓席が設けられてゐた。なほ、玉座左右には、内大臣・宮内大臣が侍立し、親任官以下諸官職も、それ／＼參列の榮に浴した。舉式の順序は次の如く、莊嚴緊肅裡に進行した。

一 午前十時、文武百官式場に參列。  
二 同十時半、天皇は大元帥服を召させられて、「君が代」奏樂裡に、皇后と御共に式場に出御。

三 内大臣三條實美憲法發布の詔勅奉呈、天皇御ほがらかに御讀了。

四 樞密院議長伊藤博文憲法を奉呈。

五 内閣總理大臣黒田清隆御前に進み、跪いて、親授の憲法を拜受。

六 百一發の祝砲、「君が代」奏樂裡に、兩陛下おもむろに入御。

七 諸員退場。

大典舉式と同時に、天皇は、皇大神宮及び畝傍・後月輪(孝明天皇陵)に、勅使を派して奉告せしめられ、岩倉具視以下維新功臣の墓にも申告し給うた。なほ、同日午後には、青山練兵場において觀兵式が行はれ、夕は、親王・諸臣を宮中に召して宴を賜ひ、夜は舞樂を奏して、立食の饗應を賜はつた。皇室典範は、皇室の寶典で、十二章六十二條から成り、國民をあげて一大家族の趣をなした宗家皇室に關する立國の大精神を成文せられたものである。即ち、建國以來歴世の遺制に基いて、範を後世に垂れ給ふべく、「皇位繼承」・「踐祚・即位」・「成年・立后・立太子」・「敬稱」・「攝政」・「大傳」・「皇族」・「世傳御料」・「皇室經費」・「皇族訴訟及懲戒」・「皇族會議」・「補則」等に亘つて、普く規定せられてゐた。

●皇室典範に定められた御順序により、幾度か史上に現れた皇位繼承に關する紛争は、長く跡を斷つこととなつたといつてよい。(上巻「後醍醐天皇」の初節等と對照させること)

帝國憲法は七章七十六條から成り、國家統治の根本法則を規定し、國政統理運用の大綱を示されたもの

で、「天皇」・「臣民權利義務」・「帝國議會」・「國務大臣及樞密顧問」・「司法」・「會計」・「補則」等について述べられてゐる。これを、諸外國の憲法と比較して見る時、何人も、左の美點長所を見出し得るであらう

日本

諸外國

○天皇の大詔により、國家の繁榮・國民の幸福のため欽定せられ、統治の大法として國民に示されたものである。

○國民間の約束として成り、或は、君主と人民との協定によつて定められたもので、國民強要の結果産れた。

○君臣和氣霽々裡に、上から下に對して與へられたもので、國民は天恩を拜し、歡喜をもつて拜戴した。

○君臣間に、幾多の紛議を重ね、流血の慘を現出した結果、上の頑守を排して、國民が専制主權から強奪したものである。

○立國の本義に則り、國情を參酌して編述されたもので、千古不變、萬世不易を原則とした寶典である。(議院法・衆議院議員選舉法・貴族院令等が別に備に發布されたもの、これに根據してゐる)

○一時を糊塗し、彌縫せんがために成文されたものが多く、その間、大なる浮動性あるを免れな

かゝの如く、わが憲法は、先進諸國の法制學者がひとしく感歎の聲を漏らすほど、それ程完璧のものであり、長く國民の誇となすに足りるであらう。これに就て、これを見るに、一には、聖帝の御明鑑を拜し、一には、博文の努力と卓見とに敬意を表すべきであると共に、この盛典を生んだ金甌無缺の國體の尊き所以を

しみく知るべきである。

○晩年伊藤博文が、東京市内大井に新邸を營まうとした時、天皇は、赤坂假皇居内の建物を下賜せられた。この建物は、天皇親臨の下に、しばしば憲法會議を開かせられた由緒深いものであつたので、博文は優渥なる聖恩に感激して、これを邸内に奉移し、憲法記念館と命名した。明治四十一年紀元節に際し、博文は、知名の士千餘名を招いて、同館開館式を舉行したが、この時も、天皇は、往時同館備付の裝飾品と共に、被招待者一同を饗應すべく、酒肴料を下賜せられた。

○その後、明治神宮の創建せられるに及んで、伊藤公爵家は、これを同神宮に獻納し、大正七年五月、移築工事が竣成した。いま、神宮外苑に建つてゐる憲法記念館は、即ちそれである。

○大正八年には、東京市主權のもとに、憲法發布三十年記念式典が舉行せられた。

○東京灣内夏島において、大正十五年十一月、憲法起草遺跡記念碑除幕式が行はれた。この日は、高松宮殿下が台臨あらせられて、参列者金子堅太郎伯から、起草當時の状況を御聽取遊ばされた。同夜はまた、伯爵の懷舊談があるなど、立憲政體生みの地に相應はしい思ひ出が續けられた。

○今日、慶賀の折に用ひられてゐる「萬歳」の語は、憲法發布當日、二重橋前に車駕を拜した東京帝大生が、はじめて用ひたものであり、他に換語を見出し難い結構な音であつた。

【帝國議會が開かれた】 帝國憲法發布の翌二十三年十一月(年表)二十五日、國民の翹望し續けた帝國議會は、その初回を、東京に召集された。この時、貴族院においては伊藤博文が、衆議院においては中島信行が、それ／＼初代議長に勅任されて、月の二十九日、盛大なる開院式が行はれた。この日午前十一時、天皇は貴族院の同式に臨御して、優渥なる勅語を賜はり、兩院はあ／＼、院議をもつてこれに奉答した。

かくて兩院は、黒田内閣提出の豫算案・法律案等を議し、翌年三月をもつて閉會した。こゝに於て、公論



【朝鮮事變】(天津條約) 征韓論者の敗退後、間もない明治八年九月、わが雲揚艦は、朝鮮海岸を測量しながら、清國牛莊(現滿洲)に赴かうとして、薪水の缺乏を來し、西鮮漢江口に投錨した。江華島砲臺の守兵は、これを見るや、不意に砲撃の擧に出たので、わが艦は應戦して、その第一・第二砲臺を抜き、歸國して政府に報じた。仍て政府は、陸軍中將黒田清隆を特命全權大使として、彼の不法を詰らせ、更に、修好和親の條約を求めた。

この頃、朝鮮においては、國王李熙(現李王の父君)の生父大院君が、保守黨を率ゐて勢力あり、極端な攘夷論を持して、わが要求を聽かうともしなかつた。然るに、開國派は急に廷議を翻して、明治九年二月、いはゆる江華島條約を我と結んだ。その結果、從來開埠の釜山に加ふるに、新に、元山・仁川兩港が、相ついで開かれた。

●攘夷・開港兩論の對立は、これをわが過去にかへりみて、幕末の情勢によく似てゐるところに注意したい。

修好條約締結の翌年九月、わが國は、花房義質を朝鮮に派し、十三年四月、公使館を京城に設けて、辨理公使として駐在させた。かくて、彼此交誼の進むにつれ、金玉均を首領とする親日派の有力者は、わが國に派遣されて、その制度・文物を視察して歸り、大いに内政改革の要を説いた。その主張は、遂に朝に通つて、大院君ら守舊派の一黨は掃蕩され、政府要路は、あげて改革派の手に收められた。



●金玉均ら遣日使節の使命は、これを岩倉大使一行に比すべく、歸國後、たとへ一時的にせよ、主張の貫徹された點に就ても、また同様に見られる。

かゝる折しも、親日派と結んだ王妃閔氏の一族は、専權私利日に甚だしく、漸く民望を失はうとしてゐた。この情勢を見た大院君は、急に策動して、京城の鎮兵五千を使喚し、亂をなさせた。この亂に、閔氏一族は全く失脚して、政權の大院君に歸すると共に、亂兵はわが公使館を焼き、我より招聘された將兵七人は、暴徒の手に殺害された。右騷擾に際して、わが花房公使らは、身をもつて遁れ、濟物浦から英國測量船に救はれ歸國して、事の由を朝廷に急報した。その結果、濟物浦條約は結ばれて、彼は補償・營繕負擔・謝罪・日本公使館の衛兵留置等を認め、和局を結んだ。

●明治十五年京城の變については、教科書は觸れてゐない。その心持で取扱ひたい。

濟物浦條約の締盟により、わが國は、竹添進一郎を辨理公使として、京城に駐劄させ、兵を派して護らせた。また、彼の謝罪使朴泳孝(現侯爵、貴族院議員)ら一行は、來朝後朝野の名士と交り、世界の大事に鑑みて、大いに改革するところあらんとし、金玉均らと共に、わが國に依頼し、自國の獨立を維持すべく努めた。これら一團を、獨立黨と呼んだ。この頃、閔氏の一族らは、大國清に事へて社稷を保たうと私策してゐたので、これを事大黨と呼んでゐた。

明治十七年二月(年表)、獨立黨は機を見て起ち、事大黨を斥けて、大政一新を布告し、自黨の士をもつて、悉く要路に据えた。然るに、閔氏らの事大黨は、救援を清國兵に請うたので、同國公使袁世凱は、これを容れ、王宮に迫つて、國王は清軍に投じた。こゝに於て、兩黨の紛亂は、おのづから日・清兩國の争と化して、清・鮮兵は日本公使館に火を放ち、わが官民を殺傷した。よつて、竹添公使は仁川に遁れ、泳孝・玉均らも亦、わが國に亡命した。

急報に接した政府は、井上馨を特派全權大使として、京城に談判させ、いはゆる京城條約を結んだ。その内容は、謝意表明・恤給補填(十一萬圓)・兇徒處罰・公使館の修築建設費(二萬圓)支出等であつた。

京城前後二回の變は、表面、獨立・事大兩黨の政争にあつたが、清國は常に、事大黨の蔭に隠れて、これを操縦し、朝鮮の獨立を危くすると共に、半島におけるわが勢力に打撃を加へてゐたのである。故に、その禍亂を防がうとするには、勢ひ、清國との協約に俟たなければならなかつた。折柄、わが國論は、清兵の暴行に痛憤してゐたので、政府は、宮内大臣伊藤博文を特派全權大使とし、これを清國に遣はして、彼の使臣李鴻章と天津に會商させた。これが結果、明治十八年四月(年表)十八日、

一、議定す。中國(支那)朝鮮に駐紮するの兵を撤し、日本國、朝鮮に在りて使館を護衛するの兵辨を撤す。(下略)

一、將來、朝鮮國、若し、變亂重大の事件ありて、日・中兩國或は一國、兵を派することを要するときは、應に互に先づ行文知照すべし。(下略)

等の三箇條を約定して、調印を了した。これを、締結地の名により、天津條約と呼んでゐる。

【朝野に内亂が起つた】天津條約締結の後も、清國は朝鮮を屬領視し、彼の公使袁世凱は、事大黨を操縦して、常に、迫害を獨立黨に加へてゐた。これが爲、日本の勢威は、全く半島から失はれて、機敏なるわが商人らは、忍びがたい迫害を受けた。

獨立黨の凋落に反し、事大黨は、清國をバックとして、いよ／＼勢を加へ、政府の要路を占めて、誅求の限を盡し、私慾を逞しくし續けた。同勢力の中心をなしたものは、閔妃の一族であり、專制暴横到らざるなく、半島の不安は、日に募つて行つた。而も、膏血を絞り盡された民庶は、疲弊消衰の極、亂をなす氣力さへ失はれてゐた。

閔氏一味の專横久しきに及んで、明治二十七年四月、東學黨の徒は、全羅道古阜縣(全羅北道全州の西南約五十軒)の地に起り、兵力によつて政府を倒し、永年の弊政を改めようと謀つた。東學とは、東洋發祥の學即ち儒・佛・道教(子の創め)の粹を蒐めた義であり、彼らは、政教の眞髓をこゝに求めて、萬民を救済することを旗幟とした。この徒の起るや、四方の暴民は次第に加はり、慶尙・忠清兩道もまた響應して、勢日に強く、その首領全奉準は、王號を冒して北進し、將に首都を壓しようとした。これに驚愕した政府は、止むを得ず、追討使を發して討たせたが、毫も效なく、上下混亂して、施すところを知らなかつた。

はじめ、東學黨の興るや、袁世凱は陰にこれを使嗾しながら、一方、朝鮮政府に勸めて、援を清國に請は

せ、もつて、自國兵導入の口實を得ようとした。かくて清國は、兵を威海衛から發して、牙山に上陸させると共に、天津條約の協定に基き、出兵の旨を我に通じて來た。而も、その文辭は禮を失して、「屬邦保護の慣例に由る」理を以てしてゐた。蓋し、袁世凱の意圖するところは、わが政府(第二次伊藤内閣)と議會(第六議會、六月二日解散)との軋轢久しきを知り、力を外事に用ひる餘裕ないことを考へて、その出兵により、朝鮮を完全なる屬領たらしめる好機と考へたのであつた。

古來、外力の壓迫に逢遇して、齟齬一致團結し、敢爲これに向ふべく起つたのは、わが國民性の長所であつた。清兵出動の報、一たび傳はるや、こゝに朝野は、忽ち内争を中止して、國論は外に對つて緊張した。政府は、折柄歸國中の朝鮮公使大島圭介に命じて、直ちに歸任させると共に、海軍陸戰隊をして、公使館及び居留民警護の任に當らせた。また、陸軍少將大島久直統率の混成旅團を送つて、これを京城・仁川間に配備し、海軍中將伊東祐亨指揮の常備艦隊を仁川灣頭に派して、萬遺漏なきを期した。

こゝに於て、袁世凱の目算は外れて、清國はまづ、その第一歩に際し、謀略の破綻を來した。而も、わが政府は、徒らに事端を滋からしめることを好まず、能ふ限り、和平による解決を得ようとして進んだ。乃ち、圭介をして世凱と折衝させ、銳意朝鮮の積弊を改善して、協力獨立の實を擧げしむべく、相互輔導に任ずべきをもつて臨んだ。

【清國と戦を開いた】 わが誠意かくの如きに對して、清國は、内心朝鮮の獨立を望まないところから、一方、我に出鮮兵數の制限を求めながら、他方には、わが提議に應じなかつた。この頃、東學黨の亂は、ほゞ平定したが、清兵は、牙山にあつて動かなかつた。時に、閔氏一族は既に失脚して、大院君が代り朝政を見てゐたが、圭介の衷言に信頼して、清韓條約を廢棄し、清兵掃蕩のことを我に託した。これより先、袁世凱は故國に去つて、和平交渉の至難なることを説いたので、清國はまた、大兵を上海より出し、牙山・義州の兩所に上陸させて、南北から我を威壓しようとなつた。こゝに、戦雲は八道に漲らうとして、もはや、兵火によるの外、解決の方途は残されなかつた。

明治二十七年七月(年表)二十五日、わが第一遊撃艦隊(坪井少將統率)の吉野・浪速(艦長東郷平八郎)・秋津洲の三艦は、豊島沖において、清國の濟遠・廣乙兩艦と遭遇し、彼の發砲に應じて、濟遠を走らせ、廣乙を坐礁せしめた。この時、わが艦はまた、兩艦に續き進んだ操江を降し、これに護衛された兵士運送船は、命に従はなかつたところから、止むなく撃沈した。

この月二十九日、陸軍少將大島義昌の混成旅團は、成歡に清兵の堡壘を抜き、續いて、これを牙山から追つた。こゝに於て、日・清兩國は海に陸に火蓋を切つて、わが國躍進史上忘るべからざる大戦役の序幕は切つて落されたのである。

事こゝに至るに及んで、天皇は叡慮を決して、翌八月(年表)一日、宣戦の大詔を下し統ひ、

(前略)朕、茲に清國に對して戰を宣す。朕が百僚有司は、宜しく朕が意を體し、陸上に海面に、清國に對して交戦の事に従ひ、以



て國家の目的を達するに努力すべし。苟も國際法に戻らざる限り、各々權能に應じて、一切の手段を盡すに於いて、必ず遺漏なからんことを期せよ。(後略)

と仰せられた。この大詔を奉讀した時、天皇がいかに、國際平和を愛好せられ、朝鮮の獨立を念願遊ばしたかを拜察し得べく、また、國家の體面榮譽を尊重し給ふた大御心のほども窺ひ奉られよう。

越えて九月、天皇は、大本營を廣島に進めて、親しく軍事を統督し給ふた。この時、有栖川宮熾仁親王は參謀總長として、中將川上操六は同次長として、君側に侍し、もつぱら作戰の謀策を練つた。(挿畫のと)

●往代、齊明天皇が百濟救援に際して、親しく九州朝倉に行幸せられた御事と對照し奉り、軍務に精勵せられ、士氣を鼓舞し給ふた大御心に想到すべきである。

【平壤や黃海で勝つた】 さきに、義州から上陸した清兵は、南下して平壤に據り、險を恃んで、わが北進を阻止しようとした。九月十六日、陸軍中將野津道貫(第五師團長)らは、四方からこれを猛攻したので、守將左寶貴は戦死し、敗兵は義州方面に潰走して、朝鮮國內には、彼の一兵をも見ないやうになつた。

その翌十七日、司令長官海軍中將伊東祐亨の率ゐる聯合艦隊(十二隻)は、清國提督丁汝昌の北洋艦隊(十二隻)と、海洋島(關東州内の一島)附近に出會した。兩國艦隊激戦の結果、我は一艦をも損ぜずして、敵の五隻を沈め、その他にも大損傷を與へた。この後、清國艦隊は、自國港灣に潜伏してしまつたので、黃海の海上權は、全くわが手に歸し、對敵行動上、大なる利便を獲ることゝなつた。

平壤・黃海の陸海二大戦において、わが陸海軍は、早くも彼の出鼻を挫いて、いやが上にも士氣を高からしめ、正義感を強調させて、大國清を呑むの概があつた。

●陸海二つのこの戦は、後日の奉天戦であり、日本海々戦であつた。この兩戦なくして、奉天もなく、日本海もある筈がない。鞏固な礎石を重ねて、堅實な家は、はじめて建つ。

おゝ、そのかみの平壤・黃海

黃海よ。

牡丹台・乙密臺の上から俯瞰した時、旅人は、今は平和な大同江のながれを挾んで、はるか彼方に伏して照準した、一時間前の自分を見たのだつた。さうして、今、清兵を驅逐して、入れかはつた護國の一兵卒自分を見たのだつた。……

私たちを乗せた船の丸窓から、激浪のあなたには、遠くまろく、水平線が圍んでゐる。そのはてに湧いた白雲を、北洋艦隊のけむりと眺め、われとわが血を奔騰させて、戦の前の準備にかゝつた自分を、をしくも、たのもしく眺め入つたのだつた。……

みづからの足跡にかへつて、みづからを見よ。

その時のみづからが、今のみづからの頭を、しみくとかい撫でてくれる。

昔のことだと、誰かいふ。おゝ、そのかみの平壤よ、黃海よ。

【威海衛を占領した】平壤戦後、陸軍大將山縣有朋は、第一軍司令官に任ぜられた。その軍は、十月二十六日、鴨綠江を渡渉して、滿洲に入り、江の對岸九連城を陥れた。同軍が、續いて鳳凰城を抜き、進路を西に轉じた頃、陸軍大將大山巖は第二軍司令官となり、花園口（關東州境に近く海）から上陸して、大連・金州攻略後、十一月二十二日には、海陸呼應して旅順を攻め、一日にしてこれを陥れた。かくて、翌年一月、兩軍は相ついで各地を取り、その聯絡を確實にすると共に、第二軍の一部は、鋒を山東に向けて、半島の東端榮城灣頭に上陸した。

同年二月（年表参照）、その軍は進んで、敵の北洋艦隊根據地威海衛に迫り、伊東祐亨の聯合艦隊と協力して、海陸から呼應攻撃した。敵の提督丁汝昌は、死力を盡し好防したが、わが水雷艇隊は、險を冒して、敵艦を灣口劉公島に夜襲すること數次にして、彼の精銳定遠（艦）・威遠等を沈めた。これと共に、陸軍の攻圍も亦進捗して、次第に諸砲臺を取り、遂に威海衛を陥れた。こゝに於て、祐亨は、書を丁汝昌に送つて、全軍の投降を促した。汝昌は、その遁るべき地なきを見て、祐亨の言を容れ、部下將兵の生命を請ふて來た。祐亨はこれを許し、物を贈つて、床しくも敵將の心を慰めた。こゝに汝昌は、祐亨の好意を謝し、心しづかに服毒自害して、あつばれ武將の終を完うした。

二月十七日、わが艦隊は、堂々威海衛に入つて、砲臺を收容し、軍艦十隻を入手した。この日祐亨は、康濟號（もと運送船を武装したもの）に汝昌の柩を載せしめ、芝罘（チーフー）に向つてねんごろに葬送させた。

●威海衛陥落後、戦はなほ、長年月に亘つてゐるため、局部々々の戦況については、到底盡し得ない。

教科書本文に表はれたところを主とし、これを忠實に敷衍して行く程度に留めることを忘れてはならぬ。

5。

④伊東祐亨は、凱旋の年子爵を授けられ、明治三十九年元帥、同四十年伯爵となつて、大正三年に薨じた。

【清國と和睦した】（下關係約）威海衛占領の翌三月、第一・第二兩軍は、相合して遼東半島の占領を確實にし、遼河を涉つて田庄臺を奪つた。かくてわが軍は、向ふところ敵なき概を示して、天津・北京を指し、大舉進撃するの勢を見せた。これとほゞ時を同じうして、わが混成枝隊は、臺灣方面に進み、まづ、澎湖諸島を占領した。この頃また、參謀總長小松宮彰仁親王は征討大總督に任ぜられて、敵地に入らせ給ひ、諸軍を統督せられることゝなつた。

清國は、この形勢を見て、到底敵し難いものを知り、北洋大臣直隸總督李鴻章を遣して、わが國と和を講ぜしめた。これより先、李鴻章は列國に哀訴して、仲裁を請ふたが、諸國は遲疑して、いづれも同議に應じなかつた。越えて二十八年一月、清國は、張蔭桓等を欽差全權大臣とし、これを廣島に派して、和を講ぜしめたので、わが政府は、内閣總理大臣伊藤博文・外務大臣陸奥宗光を全權辨理大臣に任じ、彼使と會商させた。然るに博文等は、彼の使臣の資格を檢して、信任狀に不備の點あるを發見し、その談判を拒絶した。仍て清國は、重ねて、李鴻章を欽差頭等全權大臣として、下關に來らせ、博文等と講和のことに當らせたのであ

る。

かくて、彼我の使臣は、下關市春帆樓を議場として、商議すること十餘日、この年四月(年表)十七日に至つて、完全に調印を終へた。世に、これを下關條約といひ、翌五月、芝罘において批准書の交換を了した。同條約は、全文十一箇條から成り、わが各種利権を認めさせたものであるが、その主なる條項を略記すれば、大約次の如くである。

- (1) 朝鮮の完全無缺なる獨立自主國たることを確認させた。
- (2) 遼島半島(遼東海岸及び黄海北岸の諸島を含む)・臺灣全島及びその附屬諸島並に澎湖諸島を割讓させた。
- (3) 軍事賠償金として、康平銀二億兩(およそ三億五千萬圓)の交付を約させた。
- (4) 新に沙市(湖北省内)・重慶(四川省内)・蘇州(江蘇省内)・杭州(浙江省内)を開市させ、わが汽船航路の擴張(宜昌・重慶間、これに吳淞江及び運河に入り蘇州・杭州に至る線)を容れさせた。

これら諸項中、もつとも重視すべきものは、いふ迄もなく、清國をして朝鮮の獨立を確認せしめ、以後、その内政に干渉する途を斷つたことであつた。これが即ち、問責の師を出した動因でもあり、同時に、その成果を收めたことにも結着する。換言すれば、下關條約の締結は、これに依つて、わが大陸政策上、成功の第一歩を踏出したことともいはれよう。

生命線の認識は  
明治初代から

「生命線」といふ語は、滿洲事變以來、誰いふとなく用ひられ出して、もつて今日に至つた。だが、「生命線」の語はなかつた迄も、これが實際の認識は、明治初代からなされて、現在に及んでゐるのである。いま、そのプロセスについて考へるなら、

- 第一期 朝鮮との相對的交渉——京城兩度の變まで。
  - 第二期 朝鮮を挟んでの清國との交渉——明治二十七八年戰役終結まで。
  - 第三期 朝鮮・滿洲を挟んでのロシアとの交渉——明治三十七八年戰役終結まで。
  - 第四期 戰後の滿鮮經營——滿洲事變勃發まで。
  - 第五期 支那との間、及び、全世界を對手としての對滿伸展——滿洲事變後現在に至るまで。
- の五階段を取つてゐると見て好い。

以上諸期間を通じてなされた行進曲は、民族が絶えて倦まず、汗と血とをもつて展いたところの、荆棘多き道途を通つて來てゐる。これが即ち、全國民暗々裡の感知要望であり、レットテルされなかつた國策であつた。かくあるべき外交であり、かくあるべき準備であり、また、かくあるべき實力の行使だつたのである。さうしてそれは、維新以來、わが國歩の定石であり、その布石によつてのみ、東亞の安定勢力たる地位は築かれたのである。明治二十七八年戰役も、ついで來た對英同盟も、明治三十七八年戰役も、韓國併合も、すべては、この觀點から考へられなければならない事象なのである。

下關條約締結の報を聽いて、全國民は、齊しく戰勝氣分に酔はうとした。その間もあらず、四月二十三日、突如として、ロシヤ・ドイツ・フランス三國干涉の報は傳はつて、朝野を愕然とさせた。これら三國中の首魁は、勿論、東漸南下の傳統策を採り來つたロシヤであつた。彼は、今や遼東半島の日本に領有されようとするのを見て、自家多年の國策の阻止されたのを悦ばず、露佛同盟を利し、これも東洋に野心を包藏するドイツを誘つて、對日協同動作を採り、わが政府に對して、抗議を提出して來たのである。

駐日三國公使のわが政府に致した書は、おの／＼、その語を異にしてはゐたが、齊しく「日本の遼東半島を占有することは、清國の主權を危くし、東洋永遠の平和を脅威するに依り、速かに、これを清國に還附すべし。」と結論したものであつた。その驕慢なる態度は、強者の威を利して、弱者を壓伏せんとするが如く、まことに憎むべきものであり、ひとしく、わが官民を憤激させた。

この時に際り、わが國は、連戰國力を消耗した後であり、加ふるに、皇軍の大部は外土にあつて、内地の防備は頗る薄かつた。これに對して、ロシヤは、陸兵をウラヂボストクに集中し、太平洋艦隊の威を同所に張つて、盛にわが國を威壓しようとしてゐた。仍て政府は、止むなく三國の議を容れ、遼東還附の意を定めて、五月五日、半島放棄の受諾を三國に回答した。この月十日、天皇はまた、事の由を國民に聖諭して、「深く時勢の局に視、微を慎み漸を戒め、邦家の大計を誤ること勿きを期せよ。」と仰せられた。

遼東還附の事たるや、當時の國力に視、國家の境地から稽へて、眞に、止むなき措置であつた。即ちわが

國は、底止するなき伸張力に次代を託して、この年十一月(年表)、改めて清國と還附の約を結び、康平銀三千萬兩を代償として、一時を雌伏したのである。而も、「臥薪嘗膽」の語は、この時から、朝野を擧げての國民的モットーと化して、來るべき機會に備へることを怠らなかつた。

下關條約の締結により、わが國は、清國をして、朝鮮の完全なる獨立國たることを認めさせたので、これを誘掖輔導し、その内政を整備することは、宣戰の主要目的達成後における急務であつた。而も、半島民族の消極主義と事大思想とは、なほ、これが開發に大なる障害となつてゐた。即ち、戰後朝鮮は、次第にロシヤと親しみ、國王李熙は露國公使館に入つたので、親日派は一時全く影を潜めた。けれども、明治三十年十月、國王の王城に歸るに及び、國號を大韓と稱して、はじめて、皇帝即位式が擧げられた。

この後、ロシヤはなほ、半島に威を張らうとして止まなかつたが、三十一年四月の兩國協約により、はじめて、侵略の爪牙を收めた。その理は、一は列國の非難に聽いたことにあり、一はまた、極端なる跳梁ぶりが鮮人の忌避に會つたためでもあつた。かうしてロシヤは、一時半島から手を引いて、關東州(明治三十七八年戰役参照)の經營に専念しようとした。

【臺灣を平定した】 下關條約は締結されて、臺灣は新に、わが領有となつた。時に、同島にあつた清國守備兵らは、巡撫唐景松を首班に推して、相議して共和政府を立て、各機關を設けて、獨立國の體様を整へようとした。

明治二十八年五月、海軍大將樺山資紀は、初代臺灣總督となり、宇品港を發した。また、近衛師團長北白川宮能久親王(王寺宮)は、新附の地剿匪の命を受け、同師團の兵を率ゐて、駐屯地金州(現關東州)から、再度の征途に着かせられた。両者は、路上琉球に會して、船中、清國の使臣李經芳と會し、全島の授受を了した。これより、近衛師團の一部は三貂角(臺灣東北の尖端)に上陸し、基隆(臺北)を取り、進んで臺北を占領して、この地に總督府を置いた。

この頃から、わが軍は、炎暑と疫癘とを冒して、北部各地を定め、次第に南進して、臺南に向つた。時に、陸軍中將高島勲之助(臺灣副總督に任命された人)は、兵を具して島の南端に上陸し、呼應して、臺南の夾撃に當つた。守將劉永福は、この兵勢に敵しかねて、備を捨て、奔り、對岸廈門(アモイ)に通れた。これに於て、わが軍は同地を占領して、ほとんど全島平定の功を終へた。この間における、殿下の御動靜に關し奉つて、次に記すこと、しよ

う。  
能久親王は、五月三十日三貂角御上陸後、時に草鞋を召され、脚絆を着け給ふて、雙眼鏡と御辨當とを御身にし、常に、隊の先頭に立つて進撃せられた。その後、殿下は硝煙彈雨の間に出入し給ふこと數月にして、更に南進軍の一部として發向せられ、嘉義に御宿泊遊ばされた。かくて、十月十七日夜、殿下は出陣の御準備中、風土病に冒され給ひ、急に御發熱あらせられた。拜診した醫者は、ひたすら御靜養を請ひ奉つたが、宮は、臺南攻撃の期におくれべきを憂慮し給ひ、その翌朝、腰痛を忍んで、乘馬御發向遊ばされた。

翌十九日、宮は、御衰弱の加はらせ給ふた爲、轎に召されて、一途に軍務を統べ給ふた。越えて二十一日、御體温は三十九度を越えさせられたが、宮は、なほ休養を肯んじられなかつた。仍て、止むなく、竹をもつて擔荷をつくり、藁敷の上に毛布を展べて、上に日覆を施し、これを土人に擔がせ奉ることゝした。かうして宮は、北進軍乃木希典(この時第一師團長)麾下の入城について、臺南に着御せられたが、この頃から、御容態は次第に重らせ給ひ、二十八日、御年四十九をもつて、この地に薨去遊ばされた。その後數年にして、臺灣神社の臺北に創建されるに及び、宮は、その祭神中に加へられ給ふた。

●皇族の御身をもつて、征途に薨去せられた御境遇、御武勳等は、これを、往年の日本武尊に比し奉ることが出来よう。

宮の薨去遊ばしたのは、この年十月(年表)のことに坐したが、その後、臺灣全島の全く平定したのは、翌十一月一日、乃木軍の恒春を占領した時だつた。

①三貂角御上陸地洩底(ニヤク)の畑中には、御渡鳥當時、「近衛師團長陸軍中將大勳位能久親王幕營之地」なる木標が建てられた。その後、明治三十二年からは、改めて、壯大なる北白川宮征討記念碑がこれに代へられた。

②宮の薨去せられた地點は、その後、御遺跡地と稱して、保存されて來た。明治三十五年二月、同所の工事は完成して、その奉告祭が行はれた。なほこの地は、臺灣神社附屬地として、宮御滯在中の御居間・御調度品等も、そのまま傳へられてゐる。

③臺灣神社は、臺北廳芝蘭一堡の劍潭山(ケンタン)にあり、明治三十三年九月創建された。祭神は、大國魂命・大己貴命・少彥名命(上卷參照)三神を數へ、これに親王を加へ奉つてゐる。同社の鎮座祭は、その翌三十四年十月に行はれた。

◎宮の御銅像は、東京丸の内近衛師團歩兵營の南門外に立てられ、明治三十六年一月、その除幕式が擧げられた。因に、今も有名な琵琶歌「臺灣入」は、宮の御征途を吟詠したもので、西村天因氏の作品である。

◎臺灣始政第十周年記念祭（昭和十年はその四十周年）は、毎年六月十七日、總督府開廳の佳日を選び行はれてゐる。この日、總督府をはじめ、各官廳では祝賀式をあげ、また臺灣神社に参拜して、領有當時の追憶に耽ることとなつてゐる。

【大勝利を得たわけ】 近世東洋においては、國家對立の大戦争ともいふべきものに乏しかつた。わが幕末、清國には阿片戦争（對英）があり、また、對英佛戦争が行はれたが、何れも部分的に局限され、清國の請和となつて終局した。然るに、明治二十七八年戦役においては、陸は、朝鮮・南滿の野を主戦地として、山東半島にまで及んだ。また海は、豊島・黄海・威海衛等の戦を重ねて、わが軍の一部は、澎湖島の占領にまで發展した。この戦は、時を費すこと十箇月に及んで、その範圍もまた廣汎に亘り、まことに、近世にない東洋史上の大戦であつた。

同戦役において、天皇は、廣島大本營におはすこと二百日間（九月十五日から翌年四月一日まで）に互つて、もと師團司令部會議室（間口十八間奥行六間、木造二階建の洋館）だつた階上二十四坪の間を御座所とし、同時にこれを寢室とし給ひ、日夜、軍務を總攬遊ばされた。この間、天皇は、毎朝五時に御起床あらせられ、夜十二時の御就寢まで、軍服を脱し給はず、同室を出遊遊ばした御事も、鹵獲品觀覽・吳軍港行幸等、數度に過ぎさせられなかつた。

かくの如き日を重ねて、天皇は、極寒時もストーブを焚かせ給はず、わづかに小火鉢を玉側に置かせられたのみで、御不足をお耐へ遊ばし、出征將卒の身を憂慮せられた。故に、將卒の士氣は、いやが上にも揚り、

家を忘れて、身を挺し、ひたすら奉公の事に奮勵した。また、一般銃後の國民は、或は軍資金を献納し、或は出征軍人の家庭を援護するなど、戦場にある人々に劣らない覺悟をもつて、戦の目的を達成することに努めた。

上に聖明なる天皇を戴き、下は打つて一丸をなしたこの國民戦線こそ、當時の強國大清の武を雌伏させて、みごと、如上の大勝を齎らしたのである。

◎天皇陛下には、なほ皇太子におはした大正十五年五月（攝政御在任時）、中國行啓の御途上、御祖父明治天皇の廣島大本營御座所に御宿泊遊ばされ、感懐深き御一夜を過ぎせ給ふた。同御座所は、後、史蹟として指定された。

【靖國神社に行幸をなされた】 戦局が結ばれ、外交々渉も終つて、東亞の天地は、再び、平和の光を見るやうになつた。また、新附の地臺灣島の平定も、一段落を告げたので、この年十二月、天皇は、對清役戦病歿陸海軍人・軍屬すべてを、東京九段の靖國神社に合祀し給ひ、車駕親臨して、鄭重なる祭儀を營ませられた。

靖國神社の起は、明治二年三月、大村益次郎ら首唱のもとに、軍務官知事嘉彰親王が勅を奉じて、假殿を既記九段の地（田安臺）に建て、年の六月二十九日から五日間、維新の戦亂に殉難した官軍將兵三五八八人を祭つた時にあつた。この際は、典儀も招魂祭と稱せられ、社名もまた、招魂社と呼ばれた。その後同社は、幕末非常時局における勤王の志士、及び爾後の戦病死者をも合祀して、次第に、祭神の數を増して行つた。さ

うして、明治十二年六月四日、靖國神社と改稱され、別格官幣社に加列されたのである。

同神社への合祀は、この後も引續いて、内鮮人の別なく、軍人・軍屬・警察官の差を分たず、西比利亞出兵・臺灣蕃族の討伐等に殉じた人々も加へ行はれた。なほ、滿洲事變勃發後においては、逐年臨事大祭も行はれて、合祀の禮を厚うし、昭和十一年七月まで、五十回に亘つて、祭神の數は、實に、一二萬九八一九柱の多きに及んだ。

天皇の同社に臨幸せられた御事は、この戦役前においても、(1) 明治七年一月、(2) 同八年二月、(3) 同十年十一月の三回に及ばせられた。その、第一回行幸におかせられては、「我國のためをつくせる人々の、名もむさし野にとむる玉がき」と御製遊ばされた。

この後においても、天皇は引續き、(1) 三十一年十一月、(2) 三十九年五月、(3) 四十年五月の三回に及んで親臨遊ばされ、その數は、御在位期間、前後七回に達せられた。

▲挿畫と挿圖▼

大本營で軍務を御らんになつた——大本營の有様等については、一部は、これを本文中に述べた。更に、簡素なその實狀を記し奉れば、壁には型紙が張られ、正面南側の窓からは、二本の圓柱が二間の間隔に立てられてゐたといふ。

畫は、某月某夜、參謀次長川上操六中將が天顔に咫尺して、戰圖を案上に展べ、巨細に局面の推移を説明

申上げてゐるところである。その傍に侍してゐるのは、侍從武官長岡澤精である。

今、聖姿を拜するに、日常御儉素にわたらせられた御事は、いはゆる肋骨のついた大元帥服にも窺ひ奉られる。御軍服は、御裏の破れをも厭はせ給はず、侍臣の「新なるものを」とのお伺に對しては、「今夜脱いでおくから、繕ひおけ。」と仰せられ、翌朝は再び、繕はれたをお召遊ばしたと仄聞する。かく、御不自由を忍ばせられ、戦場の將兵と艱苦を共にせられた聖慮を拜察させるための一資料として、このシーンは採られたものである。

原畫は、明治神宮外苑聖徳記念繪畫館壁畫の一で、「廣島大本營軍務親裁」なる畫題のものに、南董造畫伯の揮つたものである。

明治二十七八年戦役要地圖——澎湖島方面を除いて、對清役主要戦區を示した圖である。圖中には、更にこの戦區に加へて、わが國の半島聯絡部と、進路の目標たる北清の樞要部首府北京、首府の關門天津等の地方にまで亘り示されてゐる。激戦地、占領地域の概要は、これに依て、ほとゝ窺はれる。

一々の交戦地等については、こゝに再説することを避ける。

圖は、これを熟視すれば、興趣湧いて盡さず、「滿洲」の文字までが、おのづと湧出て來るのを感じるであらう。

能久親王が臺灣をお討ちになつた——北白川宮殿下が、三貂角御上陸後、澳底庄の甘藷畑中に露營せられ

てゐる御有様を拜寫したものである。同地における宮の御幕營は、五月三十日から、六月一日御前進に至るまで、前後三日間に亘らせられたが、その第何日かは判然としてゐない。

畫中、粗末な御椅子に凭らせられたのは、いふ迄もなく、殿下にはす。その右に立つてゐるのは、軍醫部長木村達、左は高屋宗繁で、坐してゐるのは久松定謨伯と、家令心得恩地徹の兩人である。

宮の當地御陣營中は、兎角、上らすべき食物とても乏しかった。折柄、ある人が、泥のついた甘藷を多數持參したので、木村・久松らの近侍は、これを砂中に埋め、樹枝をその上に焚いて、蒸焼にして進めまゐらせた。殿下は、この野趣を御嘉納あらせられ、御手づから皮を剥いで、二つ三つ、御満足げに召上られたといふ。仍て人々は、この日を記念すべく、「凱旋後は、常御殿の庭上において、燒藷を賜はるべく恒例とせられたい。」と願ひ出ると、殿下は微笑して、御受諾あらせられたといふ。然るに、宮には、瘴煙匪雨の間を御馳驅の後、遂に、その御嘉例を見る時なくして薨せられたのである。

寫眞は、當時大阪毎日新聞社派遣の從軍記者淺井魁一氏が、實情を謹寫し奉つたものである。

靖國神社に行幸をなさつた——菊花御紋章の幔幕のはり廻らされた殿宇は、都下の雜沓噪音とは、あつづから別箇の天地を作つて、森嚴の氣が溢れてゐる。その社頭に、聖駕はいま、肅然として駐まつて、陛下は、階段中央白布の上を、拜殿にお進みあらせられてゐる。感激の極といはうか、崇高の致と稱へようか。かうした光榮に浴して、國事に殉じた幾多人々の靈も、聖恩の忝さに咽んだことであらう。

畫は、明治神宮外苑聖徳記念繪畫館壁畫の一で、清水良雄氏の繪筆に係つてゐる。

## 五 條約改正

《要旨》 凱歌と共に干戈の納まつた頃、わが國は一方、平和裡に、諸外國との條約改正に成功した。これまた、國歩の一大躍進といはねばならない。

この條約改正に至るまでの、官民一致努力の經路を知らせ、對清役の成果と相俟つて、こゝにわが國が、國際的水準線に立つに至つた次第を諒得させることが、この濫い教材の目的である。

《位置と聯繫》 改正を希求さるべく、不平等協定の行はれたのは、遠く、徳川幕府により結ばれた安政の假條約(第四十 八所載)であつた。その後を繼承して、明治政府は、岩倉大使らの歐米派遣(第五十一 二所載)以來、大なる努力を續けて來た。

以上の努力が、國力の進展と共に、こゝに結果したものととして、本教材を見つめさせたい。

### 〔教材の解義〕

一は止むなく執つた干戈の力により、一は平和裡の外交々渉を経て、共にわが國は、對外的地歩を高めて、歐米諸國と比肩するまでに進むことを得た。その前者は、明治二十七八年戰役の終つたところ、後者は、



以下述べようとする本節の史實である。

【條約の改正をはかつた】安政元年、幕府は、米國水師提督ペリーの強要に抗しかねて、これと和親條約を結び、英・蘭・露諸國に對しても、ほゞ同様の條約を締結した。ついで、同五年に至り、米國總領事ハリスの要請を拒否する能はず、勅裁を仰ぐ暇なくして、幕府は遂に、通商條約に調印し、英・蘭・露・佛諸國にも亦、貿易のことを許した。この條約は、何等、國家自由意志の發動によらず、外國の需めるまゝを應諾したものだつたところから、一にはわが體面を損じ、一にはわが利益を害する重大なる缺陷を存してゐた。その主なるものは、次の二點であつた。

(1) わが國渡來の外人は、開港場域内の居留地に住して、何等わが法權に拘束されず、自國派遣の領事により裁判されて、いはゆる治外法權が認められてゐた。

(2) 諸外國から輸入する貨物に對して、わが税關は、自由に入國税を課することを得ず、これに反して、わが貨物は、輸入國それ／＼の關稅を行使されてゐた。即ち、わが國は、相互貿易關係上の片務協定に甘んじて來たのである。

●安政假條約締結に關する既習の記事と對照し、授けたところと關聯を呼ぶやう留意を煩はしたい。

かゝる不平等條約を繼承した王政々府は勿論、世界的に覺醒した國民のすべては、この不面目・不利益な誓約から脱却しようとして、あらゆる努力を拂つて來た。今、その外交々渉の主なるものにつき、列舉して

見れば、次の如くである。

(1) 岩倉大使一行の歐米派遣——その目的の一部として、まづ米國に對して、條約改正に關する最初の打診を試みたが、問題にされず終つた。

(2) 寺島宗則の交渉——條約改正案を各國に提議したが、この時なほ、國內法制の幼稚なのに鑑みて、専ら、稅權恢復を企圖した。この事は、英國公使の強硬な反對に逢つて、不成功に終り、宗則は辭職した。

(3) 井上馨の折衝——馨は、稅權・法權の一部恢復を目的として立案した。それに失敗して、更に、内地雜居を條件として酬む、一方、法典編纂を急ぐと共に、しきりに歐化主義を鼓吹し、もつぱら事の成就を圖つたが、折柄、國粹保存の運動が起つて、交渉は無期延期となつた。

(4) 大隈重信の應酬——現行法を勵行して、外人をして、その不便に堪へざらしめ、彼から進んで、條約改正のことを提議させようとした。さうして、重信の國別談判は、ある度まで成功しようとして、その交換條件が輿論の反對を受け、これ亦失敗に歸した。重信が、閣議後官邸に歸らうとして、兇徒のために要撃され、隻脚を失つたのは、この時のことだつた。

(5) 青木周藏の談判——英國との交渉に成功したが、たゞ／＼大津事件(露國皇太子傷害事件)に關し、時の第一次山縣内閣の引責辭職となつたので、改正談判は、また中止されてしまつた。

以上の經過をとつて、外交々渉のことは、第二次伊藤内閣に持越され、歴代外相中の名外相として知られ

た陸奥宗光の手により、遂に成就されたのである。

●井上馨の外交時代、内外人の社交場として使はれた鹿鳴館では、外人の歡心を買はうため、時の顯官が總動員で、盛に、心にもないダンスなど行つた。邪戀の媒介場としての今日のダンスホールなどと比し、その動機において、いかに懸隔あるかを熟思したい。

【改正條約が成立つた】 以上經過の後を承けて、わが國には、憲法が發布され、代議制による帝國議會召集が行はれた。こゝに於て、彼等が改正延期の口實とする法典不備の事實は、まづ取去られた。これに次で、民法(二十五年制定、四年間施行延期)・商法(二十三年制定、四年間施行延期)・民事訴訟法(二十三年制定、翌年施行)・刑事訴訟法(二十三年制定、翌年施行)・裁判所構成法(同上)等、各種の法典もあひ／＼實施されて、諸外國をして、全く、治外法權固持の口實を失はせた。

如上、わが國に有利な條件の備はつた時、外相陸奥宗光は、時の獨逸公使青木周藏をして、英國公使を兼任させ、まづ、イギリスと商議を開かせた。この交渉は、回を重ねて順調に進行し、明治二十七年七月(表年)十六日、法權回復・稅權對等の調印を了した。同締約成立後十餘日にして、わが國は、清國と戰を交へることとなつたが、その結果連戰連勝して、新興日本の眞價は、次第に、他の諸外國にも買はれて行つた。英國により先鞭された彼此對等の改約は、次第に、米・伊・伯・露・丁・獨・白等十餘國の、相ついで認めるところとなつた。かうして、明治年間前半期を通じて、外交上の難問題であり、國民の多年翹望して止まなかつた條約改正は、遂に實行されたのである。

【改正條約が行はれた】 既に調印を了した新條約は、主として、明治三十二年七月(表年)から(佛・奥は八月から)實施されることとなつた。そして、商港内一地區に定められた居留地制は撤廢されて、外國人は自由に、内地に雜居することを許された。この時、當然、治外法權の約は解かれて、これら諸國人は、齊しく、わが裁判により律せられるやうになつたのである。

かうして、彼我對等の通商は開かれたが、なほ、諸國工業の特色とする品目(英の鐵器、佛の織物等のごとき)に對しては、向後十二箇年を限り、特別に稅率を割引する約が残されてゐた。これら、除外例品の期限も満ちて、明治四十四年(表年)四月、第二次桂内閣の外相小村壽太郎は、順次諸國と調印を了し、陸奥案に存した不備を回復した。

思へば、兩權恢復に至るまでの國民的大努力の、いかに痛切に拂はれて來たことか。それは、「きのふの我」が、しみ／＼味ひ續けたところの、忘れ得べくもない、苦い／＼經驗だつたのである。

舊案はたゞ「實力養成」の文字に盡きる

舊獨帝ウィルヘルム二世は、大戰勃發時において、「力即ち正義なり。」と揚言した。最近支那の一要人は、わが對支外交の態度を指して、「強國に外交なし。」と悲鳴した。一は、自己の慾求するところ、横紙をも破らうとする意氣の高揚であつた。一はまた、強國の出足に對する哀訴とも聞えた。

こゝには、右言説を批判するのが目的ではない。が、國際間の理否の、直ちに神の法廷に裁かれない

場合の多かつたことは、從來の事例が、繁く證明してゐる。そしてまた、今後と雖も、世界統一の大主権者の存しない限り、然あるべきことは、容易に想像されるのである。

かうした事實の前に立つて、國家・國民がいかに對處すべきかは、自明の文字となつて答案される。曰く、「己が實力を養ふべきこと」だ。わが正が正視され、わが理が理視されて、國際間に通用されるためには、その背後に、「自己の實力」のみが必要であることだ。條約改正の經過は、この事實を、雄辯にわれらに訓へてゐる一大文字なのである。

## 六 明治三十七八年戰役

《要旨》 明治二十七八年戰役の結果、東亞の平和は將來しようとして、再度、新なる暗雲は、滿鮮の地を被ひはじめた。この清國に代つた極東の障害——ロシヤの暴狀を除去すべく、止むなく師を起したわが國が、明治三十七八年戰役において、海陸兵に大勝を博し、國歩をして、ますます健全活潑ならしめた事實を知らせ、忠君愛國の至念を涵養することを主眼とする。

本戰役を授けるに際つても、前役のごとく、天皇の軍務御精勵を中核とし、戰勝の主因を御稜威の然らしめたところとして仰がせることが、國民訓育上重視されるべきは、いふを俟たない。なほ、これに加ふるに、陸海軍人の忠勇と、國民一致の絶大な後援力の發露とについて、十分感奮興起せしむべきである。

《位置と聯繫》 對清役の成果と、改正條約の收穫とは、一弱小國・未開國視され來つた極東日本國をして、堂々、文明諸國の隊列に伍せしめた。その後の新情勢として、隣邦に北清事變が惹起され、日英同盟の新に締結されたことから説出して、局面は對露斷交に推移し、標題の内容たる戰役の經過について叙されて行く。

戰役の終局に附説して、「大勝利を得たわけ」の強調されてゐることは、前役の叙述と、同一の行き方である。その、後代への好影響については、次項の初頭に譲つてゐる。

### 〔教材の解義〕

【北清事變】 さきにロシヤが、ドイツ・フランス兩國を誘つて、名を東洋永遠の和平に藉り、わが國をして、清國から得た遼東半島を還附させた三國干涉の事實については、既に、前々項「下關條約」の節に記した通である。ロシヤのその眞目的たるや、他日、自家侵略の野望を同方面に展ぶべく、これが障壁を除くにあつたことは、いふ迄もない。故に、清國の實力脆弱にして、老衰無爲與し易きを知るや、忽ち、その爪牙を進めて來た。即ち、同國を首としたこれら諸國は、それ／＼事を構へて、清國海岸の要地を租借し、これを以て、自國商業・貿易上の根據たらしめようとしたのである。

△露國の關東州租借——ウラヂボストックにある自國東洋艦隊をして、旅順を占領させた上、他強國の滿

洲侵入を防ぐためと稱し、旅順・大連及び附近一帯の地（今の關東州）の租借を強要した。わが國は、ロシアに對してこれが説明を求めたが、露國は言を左右に託して、明治三十一年三月二十七日、二十五箇年を満期として、租借條約に調印した。

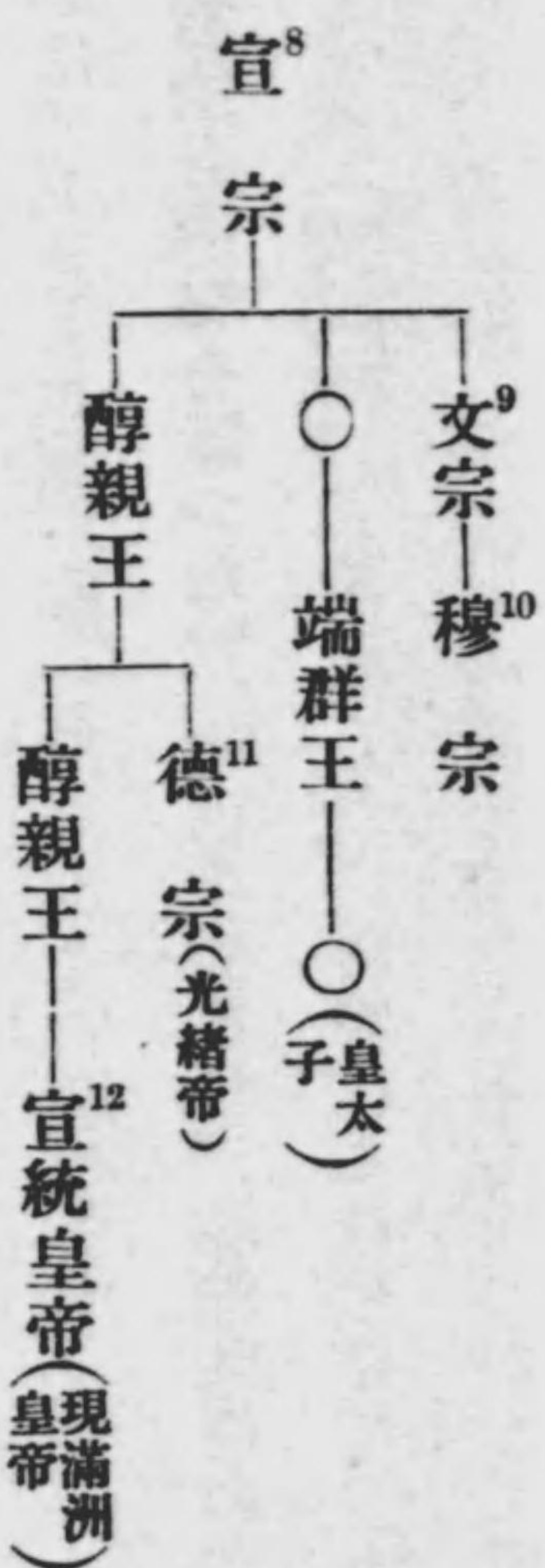
△獨逸の膠州灣租借——これに先立ち、ドイツは山東省において、自國宣教師二名の殺害されたことを好機とし、その艦隊をして、膠州灣一帯を占領させ、清國に對して、附近地帯の租借承認を交渉した。同年三月六日、九十九箇年を期限として、同條約は調印を了した。

△その他——同年七月一日、イギリスは、威海衛二十五年間租借の約を結んだ。越えて三十二年十一月十六日、フランスはまた、南清廣州灣九十九箇年租借の條約を締結した。

以上、西歐四強國の恐喝に對して、清國はこれを拒止する力なく、おの／＼、その強請するに任せた。この情態を見て、清國人の間には、これら外國人を忌避する念が、澎湃として起つた。

●時勢は異つてをり、情狀に差こそあるが、排外思想により凝固した當時清國民の心理を、わが幕末の形勢と比し、彼此考覈して見ることも、強ち無益ではなからう。

時に、清國においては、第十一代光緒帝（宗德）が皇位にあつたが、その改革を悦ばない西太后（九代文宗の皇太子の實父端群王と共に、これを幽閉して、盛に保清滅洋の思想を鼓吹し、義和團の徒を使嗾陰助して、北清事變の禍因を播いた。



義和團とは、山東・河南の邊陲を巢窟として、迷信により愚民を誘惑し、自黨の野心を満たさうとする秘密結社であつた。この徒は、義和拳と稱する一種の妖術を信じて、その神通力を得た時、彈丸水火をも避け得ると思惟してゐたので、當時これを拳匪と呼び、また團匪とも稱した。これら匪徒は、明治三十二年十月、排外思想の波に乗つて蹶起し、外國宣教師をはじめとして、キリスト教徒を殺戮（五月、保定のみで、も六十一名を殺害）し、その會堂を毀ち、西太后・端群王らの庇護によつて、ますます暴威を逞しくした。

既にして、匪徒は、首都北京（今の北平）を侵し、翌三十三年には、遂に官兵と合して、わが外務書記生杉山彬及び獨逸公使ケットレルを虐殺した。これより先、列國使臣は、居留民共同保護の目的下に、陸戰隊三百餘を北京に送り、ついで、英國東洋艦隊司令長官シーモアを聯合軍總帥に推して、各國水兵千七百を率ゐ、北京なる列國公使館を救援させた。この間、各公使館員及び居留民らは、男女老幼の別なく、義勇隊を組織して、防戦これ努めたが、糧食・彈藥の缺乏と共に、その運命は旦夕に迫つて來た。時あたかも、わが陸軍中將山口素臣は、第五師團を率ゐて來援したので、各國はこれを總司令官とし、この年八月（年表對照）十五日、

洲侵入を防ぐためと稱し、旅順・大連及び附近一帯の地(今之關東州)の租借を強要した。わが國は、ロシアに對してこれが説明を求めたが、露國は言を左右に託して、明治三十一年三月二十七日、二十五箇年を満期として、租借條約に調印した。

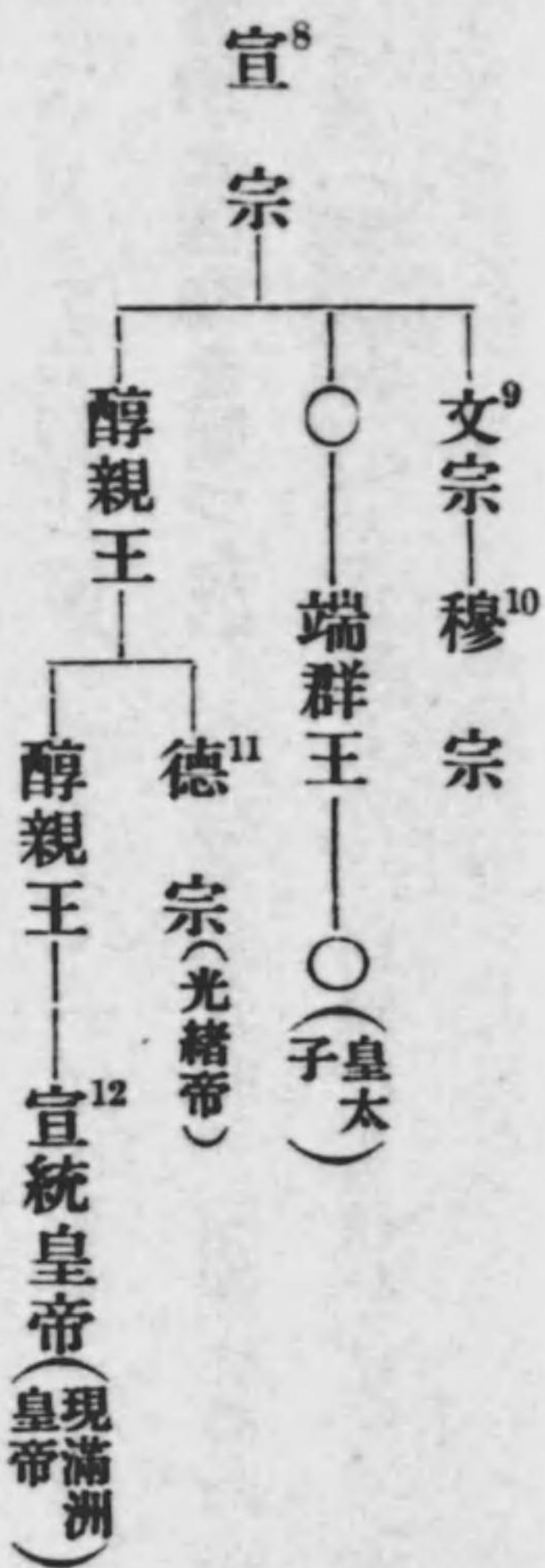
△獨逸の膠州灣租借——これに先立ち、ドイツは山東省において、自國宣教師二名の殺害されたことを好機とし、その艦隊をして、膠州灣一帯を占領させ、清國に對して、附近地帯の租借承認を交渉した。同年三月六日、九十九箇年を期限として、同條約は調印を了した。

△その他——同年七月一日、イギリスは、威海衛二十五年間租借の約を結んだ。越えて三十二年十一月十六日、フランスはまた、南清廣州灣九十九箇年租借の條約を締結した。

以上、西歐四強國の恐喝に對して、清國はこれを拒止する力なく、おの／＼、その強請するに任せた。この情態を見て、清國人の間には、これら外國人を忌避する念が、澎湃として起つた。

●時勢は異つてをり、情狀に差こそあるが、排外思想により凝固した當時清國民の心理を、わが幕末の形勢と比し、彼此考覈して見ることも、強ち無益ではなからう。

時に、清國においては、第十一代光緒帝(德宗)が皇位にあつたが、その改革を悦ばない西太后(九代文宗の妃)は、皇太子の實父端群王と共に、これを幽閉して、盛に保清滅洋の思想を鼓吹し、義和團の徒を使嗾陰助して、北清事變の禍因を播いた。



義和團とは、山東・河南の邊陲を巢窟として、迷信により愚民を誘惑し、自黨の野心を満たさうとする秘密結社であつた。この徒は、義和拳と稱する一種の妖術を信じて、その神通力を得た時、彈丸水火をも避け得ると思惟してゐたので、當時これを拳匪と呼び、また團匪とも稱した。これら匪徒は、明治三十二年十月、排外思想の波に乗つて蹶起し、外國宣教師をはじめとして、キリスト教徒を殺戮(五月、保定のみで六十一名を殺害)し、その會堂を毀ち、西太后・端群王らの庇護によつて、ますます暴威を逞しくした。

既にして、匪徒は、首都北京(今之北平)を侵し、翌三十三年には、遂に官兵と合して、わが外務書記生杉山彬及び獨逸公使ケットレルを虐殺した。これより先、列國使臣は、居留民共同保護の目的下に、陸戰隊三百餘を北京に送り、ついで、英國東洋艦隊司令長官シーモアを聯合軍總帥に推して、各國水兵千七百を率ゐ、北京なる列國公使館を救援させた。この間、各公使館員及び居留民らは、男女老幼の別なく、義勇隊を組織して、防戦これ努めたが、糧食・彈藥の缺乏と共に、その運命は旦夕に迫つて來た。時あたかも、わが陸軍中將山口素臣は、第五師團を率ゐて來援したので、各國はこれを總司令官とし、この年八月(對露)十五日、

完全に北京城を占領して、籠城以來八週間に於て、はじめて、諸國官民を救出することが出来た。この事變に關與したのは、わが國をはじめとして、露・英・米・獨・佛・伊・埃・白・蘭・西等十一箇國に上つたが、これら諸國は、爾後清國と交渉を重ねること數十回にして、明治三十四年九月、左の條項を主とする議定書に調印を終つた。

- 一、わが國及び獨逸に對して、謝罪使を派遣すること。
- 一、主犯端群王以下に對して、死刑・自盡・官位剝奪等の刑罰を課すること。
- 一、償金總額四億五千萬兩(わが六億三、千餘萬圓)を列國に支拂ふこと。
- 一、公使館防衛のため、各國護衛兵の常置を認めること。

この役において、白河口の大沽タイクイ占領以來、わが軍は、常に勇敢に行動し、北京の重圍を解くに際しても、率先二門の突破に成功した。その士氣の旺盛と、軍規の嚴肅なることは、齊しく列國の認知するところとなつて、邦家の威信を高めた。この、無形的聲價の獲得のみをもつてしても、同事變におけるわが救出軍の行動は、大なる意義を齎したものとはいはれよう。

【露國と國交を斷つた】北清事變當時、滿洲駐屯の清國兵は、國境を越えて、シベリヤのブラゴヴェシチエンスク(現滿洲國黑河の對岸)を襲撃した。露國はこれを見て、内心、野望達成の緒を得たのを喜び、名を鐵道保護に藉りて、兵を派し、滿洲内諸要地を占領した。かくて露國は、列國の警告・抗議を無視し、次第に兵を入れ

て、その鋒先は、韓國をも脅威するやうになつた。

この頃、清國の領土保全・東洋平和の擁護等につき、わが國と一致の見解を持続した英國は、その利害に於いても亦共通してゐたので、露國の清國に對する侵略的行動に對して、これを拒止しようとして謀議を進めた。かくて、兩國の協調態度は、事毎に事件に對處しようとする立場から、更に一步を進めて、遂に、完き防禦同盟を締結するに至つた。同盟約は、明治三十五年一月(年表對照)三十日、わが駐英公使林董と、英外相ランスダウン侯との間に調印され、左の條項を骨子として、全文六箇條から成つてゐた。

- 一、日本または英國が、清・韓の獨立防護上、他國と戰端を開く場合には、他の一方の締盟國は嚴正中立を守り、併せて、その同盟國に對し、他國の交戰參加を防止するやうに努めること。
- 一、上記の場合、他の一國または數國が、該同盟國を敵として參戰する時は、他の締盟國は來援し、協同戰鬪に當ること。講和も亦、兩締盟國合意の上で行ふこと。

●わが國が、當時の國力をもつて、老雄英帝國と結んだことが、いかに世界の驚異であつたか。また、この同盟の威力が、明治三十七八年戰役において、佛國の露國加擔をいかに防止したか——これが效果について、十分に考へさせたい。

●日英同盟は、その後、回を重ねて友好を持続し、防禦同盟から攻守同盟にまで進んで、效力も亦、印度にまで及んだ。本同盟の廢棄については、後に説くこととする。

日英同盟の結交に刺戟されて、この年四月、露西亞は、漸次滿洲駐屯兵を撤去すべく、清國に約した。而も事實は、その第一期聲明を實行したのみで、二期・三期の約を踐まず、剩へ、軍を鴨綠江畔に移駐して、韓國龍巖浦に要塞を設けようとさへした。これに對して、わが國は、屢次露國に交渉して、清・韓兩國の獨立尊重、領土保全のことを提議し、折衝の圓滑進行を圖ることに努めた。然るに露國は、言を左右にして、わが交渉指定地に異論する等、百方談判遅延を目的として、容易に對案を送らなかつた。

この間、露國は、或は清人の東清鐵道(現北滿鐵道とわが滿鐵線)乗車を拒否して、兵馬・糧秣・軍需品の輸送に努めた。或はまた、その租借地たる旅順要塞の防備を強化して、ひたすら、水陸の戦備に没頭した。かうして、露國は絶えて誠意を示さず、滿洲占領の決意を露骨にして、傍若無人の振舞を續けた。これに於て、わが國は、明治三十七年一月十三日、最後の通牒を彼に致したが、彼はまた、わが提議に答へようともしなかつた。

北清事變以後、右述の外交經過を重ねて、平哲を愛好するわが熱意は、遂に、彼の容れるところとならなかつた。即ち、これが解決を求むべく残された唯一途は、干戈の間に見えて、理非曲直を定めるのみとなつたのである。

二月四日、御前會議は嚴肅裡に開催せられて、斷乎對露國交斷絶のことを決し、六日、これを彼の政府に通告した。續いて、この月(年表)十日夜、宣戰の大詔は、官報號外をもつて下示された。

●この度、大本營は東京に設置(日宮中)せられて、敵地近く進ませられなかつた。前役を距てる十年の

間に、いかに、通信・交通の機關の整備發達したかと考へられよう。

【陸軍の追撃】 露軍の韓國侵入に備へて、わが國は、二月八日、まづ陸兵を仁川に上陸させた。ついで、三月六日には、鎮南浦から北韓方面にも亦兵を送つた。その軍は、近衛・第二・第十二の三箇師團から成り、陸軍大將黒木爲禎(ダマド)が指揮して、第一軍と呼ばれた。同軍は、露兵を北韓の野から掃蕩して前進し、國境鴨綠江を渡河して、五月一日九連城を占領、滿洲の野に第一歩を印した。

第一軍に次して、第一・三・四・六(第一師團は後第三軍編入)の四箇師團から成る第二軍は、陸軍大將奥保鞏(オスカ)統率の下に、五月五日、鹽大澳(エンダイオ)(關東州東岸中央や北)に上陸した。續いて、大將乃木希典の指揮する第三軍(第十一師、後に第七・九師も入る)は、六月六日同地に上陸、大將野津道貫麾下の第四軍(第五・十の二箇師)もまた、大孤山(遼東半島の東岸中央)から滿洲に入つた。ここに於て、大本營は、これら諸軍を統帥する必要上、六月二十日、陸軍大將大山巖を滿洲軍總司令官に任じ、陸軍大將兒玉源太郎を總參謀長として、以上諸軍(第三軍は旅順陥落後滿洲軍に合す)及び、川村景明大將の率ゐる鴨綠江軍(第一・第十一の二箇師團)を率ゐさせた。

かくて、戦は回を重ねて、敵の總司令官クロバトキンは、わが軍の進撃を阻止すべく、兵を遼陽に配し、全力をあげて、逆撃の氣勢を示した。わが軍は、八月二十二日からこれを攻めて、全線十里餘に亘り、翌九月四日、遂に同地を陥れ、七日、總司令部をこゝに移した。かの、軍神と崇められる陸軍中佐橋周太の戦死したのは、實に、同役首山堡爭奪時のことであり、「遼陽城頭」の軍歌によつて、今に名を謳はれてゐる。

遼陽から敗走した敵は、一時奉天に據つたが、十月初旬、新に増援された大兵を率ゐて、再び南下して來た。わが軍は、これを沙河(遼河の支流)に邀撃して、第一軍が敵の主力に當り、第二・第四の兩軍は、機を見て迂回し、敵を東北山地に壓しようとして策した。この時、敵も亦、わが後方聯絡を斷たうとして策謀したので、第一軍は苦闘を續けたが、數日を重ねて、十月十四日、第二・第四軍の夾撃は效を奏し、敵を沙河右岸に撃退した。この役、露軍の遺棄した屍體は、一萬三千の多きに達した。これより兩軍は、結氷した沙河を隔て、對峙し、雪深き廣野に越冬しつゝ、來るべき大會戦の日を待つた。

○滿洲軍總司令官たりし大山巖は、時の參謀總長元帥山縣有朋と共に、戦後功一級を授けられ、公爵をもつて遇せられた。巖は大正五年、有朋は同十一年に薨去したが、何れも、國葬をもつて遇せられた。

○各軍司令官中、黒木大將は伯爵に、奥大將は元帥・伯爵に、乃木大將は伯爵に、野津大將は元帥・侯爵に、川村大將は元帥・子爵に、それら、恩賞せられた。

○遼陽驛南方の忠魂堂は、同地戦におけるわが戦死者の英靈を祀つたものである。

【海軍の活動】 對露國交斷絶後の二月七日、聯合艦隊(東郷中將統率の第一艦隊、上村中將統率の第二艦隊の聯合)司令長官海軍中將東郷平八郎は、軍容を整へて、佐世保軍港から南鮮木浦沖に航し、瓜生少將の第四戦隊を派して、仁川に向はせると共に、みづからは、第一・二・三の三戦隊を率ゐて、露國太平洋艦隊の根據地旅順を指した。瓜生戦隊は、折柄仁川にあつた敵二艦の前に、陸兵上陸を敢行して後、兩艦を港外に自爆させ、開戦の火蓋を切つた。

同月八日夕、旅順近海に達した聯合艦隊の主力は、同夜及び翌朝、敵艦隊を港外に襲撃して、その七艦に致命的大損害を與へ、無事仁川に引揚げた。これより、わが海軍は、黃海制海權確保を痛感して、二月十四日、驅逐艦による攻撃敢行を手始に、度々襲撃を重ねた。わが海軍は、また、敵艦隊の港外出動を阻止しようとして、三度決死隊を募り、廢朽船を率ゐて、果敢なる港口閉塞を試みた。

(1) 第一回 天津丸以下五隻に、爆沈装置を整へた上、有馬良橋中佐を全員七十七名の總指揮官とし、二月二十四日未明港外に到らせて、探海燈の轉廻する彈丸雨下に行動し、その二隻は、目的の一部を果した。  
 (2) 第二回 千代丸等四隻、全員五十七名、再び有馬中佐が總指揮官となつて、三月二十七日未明、概ねその目的を遂げた。而も惜いかな、埋没船彌彦・米山兩船間に空隙があつて、完全に敵艦の通過を閉塞し得なかつた。海軍々神と讃へられる廣瀬武夫中佐(この時少佐)は、福井丸を指揮して參加し、指揮官附杉野孫七兵曹長(この時上等兵曹)と共に、壯絶な最期を遂げて、戦史中の花と謳はれるに至つた。

第三回 新發田丸以下十二隻を宛て、五月三日未明、鳥海艦長林三子雄中佐が總指揮官となつて、港口に突進した。その五隻は、好位置に爆沈して、ほゞ目的を達成したが、陰惡な天候に禍されて、頗る多數の死傷者を出した。

かゝる間に、乃木大將の率ゐる第三軍は、次第に、要塞背面の脅威を大ならしめたので、敵艦隊は、港口掃海に努めて、八月十日、大舉港外に脱出し、はるかに、ウラヂポストック(通常浦潮斯德、または略して浦潮と書記)を指した。わ



が艦隊は、これを遠距離より監視しつつ、漸次外海に誘致して、激しく邀撃した。こゝに於て、敵艦隊は大損傷を受けて、大部は再び港内に戻つた。他の數艦は、清國・佛領印度支那等の諸港に通れて武装を解除され、或はわが艦隊に捕獲され、或はみづから爆沈してしまつた。

これより先、片岡七郎中將の第三艦隊も亦、聯合艦隊に合して行動し、上村中將の第二艦隊は、もつぱらウラヂポストク艦隊に備へて、運輸保護の任に當つてゐた。然るに、ウラヂポストク艦隊は、濃霧を利し、警備の眼を掠めて、しばしばわが輸送路を脅かした。この年六月十五日、常陸丸・佐渡丸等を海峡に襲つて、わが忠勇の將兵を海底の藻屑たらしめた事實は、その最たるものとして、今なほ、國民の腦裡に印されてゐる。

上村艦隊は、三月六・七日兩日、これをその根據地に砲撃して以來、絶えず索敵掃蕩に志して來たが、たゞ、八月十四日、旅順艦隊脱出と呼應して、彼等は蔚山沖に出動した。わが艦隊は、これを發見して、まづ敵の退路を遮り、その一雙を撃沈したが、他二艦は大損害を蒙つた上、辛うじて浦潮に歸還した。これより、黄海に日本海に、わが國は全く海上權を掌握して、本國・滿洲間の聯絡を十分にし得た。

○東京市神田須田町に建つた廣瀬中佐の銅像は、市内數ある銅像中、もつとも有名なものゝ一である。中佐の下に、杉野兵曹長の像の附設されてゐることも、周知の通である。この銅像は、彼の大地震にも、微動もしなかつたところから、一般の崇拜は、いよゝゝ増して來た。

【旅順の開城】 奥大將の第二軍は、旅順背後の要地金州・南山（この戦に乃木大將の令息勝典戰死）・ダルニー（翌年紀元節に大連と改名）等占領後、要塞攻圍の重任を、乃木大將の第三軍に譲つて北旋した。

旅順要塞は、露國の租借以來、巨費を投じて築造した金城湯池で、市街の背面二十軒近い連嶺には、大小六十餘の堡壘を設けた上、二百三高地等に亘つて前進堡壘を布き、五百餘の備堡を備へたところの、いはゆる難攻不落の大要塞だつた。この要塞は、守將ステッセルが、大兵をもつて防備してゐたので、鬼神の業にあらざる限り、攻落を能くし得るものでないことは、列國戰術家の齊しく認むるところだつた。

七月末から、本格的攻圍戦に入つた第三軍は、八月八・九の兩日、背面防禦の要衝大孤山（既掲上陸地點）・小孤山を抜いて（敵艦脱出の直因）、攻圍の陣を牽うした。この月十二日、天皇は、塞内非戰鬥員の救出を勅せられたので、乃木司令官は、聖旨を傳達すると共に、東郷聯合艦隊司令長官と連署して、降伏勸告書をステッセルに致した。然るに、彼はこれを拒絶して來たので、乃木軍は聯合艦隊と呼應して、いよゝゝ、總攻撃敢行に取りかゝつた。

第一回總攻撃——正攻法を採つて、八月十九日から同二十四日迄、銳意堅塞に迫つたが、わが軍の死傷頗る多く、わづかに、磐龍山東西砲臺を占領したのみで引上げた。

第二回總攻撃——攻撃法を一變して、もつぱら敵塞爆破を畫し、電光型坑道を穿つて、準備萬端を整へた。この總攻撃は、九月十九日から二十二日夕に及んだが、クロバトキン砲臺その他數壘を奪つたのみ、二

百三高地を抜き得ないで止んだ。

第三回總攻撃——その後、坑道工事を各壘に進めて、十月二十六日、また總攻撃を開始した。この戦において、彼我、あらん限りの正奇を盡して攻防したが、その結果は、數寨を抜き、殘餘各壘に多大の損害を與へたに止まつた。

第四回總攻撃——坑道作業の進捗と共に、十一月二十六日から行動を起して、翌二十七日朝に及んだ。この總攻撃中、もつとも名を残したのは、中村覺少將の率ゐた白樺隊一千名が、司令官の沈痛な別辭に送られて、おの／＼左肩から右脇に白布を纏ひ、松樹山補備堡壘に夜襲を敢行したことであつた。而も、この壯舉も、遂に成果を收め得ないで、九百餘の戦死者を出して熄んだ。

二百三高地の占領——十一月二十九日夜から始めて、もつばら同高地奪取を企て、彼我回を重ね、相占據して、九晝夜に及んだ。さうして、十二月六日朝、わが軍は、第六回の占領を確實にし、完全に敵の死命を制した。乃木大將の第二子保典は、この戦において戦死した。

これより、わが軍は港内を俯瞰し、山巔に觀測所を設けて、背後の重砲隊に通信し、潜伏する敵艦を相ついで撃沈した。また、わが軍は、一方赤坂山・二龍山・松樹山等、殘餘諸堡壘を爆破して、意氣大いに揚つた。これに反して、敵勢は次第に沮喪し、もはや、陥落の日を待つのみとなつた。

かくてわが軍は、酒・餅等を整へ、山なす慰問品に加へて、迎春の日を待つた。やがて、翌明治三十八年

となつた。その一月(年表對照)一日、敵將ステッセルは、最後の軍事會議を開いて、降伏のことを議し、同日午後、軍使をわが第一線に派して、開城書を致した。乃木司令官は、直ちに、旨を大本營及び滿洲軍總司令部に電報し、翌二日、少佐山岡熊治を遣つて、これに同意するの書を返した。

同日、彼我の委員は、水師營の一民屋に會して、開城規約を議定調印し、捕虜二萬四千餘を收容して、はじめ、半歳餘に及ぶ戦は止んだ。この日、天皇は、ステッセルが祖國のため勇敢に防戦した忠節を嘉賞せられて、武將の面目を保有せしむべく勅せられたので、開城規約中には、敵の將校及び官吏の帶劔を許可し、もつて、聖旨に浴せしめた。また、ステッセルには、その家族と共に歸國することを許し、洋酒等を贈つて、長時日籠城の勞を慰めた。報に接したステッセルは、深く天恩に感激して、一月五日水師營に着し、こゝに乃木將軍と、劇的會見を了したのである。

旅順要塞の接受は、一月十日無事完了して、十三日入城式を行ひ、翌日、水師營北方に招魂祭を營んだ。一方ステッセルは、わが長崎を經由して、海路歸國の途に上つた。

○南山(金州城外)には、わが戦死者の鎮魂碑・露兵戦歿の記念碑が建てられてゐる。毎年五月二十六日には、金州の官民によつて、盛大な追悼祭が營まれる。

○双峰駱駝の香のやうに、二嶺に分れた二百三高地の東嶺には、明治天皇御命名の爾靈山の三字を刻した碑が、西嶺には港内軍艦觀測所の石標が建つてゐる。また、白玉山的一端には納骨堂が、他端には表忠塔が高く聳立してゐる。共に、乃木・東郷兩將軍の發起により營まれたものである。

◎旅順白礁決死隊忠魂塔は、根津嘉一郎氏を會長とし、陸軍大將井上幾太郎氏等を委員として、東京市澁谷區山谷ヤマヤの明治神宮西御門近く、建設の運びとなつてゐる。その豫定は、總工費三〇萬圓、高さ六十五尺の高塔である。

【奉天の大戦】 旅順陥落後、寧日もなく、第三軍は北旋して、滿洲軍に合した。この頃、また、新に鴨綠江軍が獨立編成されて、乃木軍に屬してゐた第十一師團その他により、川村景明大將を司令官として、任所に就いた。かうして、奉天戰に對する部署は成つたのである。

沙河會戰以來、滿洲軍は、時々襲來する敵軍を退けてゐたが、これに續いて、敵の飛將ミスチェンコは、遼西の中立地帯を犯し、わが背後を脅かして來た。その、一旦不成功に終つた後も、彼はなほ策謀を捨てず、一月二十五日、再び黑溝臺(遼陽の西北)に侵入した。わが軍は、これと戈を交へて、連戰四日に亘り、一夜悲壯なる襲撃を敢行したので、敵は、一萬數千の死傷者を出して潰走した。

これより先、露軍總司令官クロボトキン大將は、「奉天以北に退却すべからず。」との詔を得て、連敗雪辱の意氣物凄く、東は本溪湖から、西は渾河に至るまで、延長四十里に及んで、堅固な防禦陣地を施し、五十萬餘の大兵を具して、わが軍の進撃を阻止しようとした。これに對して、わが軍は野津大將の第四軍を中堅に、右翼に黒木大將の第一軍を、左翼に奥大將の第二軍を配し、更に最右翼には川村大軍の鴨綠江軍を、最左翼には乃木大將の第三軍をもつてして、總勢四十萬餘、敵陣中央突破の計を樹て、萬遺漏なきを期した。

滿洲軍は、二月二十四日、川村軍の清河城占領を手始として、破竹の勢をもつて包圍の陣を進め、九日撫

順を奪ひ、翌十日(年表参照)には、三方から奉天に肉迫した。この時、乃木軍の一部は、敵背聯絡を脅威したので、敵將クロボトキンは、最後の死守も效なく、十一日、鐵嶺方面に向つて退却するの餘儀なきに至つた。さうして、翌十一日には、奉天城頭高く、わが日章旗は翻つた。これよりわが軍は、十三日には興京、十六日には鐵嶺、十九日開原、二十一日昌圖を相ついで占領し、向ふところ敵なき概を示した。

この役、わが軍の獲た捕虜は二萬を越え、敵の遺棄した死體は二萬六千餘、その他の死傷は九萬餘に及んだ。これに對して、味方の死傷は、すべて四萬餘であつた。

◎三月十日の陸軍記念日は、こゝに、改めて述べるまでもない。いま、奉天鐵道附屬地の東南に建つてゐる忠靈塔は、この會戰におけるわが戦死者二萬餘の遺骨を納めたところで、毎年陸軍記念日には、莊嚴な祭典が行はれる。

【日本海の決戦】 さきに露國は、太平洋第一艦隊の根據地旅順を閉塞され、ウラヂポストック艦隊も行動の自由を缺いて、東洋の海上權を喪失したので、本國において、第二・第三太平洋艦隊を相ついで編成し、東洋に進航させることゝ定めた。その第二艦隊は、中將ロジエストウエンスキーを司令長官として、明治三十七年四月三十日成り、荏苒日月を過して、十月十四日、漸く本國リバウ軍港を發した。同艦隊は、遠くアフリカ南端を回航し、途に旅順陥落の報を聞いたが、なほ航を續けて、翌年四月十二日、佛領安南のカムラン灣に入つた。また第三艦隊は、ネボカトフ少將を司令官として、二月十五日本國を距り、スエズを經由して、五月中旬、カムラン灣出發の第二艦隊に合した。兩艦隊の全勢力は、すべて三十八隻に達して、南・東

支那海を過り、一路ウラヂポストックを指した。世に、これをバルチック艦隊と呼んだ。

東郷司令長官(この時既に大將に昇進)は、敵艦隊の對馬海峡通過を確信して、聯合艦隊四十餘隻の主力(第一・第二艦隊の大部)を朝鮮國鎮海方面に、一部(片岡中將の第三艦隊)を對馬南島の北岸に配し、數多の哨艦を派出して、敵情を探らせてゐた。あたかも、五月二十七日(年表)未明、五島沖にあつた哨艦信濃丸は、薄霧中を進行する敵艦隊を發見して、無電により、これを本隊に報じた。こゝに於て、東郷司令長官は、「聯合艦隊ハ直チニ出動、之ヲ擊滅セントス。」の電報を大本營に發し、直ちに戦闘準備を整へた。

同日、午後一時五十五分、旗艦三笠の橋頭高く、戦闘旗と共に、「皇國ノ興發此ノ一戦ニ在リ。」の信號旗は掲げられて、全軍の士氣いや高く、風波烈しかつた天候裡に、彼此の交戦は開始された。戦の経過は、(1)同日、聯合艦隊は沖島附近において、敵艦隊を邀撃し、これに致命的大損害を與へた。(2)この夜、わが驅逐隊・水雷艇隊は、夜襲を敢行して、既に損傷に堪へない敵艦に、更に徹底的打撃を加へた。翌二十八日(年表)、鬱陵島に集合したわが艦隊は、敗殘の敵艦隊を搜索して、第三艦隊司令官ネボカトフ少將を降し、一驅逐艦上重傷に呻吟する總司令官ロジエンスキーを捕虜とした。

この兩日の戦において、敵艦の沈没するもの一九、わが艦隊に捕獲されたるもの五、その他は、或は中立國の港に通入後武装を解除され、或は遁走中沈没して、本國に歸還したのもの一、ウラヂポストックに入つたもの三に過ぎなかつた。また、敵の戦死者は四千餘、捕虜となつた者六千餘の多きに達した。これに對する

わが損害は、戦死者百餘、負傷者五百餘の少數であつた。この戦は、世界史上稀有の大海戦であつたと共に、わが軍の得た大勝も亦、前例なきものであつた。各國が、この戦果を指して、齊しく奇蹟の語をもつてしたのも、宜なりといふべきであらう。

戦後、ロジエンスキー提督は、佐世保海軍病院に收容されたが、東郷司令長官は禮を厚うして、これを慰問した。時に、ロ提督はわづかに身を起して、その厚意を謝し、わが海軍の行動を絶讃した。水師營における乃木・ステッセル兩星の會見と併せて、武將の美しい心情と稱ふべきであらう。

この年七月七日、わが樺太派遣軍は、陸軍中將原口兼濟を司令官として、北遣艦隊援護のもとに、今の大泊港に上陸した。同軍は、別に遣された北方上陸軍と呼應して、三旬を経ずして、全島を平定した。

●大國民たらん者は、單なる敵愾心を満足させることに依て、大義を眠らすべきでない。記念日の意義を、單に、敵を屈伏させた快味に求めるのは、いはゆる小國民的心情に過ぎない。これを、躍進の階段として見るところにのみ、記念日の意義は存する。

◎陸軍記念日と同様、海軍記念日各種の催しは、こゝに、謹説することを避ける。水攻社における祝賀會、海軍代表者の靖國神社參拜等についても同様である。少年東郷會のことも、既に、過去の行事となり了つた。

◎國實以上の國實であり、日本海々戦の記念艦として、國民の頭に透徹した軍艦三笠保存式は、大正十五年、東宮殿下(現天皇陛下)をはじめ奉り、各宮殿下御台臨のもとに、嚴肅に舉行された。同艦が、艦首を宮城の方位に向け、しづかに横はつてゐる様を見て、國民は、長く祖先の足跡を忘れないであらう。

◎日本海々戦當時、わが主力艦の根據地だつた鎮海灣頭兜山には、昭和四年の海軍記念日において、同海戦の記念塔が建設された。その形状は、三笠艦の艦橋と主橋とを模したもので、塔身には、「日本海々戦記念碑」なる東郷元帥の筆蹟が刻まれてゐる。

◎明治神宮表参道東側環狀線に沿つて建築せられた海軍館の三階繪畫室には、維新以來今日までの我が海軍の光輝ある記念壁畫、小林萬吾氏の「威臨丸太平洋横斷」、中澤弘光氏の「明治天皇大阪天保山沖軍艦御親閲」、南薫造氏の「宮古沖の海戦」、中村研一氏の「函館海戦」、田邊至氏の「軍艦赤城西京丸の奮戦」、北蓮藏氏の「勇敢なる水兵」、長谷川昇氏の「威海衛の夜襲」、永地秀太氏の「日本海々戦敵前大回頭」等十七點が、岡田三郎助氏以下當代知名の畫伯を筆者として、陳列せられた。

【露國と講和した】(ポーツマス條約) 陸は旅順に奉天に、海には日本海會戦に大捷して、わが國は列國の視聽を驚歎させながら、顯然勝敗の數を明らかにした。こゝに於て、時の米國大統領ルーズベルトは、三十八年六月、駐米兩國使臣に對して、講和斡旋のこゝを通じた。兩國はその勸告に應じて、わが國は外務大臣小村壽太郎・駐米全權公使高平小五郎を全權委員に任じ、露國は前藏相ウキツテ(わが國との和を唱道して職を逐はれた人)・駐米全權大使ローゼンを全權委員とし、米國東北岸のポーツマス(ニューハンプシャー州)海軍鎮守府を會場として、八月九日から應酬折衝を重ねさせた。

同談判に際し、彼は特に、戦費賠償・樺太割讓を峻拒して、議は容易に決しなかつたが、會見を重ねると十一回に及んで、八月二十九日、我は賠償條項を撤去し、彼は樺太南半の割讓を諾して、漸く意見の一致を見た。かくて、まづ休戦條約の締結となり、九月(年表)五日、兩國委員は講和條約(全文十箇條)に記名調印を了した。世に、これを會見地の名に因り、ポーツマス條約と呼んでゐる。

右條約に定められた主要點は、わが國は露國に對して、(1) 韓國における優越權を承認させたこと、(2) 清國內(現滿洲)に有した旅順・大連及びその附近(現關東州)の租借權を讓與させたこと、(3) 長春(現新京)・大連間の鐵道本支線、及び沿線の鑛山・炭坑(撫順その他)の經營權を認めさせたこと、樺太における北緯五〇度以南を割讓させたこと等であつた。その條文を摘記すれば、次の如くである。

第二條 露西亞帝國政府は日本國が韓國に於いて、政治上・軍事上及び經濟上の卓絶なる利益を有することを承認し、日本帝國が韓國に於いて、必要と認むる指導・保護及び監理の措置を執るに方り、之を阻害し、又は之れに干渉せざることを約す。云々。

第五條 露西亞帝國政府は清國政府の承認を以て、旅順口・大連灣、並びに其の附近の領土及び領水の租借權、及び該租借權に關聯し、又は其の一部を組成する一切の權利・特權及び財産を、日本帝國政府に移轉讓渡す。云々。

第六條 露西亞帝國政府は長春・旅順口間の鐵道及び其の一切の支線、並びに同地方に於いて、之れに附屬する一切の權利、特權及び財産、及び同地方に於いて該鐵道に屬し、又はその利益の爲めに經營せらるゝ一切の炭坑を、補償を受くることなく、且つ清國政府の承認を以て、日本帝國政府に移轉讓渡すべきことを約す。

第九條 露西亞帝國政府は薩哈連島(樺太)南部及び其の附近に於ける一切の島嶼、並びに該地方に於ける一切の公共營造物及び財産を、完全なる主權と共に、永久日本帝國政府に讓與す。其の讓與地域の北方境界は、北緯五十度と定む。云々。

右條約は、十月十四日、米國の首府ワシントンに於て批准交換を了し、この日から十八箇月以内に、兩國軍隊は戦地を撤退すること、定められて、東洋平和の瑞雲は、永久性を帯びて棚引きはじめた。さうして、ロジエストウエンスキー以下七萬に近い敵國俘虜は、歸國の途についた。

◎明治初年この方、わが國が對策に苦心を重ねた朝鮮問題は、こゝに、はじめて解決されたと考へら

れる。次項「韓國併合」の素地も、實に、この時にあつたのである。

【大勝利を得たわけ】 戦塵全く収まつて、十月二十二日、國民歡呼の波を分けつゝ、聯合艦隊は神奈川灣に入港した。翌日天皇は、軍艦淺間に乗御、艦艇一六五隻の觀艦式を行はせられた。續いて十二月七日、滿洲軍總司令部も亦、帝都に凱旋した。こゝに於て、同二十日、大本營ははじめて解散された。

天皇は、戦勝の因が祖宗神祇の聖鑒によることを思召して、十一月十六日外宮に、十七日内宮に親拜遊ばされ、平和克復の次第を奉告して、奉齋の大御心を表せられた。これに次で、三十九年四月三十日、天皇は、東京青山練兵場に凱旋部隊代表の觀兵式を行はせられて、親しく勅語を賜はり、大山滿洲軍總司令官は奉答文を捧げた。かうして、國運を培した大戦役は、輝やかしい歴史の頁へと去つた。

明治三十七八年戦役において、わが潜在力は、世界の一大強國として自他共に許した露國に連勝して、申分ない戦果を收めた。これ、一に、天皇の御稜威によるとはいへ、全國官民が一致協力、國難を克服したことも、その大なる原因として數ふべきであらう。加ふるに、明治五年制定された學制の精神が、その後漸次普及して、奉公の赤心を發揚し、金甌の國家を擁護したことも、その一因として求むべきであらう。

神人一致の  
國家戦線

かつて一露紙により、「戦争は、日本にとつて自殺を意味する」とまで嗤笑されたわが國だつた。そのわが國が、かへつて一階梯を躍進して、逆に露國に對し、自殺にも等しい敗戦を喫せしめた。これが事由は、いふ迄もない國家總動員——といはんよりも、國を信ぜしめた、國

を信じたところの、「神人一致」の鞏固な戦線が然らしめたのだ。

近頃作り出された「人民戦線」などいふ語も、ある國々にとつては必要な標語として、私たちは、これを笑ふまい。だが、わが國には、人民戦線もなければ、國民戦線もファッシュもなく、君民一體・神人合致の國家戦線のみがあつた。それは、宣戦の大詔にも、東郷司令長官の戦況奉告にも、齊しく信仰とし、信念として現はれてゐる。

神人一致——それは理論ではなく、作爲でもなく、たゞ傳統の上に、事實として輝いて來た。その儼存に、私たちは建國の尊さを仰ぎ、歴史の有難さを感謝するのみである。

▲挿圖と挿畫▼

●明治三十七八年戦役要地圖——明治二十七八年戦役要地圖(教科書一三七頁)とは、同一縮尺圖であり、東・西・南三方の切方もまた、寸分を違へてゐない。たゞ、北方だけ場面を展開させて、長春・ウラヂポストック等まで記してゐる。本圖は、「戦役要地圖」であることに加へて、また、「戦役結果圖」でもある。このことについても、ある部面は注視させたいと思ふ。

○大山大將が奉天に入つた——奉天占領後數日の三月十五日、幕僚を従へた大山滿洲軍總司令官が、はるか彼方に見える奉天城(城内は現支那人街)南門から入つて、總司令部と定めた舊衙門跡に赴かうとする途上の光景である。儀仗兵は、第二軍中の第三十聯隊で、塔列した各部隊もまた、第二軍のそれである。先頭に掲げた星章



項に於ては、次教材との呼應脈絡上、何等考へらるべき文字は見出されない。

〔教材の解義〕

【韓國を保護國とした】 東洋史を溯つたなら、根源は遠く、かつ久しい。その間、支那の朝は繁く變つたが、いつも影の形に添ふ如く、半島は、長く中國の羈絆から脱し得なかつた。然るに、明治二十七八年戦役後、朝鮮は始めて、清國の隷屬から離脱して、内政の改革を圖つた。けれども、清國に代つた露國のために、またもや、次第に壓迫されて行つた。わが國が、露國と干戈に見えた原因の一も、實に、同國保全のためにあつた。

ポーツマス條約締結により、既述した如く、露國は韓國について、わが國の「政治上・軍事上及び經濟上の卓絶なる利益」を承認したので、この時から、韓國におけるわが指導は、何等他の掣肘を受けず、意のままに行はれることゝなつた。仍てわが國は、明治三十八年十一月(年表)駐韓大使伊藤博文をして、韓國と協約を結ばせ、彼の外交權を我に收めて、統監により扶掖させることゝした。この月十七日、わが國は、遣韓公使林權助に命じて、「韓國の外國に對する關係及び事務を管理指揮すべく、日本國の外交代表者及び領事は、外國における韓國の臣民及び利益を保護」すべきことを主とし、いはゆる「韓國保護條約」を結ばせた。これより、韓國は、わが保護下におかれることゝなつて、わが國は、統監府を京城に設け、博文をもつて

初代統監に任じた。さうして、翌三十九年一月、從來の日本公使館は閉ぢられた。これ、一に、韓國が外力の壓迫に耐へかねて、獨立の實を保持し行く能力なきに鑑み、東洋永遠の平和保持上、他に方途を見出し得なかつたのに由因してゐる。

越えて、四十年七月、皇帝李熙は、位を皇太子セキ拓に讓つた。この時、韓國總理大臣李完用は、統監博文と協約を結國んで、(1) 施政改善に關し、統監の指導を受くる事、(2) 法令の制定及び重要なる行政上の處分は、豫め統監の承認を得る事、(3) 高等官吏の任免は、統監の同意を以て之を行ふ事等、七箇條の協約を結び、その内政をも、わが指導下におくことゝした。同協約の結果、韓國はまた、全然兵備を廢して、治民の面目も一新された。

●歐洲の「伏魔殿バルカン」と、東亞禍亂の胚胎地朝鮮半島とは、長い間、よくも類似した事情におかれてゐた。而して、前者は歐洲大戰により、後者は明治三十七八年戦役を契機として、共に、その名から救はれることゝなつた。

【韓國を併合した】 統監政治の實施により、紊亂し盡した韓國内政は、爾後數年を経て、漸く刷新されようとした。然るに、半島人は、永年被り續けた苛斂誅求に萎微し果て、居常疑懼の念を捨てず、相互福祉を圖つた統監府の施設も、彼等の誤解を根絶することが出来なかつた。即ち、鮮人中の或る者は、常に、わが遣韓要路の官を殺害しようと企て、隱然、志士をもつて任じてゐた。また、或る者は彼士具眼の士を非難



して、これを賣國奴かの如くつけ規つた。故に、わが好意に出た折角の施設も、動もすれば却つて彼此の親善を阻害し、延いては、再び、東洋永遠の平和を紊る禍因たらうとまで氣遣はれるやうになつた。

こゝに於て、わが國論は、快刀一大手術を施し、彼土を本邦に併合して、もつて、兩國民の安寧を圖らうと論議する者が、次第に多きを加へた。この思索は、韓國民中先覺知明の人士間にも、また、次第に醗酵されて行つた。この顯著な具例としては、一進會長李容九が、會員一萬餘の連署を提げ、「自國領土を日本に併合」する要を韓國皇帝に奏上すると共に、請願書を統監府に提出した事實をあげ得る。この兩書面は、共に、程なく却下されたが、心ある韓民中には、次第に、「韓國を併合」する利を説いて、平和の禍根を除かうと志す者が多くなつて行つた。この頃、わが朝野の議もまた、韓國併合の要を説いて、統監政治に對し、更に一步を進めべきを強調した。

明治四十三年七月、第二代統監曾根荒助に代つて、陸軍大臣寺内正毅(現職のま)は、京城に赴任した。その次月、韓國總理李完用は、正毅を訪問して、半島の地をわが國に併合すべき議を示した。兩者の會見は、以後數次を重ねて、完全に意見の一致を見た。仍て正毅は、併合案文を電報し、兩國皇帝の御諒解御裁可を経て、「韓國併合條約」は目出度く成立し、この年八月(年表)二十九日をもつて發表された。

韓國併合の事實は、一に、半島人多數の民意を酌まれた同國皇帝の聖慮により、その版圖をわが帝國內に編入して、自國民の生活を幸福にしようとの心から發してゐた。これに對して、わが天皇もまた、相互國民

の享受すべき寧社を思召され、兩國主權者の大御心は完全に合致して、こゝに、一大史實となつて現はれたのである。いま、その併合條約中、主なる項目をあげれば、次の如くである。

- 第一條 韓國皇帝陛下は、韓國全部に關する一切の統治權を、完全且つ永久に、日本國皇帝陛下に讓與す。
- 第二條 日本國皇帝陛下は、前條に掲げたる讓與を受諾し、且つ全然、韓國を日本帝國に併合することを承諾す。
- 第三條 日本國皇帝陛下は韓國皇帝陛下・大皇帝陛下・皇太子殿下、並びに其の後妃及び後裔をして、各々其の地位に應じ、相當なる尊稱・威嚴及び名譽を享有せしめ、且つ之れを保持するに十分なる歳費を供給すべきことを約す。
- 第四條 日本國皇帝陛下は、前條以外の韓國皇族及び其の後裔に對し、各々相當の名譽及び待遇を享有せしめ、且つ之れを維持するに必要なる資金を供給することを約す。

わが國は、右條文の趣旨を尊重して、舊韓國皇帝を王とし、その御家族を遇するに、王族の稱をもつてした。また、李王家の舊族に對しては、公族としてこれを選し、それらに、舊來の體面を保持させることとした。

かくて、併合後の韓國は、これに命けて朝鮮と稱し、舊統監府は總督府と改められて、正毅を初代朝鮮總督に任じ、更始一新の政務を視させた。こゝに於て、半島内一千餘萬の民衆は、新にわが同胞となり、帝國現在の面積約三分の一に及ぶ地は、わが封域に加へられたのである。

併合條約發表の日、天皇は、その旨を告げて、これを國民に諭し給ひ、詔書を下賜せられた。同時に舊韓國皇帝も、右様趣旨を舊國民に示し給ふた。この時、帝國はまた、これを諸外國に通じて、公明の態度を示

した。

「日本人・朝鮮人」といつた語

「孫や南のみぢやない。マラソンの將來は、日本人よりは、朝鮮人が有望だ。」など、韓國併合を説いた人間が、不用意にといはうか、無自覺にといはうか、平氣で、こんな言葉を使つてゐる。まるで、併合された筈の韓國——朝鮮が、日本以外の土地となり、人間もその住民となつてゐる。何といふ、哀しい、情ない言葉であらう。

日本人の中には、内地人(和民族)もあり、朝鮮人もあり、アイヌ人も、ギリヤーク人も、等も、等もゐる。これらが皆、齊しく皇恩に浴してゐる日本人である。かりにも、如上の使ひわけを間違つてゐた連中には、うんとく、耻ぢて貰ひたいものである。

●「韓國」を、日本—自分に併合したのだから、當然「韓國併合」といふべきだ。主體は日本—自分であり、これに入つた客體が韓國である。故に、主客の別を辨へず、第三者から眺めたやうな「日韓併合」や、「日韓合邦」などいふ、相對的な言葉を棄て、正しい「韓國併合」の稱呼を用ひようではないか。

初代韓國統監大勳位公爵伊藤博文は、明治四十二年六月、職を辭して、樞密院議長となり、副統監曾根荒助がその後を襲つた。博文は、統監在職中から、韓國皇太子(現李王殿下)の太師として辭任後に及び、更に、同太子留學中の輔育總裁の任を帯びて、ひたすら、その大成に向つて盡瘁した。

明治四十三年十月十四日、博文は大磯の別荘を發して、滿洲視察の途に上り、回憶の地下關春帆樓に一泊

して、十六日發航、十八日大連に着した。それより、或は各地の戰場を歴巡し、或は史蹟を訪ね、或は産業經濟の發達を視察して、月の二十六日、北滿ハルビンに着した。時に博文は、露國藏相コフツォノの來迎を受け、同氏の請によつて、彼國護境軍團一部の檢閲を行つた。その終つた時、博文は、參加軍隊の一端後方から發した鮮人安重根の狙撃に遇ひ、六十九歳をもつて、嚇々たる生涯の終を告げた。

博文は、維新前夙く歐洲に留學し、大政奉還後は廟堂に立つて、岩倉大使の副として歐米に派遣されて以後、或は憲法を制定し、或は韓國統治の實をあげて、明治躍進史上に、大なる功績を積んだ。この間、博文はまた、初代内閣總理大臣に任ぜられて以來、組閣すること四度に及び、更に、しばしば貴族院議長・樞密院議長等の要位にゐて、献替するところが頗る多かつた。その墓は、東京市内大井の谷垂にある。

◎朝鮮統治の中心地たる京城の南山には、天照大神・明治天皇を合祀した官幣大社朝鮮神社が奉祀されてゐる。社は、大正八年現社格に列せられて、同十年起工した。その當日は、朝鮮王・公族らも多數參列し、係員は、白衣の裝束に身を淨めて奉仕した。この他、朝鮮の地には、伏見桃山陵から分靈した晋州神社など、漸次社殿が建設されて、善政の跡を偲ばせてゐる。

◎鮮人中の功勞者は、一視同仁の大御心から、それと、授爵及び叙位の恩命に浴してゐる。その授爵せられた最高級者は、併合當時の總理故李完用侯(前總督府中樞院副議長、大正十五年薨去)、及び朴泳孝侯(現貴族院議員)である。この他、鮮人中叙位された人々は、すべて千餘名の多き上つてゐる。

◎大正七年十一月、皇室典範は、「皇族女子ハ王族又ハ公族ニ嫁スルコトを得。」と増補せられ、梨本宮守正王第一王女正子女王は、現李王垣殿下に嫁せられた。

◎伊藤博文の葬儀に際して、明治天皇は廢朝を仰出され、國葬の禮をもつて、これを送らせられた。(大正十五年、李王垣殿下の薨去に

についても、同様の令遇を賜はつてゐる。故公に對して、やがては正一位が追贈され、別格官幣社をもつて祀られる日が来るのではあるまいかなど愚考せられる。

○伊藤公薨去二十一年に相當する昭和四年、生前公の知遇を受けた伊東已代治伯、及び朴泳孝侯、その他内鮮官民有志多數の發起により、京城英忠壇公園の傍に、春祇山博文寺（春祇は公の雅號）が起工された。經費は約五〇萬圓、廣く内鮮人の寄附により、工は竣成した。その本尊釋迦牟尼佛は、同八年、高村光雲翁の彫造に成つた。

○ハルビン公會堂では、昭和二年の公の命日にあたり、新海竹太郎氏作の同公胸像が除幕された。

○内鮮人無差別の一例として、さきに、鮮人功勞者靖國神社祀の事實を記した。この他、學界の耆宿金允植翁が學士院賞を贈られたのを始として、多くの事例が數へられる。なほ、内鮮融合の實際についても、建國祭に彼等鮮人女史群の參加したこと等、微笑まるべき談柄が少くない。

### ▲挿畫▼

韓國併合——右半宏大な建物は、京城内街に入る南大門で、内地人の手に營まれた城外南方の龍山と連絡する要衝である。同市内街を圍繞する城壁には、東大門・東小門・北門等の諸門が存するが、これらに比して、同門は斷然、樞要な地位を占めてゐる。畫は、歴史的記念日たる八月二十九日、白衣の鮮人が、内地人と何等の差別を見せず、隔意なく、城門前を行歩してゐる情景である。戸毎に掲げられた日章旗は、併合に對する新附の民の誠意を、もつともよく表述したものとひ得よう。

この圖は、明治神宮外苑聖徳記念繪畫館壁畫の一で、全鮮各道の奉獻にかゝり、辻永氏の筆に成つた。

## 八 天皇の崩御

〔要旨〕 明治天皇の崩御を主材とし、昭憲皇太后の崩御を副へて、御一代の間における御盛業を回憶させ、報恩感謝の念を旺盛にしたいと思ふ。これに併せて、天皇崩御の當時、あまねく蒼生の表述した至情を授けることにより、至誠奉公の念を切實ならしめることを目的とする。

この項は、御在位中の聖徳を要約概括することに加へて、既掲諸項中に叙し得なかつた御事歴につき謹叙し、乾坤の大徳に應へ奉らせることをも、また、目的の一としてゐる。

〔位置と聯繫〕 光耀たる明治時代の幕は、この項の叙述をもつて打切となる。その四十餘年間を顧みたり時、神聖なる御事歴御大業に對し奉つて、再び、驚歎と感激とを新にさせられるものがあるであらう。

歴史は繼續し、國家は進展して止まない。八項に分ち記された「明治天皇」崩御後の時勢は、直ちに「大正天皇」に聯關して、内政はいよゝゝ進み、外交的地歩はますます高められて行く。

### 〔教材の解義〕

〔御病氣におかゝりになつた〕 明治天皇は、慶應三年、大統を御繼承遊ばされてから、明治四十五年に至るまで、常に、大御心を天下萬民の上に注がせられ、冠絶せる英明の天資を傾けて、勵精治を圖らせられ

た。これを以て、文化は日に歩み、國運は年と進んで、世界史上比類なき發展を遂げ、わが日本帝國の新興は、各國驚異の的となつた。かゝる時、天皇は圖らずも、御不豫を覺えさせられ、御病床に惱ませ給ふ御事となつた。

明治四十五年七月十日、天皇は、東京帝大の卒業式に行幸せられて、御機嫌常の如く遊ばされたが、前年同校への御臨幸時に比し、階段上下の御行歩等に、御困難の様が拜せられたと仄聞する。だが、御代とこしへにと祈る國民の中、誰かこの御事をもつて、最後の行幸と恐察した者があらう。然るに、この月十九日、玉體は俄に御發熱あらせられて、翌二十日には、聖上御不例の旨が宮内省から發表せられた。

天皇御惱の報を仰いだ國民は、宛然霹靂に打たれた如く、恐懼措くところを知らず、憂愁止まるなく、全國各地の社頭には、「御惱御平癒」の祈願が、日をついで舉行された。この間、劇場・寄席等はおのづから閉鎖され、官民は齊しく歌舞音曲を停止して、靜寂憂惧の氣が全國に漲つた。

宮中では、はじめ、待醫頭岡玄卿及び待醫らをして拜療させたが、更に青山胤通・三浦謹之助(共に東京帝大教授)兩博士をも加へて拜診し、尿毒の御症なることを發見し奉つた。この日から、宮内省は國民の赤誠を酌んで、日に三回(二十日か、は五回)、御容態書を發表することとした。こゝに於て、御平癒を祈り奉る國民は、折柄の炎暑を物ともせず、宮城正門外に參集して、その數日に幾千を算し、老幼の別なく、男女を分たず、夜を徹し、跪坐して熱禱した。また、日比谷大神宮においても、連日御平癒祈願が行はれたが、こゝにも參拜者は引きも

きらず、中には血書の願文を奉納した青年があり、漆黒の頭髮を斷つて奉願した少女も交つて、熱誠のかぎりを實現した。これを以ても、國民が、いかに皇恩をしたひ、聖徳を仰ぐ心の深かつたかを察することが出来る。

萬民の熱誠かくの如く、その至情は神通してか、一たび、病勢は少しく退いたと拜されたが、二十八日に至つて、再び御急變遊ばされた。こゝに、暗雲は大内山にいよ／＼濃く、御平癒を祈り奉る聲は、上下をあげ、天地に満ちて、悲絶哀絶の限をつくした。然るに、幾千萬赤子の熱意も純情も感應なくてか、否、天運は遂に、旋らし奉ることを得なかつたのである。

【崩御あらせられた】 明治四十五年七月三十日(年表参照)、午前零時四十三分、不世出の聖帝明治天皇は、寶算六十一歳をもつて、絶大なる御大業をあとに、登遐遊ばせられた。これを拜聞した國民は、愕然色を失ひ、戸毎に淋しく弔旗を垂れて、衷心から哀悼し奉つた。その悲歎の様は、極に達して、慟哭號泣せざるなく、赤子の慈母を喪ふた度を超え、爾後一箇年間、諒闇の日子を服喪し續けた。而して、聖徳を追慕するの情に至つては、綿々更に盡きず、いよ／＼久しうして、いよ／＼盛になり行く有様である。

天皇御登遐の悲報は、諸外國にも傳承されて、各國の元首・王族らは、齊しく痛惜し、哀悼し奉つた。同時に、各國諸新聞も、筆を揃へて、御一代の御偉業を稱へ、偉大なる君主を失へりとして、長文の弔詞を掲載した。今、その一二につき、各一齣を左に掲げて見よう。